

ア 国内誘客総合対策事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		115,909 千円
H28～H30	124,660 千円	内訳	国庫支出金	10,000 千円
担当課	観光・地域振興課、ツーリズム社团		一般財源	105,909 千円

(注) 国庫支出金は地方創生加速化交付金である。

i 事業の目的

九州・中国・四国・関西・中部・東日本の各エリアの特性を生かし、民間事業者と「おんせん県おおいた」が連携したプロモーション、情報発信を展開し、誘客促進を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
強みを活かした戦略的誘客・プロモーション	千円 60,222	①九州・中国・四国エリア 高速バス利用商品の造成等 ②関西・中部エリア JR西日本大型キャンペーン連携誘客等 ③東日本エリア 航空機利用の旅行商品の造成等	委託先： ツーリズム社团 ②の一部は、おおいた観光周遊促進協議会事業の負担金
情報発信	44,958	①イメージ戦略(ロケツーリズム推進) ②民間ノウハウを生かした情報発信(ネット事業者連携) ③若者対策(観光まちづくりコンテスト) ④旅行会社連携(ニュースレター) ⑤HP・ガイドブック等による情報発信	委託先： ツーリズム社团
ツーリズムおおいた事業推進費	19,480	本事業以外の委託も含めた全体で負担するツーリズム社团の管理経費	

(注) 「ツーリズム社团」は公益社団法人ツーリズムおおいたの略称である。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	旅行会社・マスコミ訪問件数(回)			101[100]	a	A
	サロン・商談会(回)			4 [2]		
成果	国内延べ宿泊者数(人泊)			6,024,530 [6,379,576]	a	

(注) 国内延べ宿泊者数は宿泊旅行統計による。

《評価の説明》

平成 28 年度開始事業である。活動指標については全て目標を達成しているため、a (3 点) 評価となっている。成果指標については 90%を上回る 94.4%の達成率となり、a (3 点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ツーリズム社団への委託

業務委託契約等に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度は、熊本地震が発生したため、委託の仕様を変更し、当初予算に比べると実績では事業区分を追加して「熊本地震風評被害対策」として 18,809 千円を他の事業区分から流用している。

(2) 「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」

おおいた観光周遊促進協議会と(株)J R 西日本コミュニケーションズが当該企画の制作・運営に係わる業務委託契約を結び、その委託料を関係団体が負担 (合計 90,000 千円) している。

〔関係団体の負担金の内訳〕

大分県 10,000 千円、J R 西日本(株)65,000 千円、J R 九州(株)5,000 千円、
大分市 4,000 千円、別府市 4,000 千円、由布市 2,000 千円

(3) ツーリズムおおいた事業推進費

指摘 34-K	ツーリズムおおいた事業推進費の取扱いについて
改善事項	ツーリズムおおいた事業推進費には、委託事業においてツーリズム社団で発生する管理諸経費 19,480 千円を予算として折り込んでいる。しかし、実際には、他の複数のツーリズム社団への委託事業で負担する一般管理費的な費用を、予算上は「国内誘客総合対策事業」に一括計上している。
	事務事業評価上は、委託事業ごとに分けた金額をそれぞれの事務事業評価調書の「主な活動の予算額」欄で表示すべきと考える。

《補足》

ツーリズムおおいた事業推進費は「観光地域磨き推進事業」「国内誘客総合対策事業」「広域観光連携推進事業」「団体誘客推進事業」「インバウンド推進事業」全体で負担するツーリズム社団の管理諸経費で、全事業費の 11.187%となっている。これを各事業ごとには分けずに、一括予算計上している。

この結果、委託契約は事業ごとに別々に締結されているため、予算と委託契約金額とが単純には一致せず、関連性が分かりづらくなっている。それでも、ツーリズム社団の管理経費負担額を「国内誘客総合対策事業」に一括計上した理由は、予算査定に当たり財政課がツーリズム社団の管理経費負担額の過去からの推移を把握したいがためとのことである。

しかし、事務事業評価上、予算は投入(インプット)量を示す数値であり、これが歪められると事務事業評価の趣旨を損なう可能性があり、好ましくない。

なお、委託料を検討する際に、管理諸経費を各事業にどのように割り振るかの明細が作成されているので、これを事務事業評価担当課(行政企画課)へ提出すれば、予算からの組替えの内容は判断できる。

B. 事業の管理について

指摘 35-K	「情報発信」の内容及び活動指標について
不備事項	平成 28 年度の政策予算の概要で記載されている事業区分「情報発信」の内容は、前述「ii 事業区分及び活動内容」に記載のとおりであるが、事務事業評価では「県外事務所がマスコミ・旅行会社等を集めて情報発信を行うサロンや、県内に旅行会社等を集めて情報発信を行う商談会等の実施」と記載され、全く内容が異なる。したがって、これに係る活動指標「サロン・商談会(回)」も政策予算の概要をベースにすると「情報発信」の活動指標として不適切と考える。

《補足》

情報発信の活動指標が難しいため、採り易い活動指標にあわせて内容を書き換えたようである。事務事業評価で採用している活動指標は、むしろ「強みを活かした戦略的誘客・プロモーション」の活動の一環に見える。政策予算の概要での情報発信にはいろいろな活動が混在しているので、全てをカバーする活動指標を設定するのは確かに難しい。そこで、代表的な活動に係るものを採用するとすれば、決算を見ると「若者対策」(観光まちづくりコンテスト)の金額が大きいので、この活動指標として適切なものを採用すべきと思われる。

なお、政策予算の概要と事務事業評価はPDCAサイクルとして基本的にリンクすべきである。

C. その他

(1) ツーリズム社団の事業費のチェックについて

ツーリズム社団の事業費のチェックは県側ではあまり細かくは行っていないようである。例えば、ツーリズム社団と旅行会社との間で結んだ委託契約やその請求書と実績報告との照合は行われていない。ただし、県の現役職員を3名派遣しているので、日々の取引はツーリズム社団側で県職員がチェックしているため実質的な問題はないとの話である。

(2) 特定旅行企画事業について

指摘	36-K	特定旅行企画事業について
勸奨事項		「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」は、特定の旅行企画案件であるが、大分県の「温泉」という地域資源の魅力をアピールする地域磨きの一環として広く捉えれば、発展性がある。企画内容は変えるものの毎年関連市町村と連携したイベントを継続的に実施すれば、「市町村連携おんせん企画事業」というような名称で継続的な県支援事業として展開できる可能性がある。

《補足》

「名探偵コナン おんせん県おおいたミステリーツアー」は、特定の旅行企画案件であり、他の事業区分のようにツーリズム社団に委託している訳でもなく、性格的に異なるものが紛れ込んでいるような感がある。市町村等との協力事業（形態的には負担金事業）である点では、後述の「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」に近い。また、当該旅行企画での誘客数等の成果が直接把握しやすい点が広報的な事業とは異なるので、上記のような観点で別事業化の方が分かりやすい。事業としては少し規模が小さいようであれば、「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」等と合わせて、「市町村連携地域磨き推進企画事業」といった枠組みで事業を組み直すことも考えられる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「国内誘客の推進と海外誘客（インバウンド）の加速」の中での取組「国内観光客確保策の推進」を全体として一つの事業としている。なお、その取組に記載されている取組事項は次のとおりである。

- ① 圏域ごとのニーズを的確に捉えた誘客戦略の展開
- ② MICEや教育旅行、国内クルーズなど団体誘客の促進
- ③ 「おんせん県おおいた」など本県の強みを生かした継続的な情報発信
- ④ グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなど体験型観光の充実
- ⑤ スポーツツーリズムやロケツーリズムなどニューツーリズムへの対応促進
- ⑥ 高齢者や障がい者など全ての人が楽しめるユニバサルツーリズムの推進

- ⑦ おもてなし研修、トイレクリーンアップなどソフト・ハード両面による受入環境の整備
- ⑧ 観光ガイドの効果的活用による観光客の満足度向上
- ⑨ 観光地間のネットワーク強化や案内所機能の充実、二次交通の整備による受入態勢の整備促進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「国内延べ宿泊者数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I の「県内宿泊客数」から「外国人宿泊数」を差し引いた数値である。

この指標は、この事業以外の要因で訪れた観光客も多く含まれており、総合的な効果を示す指標となっている。本事業では、広く誘客活動を行っているので、この事業による直接的な誘客数は掴みづらいと思われ、他に適当な指標も見出し難い面もある。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

3. 委託契約における一般管理費率

ツーリズム社団への委託に当たっての一般管理費については、実際に妥当と思われる比率を県側で見積もった上で、事業費の 15%以内であれば慣例的に認めているようである。なお、実際に採用している比率 11.187%は、ツーリズム社団の管理運営費の平成 28 年度当初予算をベースに観光・地域振興課で算定したものである。

管理費 15%以内という数値が決められた経緯についてははっきりしないが、幾つかの参考となる事例を一応は見ているようである。また、管轄外ではあるが、環境省における「委託事業経費の算出等に関する基本方針」で 15%以内となっていることも考慮している。

イ インバウンド推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		126,354 千円
H27～	80,713 千円	内訳	国庫支出金	49,413 千円
担当課等	観光・地域振興課、ツーリズム社团		一般財源	76,941 千円

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金である。

i 事業の目的

海外に対して観光PR等の誘客施策を行い、本県を訪れる外国人観光客を増加させる。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
情報発信 (旅行社・メディア招請、WEB・SNS やイベント等での情報発信)	千円 44,159	①台湾対策事業 ②タイ対策事業 ③ベトナム対策事業 ④韓国対策事業 ⑤香港・中国対策事業 ⑥広域連携・情報発信事業等	委託先： ツーリズム社团
誘客 (ラグビーワールドカップ 2019 等に向けた欧米対策の強化、海外旅行社への売り込み、商談会、旅行博等への参加)	9,301	①RWC 開催地「おんせん県おおいた」のイメージ戦略の展開 ②海外・国内からの誘客 ③長期滞在と消費を促す仕組みづくり及び感動を与える受入環境整備	委託先： ツーリズム社团
受入態勢整備 (外国人観光客向け通訳サービスの提供、おもてなし研修の実施、多言語対応強化等)	27,253	①宿泊施設向け通訳サービス提供 ②Onsen Oita Wifi を活用した情報発信事業 ③ムスリム及び訪日教育旅行の受入環境整備 ④クルーズ船誘致	委託先①②③： ツーリズム社团 負担金④： 大分県国際観光船誘致促進協議会

(注) 年度途中で予算の増額補正 49,706 千円を行っている。

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	海外メディア取材招請・受入(回)		20	11 [22]	a	A
	旅行会社セールス(回)		7	16 [6]		
	おもてなし研修会の開催(回)		2	7 [2]		
成果	外国人観光客宿泊数(人泊)		773,990	827,010 [560,000]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については「海外メディア取材招請・受入回数」が未達であったが、予算割合による加重平均で算出した達成率が 90%を上回るため、a（3 点）評価となっている。成果指標については 147.7%の達成率となり、a（3 点評価）。両者の合計が、6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ツーリズム社団への委託について

業務委託契約等に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 国際観光船誘致促進協議会への負担金について

指摘	37-K	国際観光船誘致促進協議会への負担金について
勸奨事項	国際観光船誘致促進協議会への負担金は、別府市と事前折衝し県議会の議決をもって決定される。県の負担金の額は、毎年、国際観光船誘致促進協議会の予算の 50%程度となっている。各参加者の間の負担割合の取り決めについては、毎年協議会で調整し、総会で決定するため文書が残っていないので、何らかの形で取り決め文書を作成することが望まれる。	

B. 事業の管理について

指摘	38-K	活動指標及び成果指標の目標設定について
勸奨事項	活動指標及び成果指標の目標値については、ツーリズム戦略で策定することになっており、その目標値は全体の合計数値であり、国・地域ごとに積み上げた結果にはなっていない。 活動指標及び成果指標の設定自体は全体の合計数で問題ないが、その全体の積み上げとして国・地域別の数値目標を設定し、実績値と比較分析することで、PDCAの効果的な実施に努めることが望まれる。	

《補足》

海外といっても国・地域は多数あり、趣向やアプローチ方法は多岐にわたる。事務事業評価調書の「現状・課題」でも、国・地域の特性やニーズに応じた情報発信・セールスを行う必要性に触れている。大枠のみの指標を掲げても、実績との比較・分析、有効な改善措置を取ることができないので、積み上げとして目標値を設定しておく必要があると思われる。

C. その他

指摘	39-K	調査の実施について
改善事項	台湾市場における訪日旅行経験者の情報入手経路等に関する調査を実施しているが、その際に、調査研究の目的（仮説の設定等含む）や活用方法、フォローアップ等を明確にし、調査結果を最大限有効活用できるような工夫をする必要がある。	

《補足》

「サービス産業生産性向上支援事業」で同様の指摘をしているので、指摘19-S(94頁)を参照されたい。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

「国内誘客の推進と海外誘客（インバウンド）の加速」の中の取組「海外誘客（インバウンド）対策の加速」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 東南アジアからさらに欧米など誘客対象地域の拡大
- ② ターゲット国に応じた観光素材の効果的活用と魅力ある観光ルートづくり
- ③ 現地旅行会社や日本の旅行会社現地法人との緊密な連携による誘客の促進
- ④ 宿泊施設における多言語対応、ハード整備など積極的な受入れに向けての機運拡大

- ⑤ ラグビーワールドカップ 2019、2020 年オリンピック・パラリンピック等を契機とした世界への情報発信
- ⑥ 海外からの航空路線やクルーズ船などの誘致促進
- ⑦ 海外からのM I C Eの誘致推進
- ⑧ 外国人観光案内所の整備などによる、まちあるき環境の整備促進
- ⑨ 海外誘客（インバウンド）に対応できる特区ガイド等の育成・確保
- ⑩ 免税店の拡大や海外カード対応の促進などによるショッピング環境の改善
- ⑪ W i - F i 環境の整備促進や、A R など I C T を活用した観光・交通情報の提供

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「外国人宿泊客数」は、事業の位置づけ方を上記のように行っていることもあり総合的な効果指標となっており、プラン 2015 における施策目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P I とも一致している。

また、大分県版総合戦略アクションプランの事業K P I は、先行型交付金事業として本成果指標と同一の指標を採用している。加速化交付金事業としては、「ラグビーワールドカップを見据えた欧米等インバウンド推進事業」に組み替えて、「アジア圏以外からの外国人宿泊者数」を追加設定している。

3 事業環境の整備に係る取組

(1) 金融支援

I 関連する施策と取組

施策	取組
チャレンジする中小企業と創業の支援	・金融・再生支援策の充実・強化

II この分野における取組の基本方向

- ☆ 中小企業への融資に合わせて、金融機関が有する知見等を活用した経営支援メニューをセットで提供し、当該企業の経営課題の解決を図る「金融機関提案型資金」の創設等により、意欲ある地域金融機関による中小企業支援を促進する。

III 大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

施策K P Iは設定されていない。

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 中小企業金融対策費	35,923,389	26,415,207

ア 中小企業金融対策費

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		26, 415, 207 千円
S32～	35, 923, 389 千円	内訳	諸収入	296, 795 千円
担当課等	経営創造・金融課		一般財源	26, 118, 412 千円

(注) 諸収入は、制度資金の貸付原資として預託した貸付金に対する償還金等である。

i 事業の目的

県制度資金を運営し、民間金融機関や政府系金融機関による金融を補完することで、県内中小企業の資金繰りを支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	事業の内容	備考
県制度資金	千円 35, 546, 000	指定金融機関に対して貸付原資の一部を預託することにより、長期・固定で低利の資金を供給する。	直接実施
保証料補助	377, 389	県制度資金を利用する中小企業者の保証料を軽減するため、信用保証協会に対し、軽減額の一部を補助する。	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	融資メニュー数(種類)	11	12	13[11]	a	A
	融資件数(件)	3, 452	3, 596	3, 636		
	※保証承諾ベース			[3, 641]		
成果	融資金額(千円)	29, 534, 798	32, 795, 399	35, 161, 584	a	
	※保証承諾ベース			[35, 000, 000]		

《評価の説明》

活動指標については、「融資件数」が未達となったが、いずれも 90%を上回っているため、a(3 点)評価となっている。成果指標は、達成率 100.5%となり、a(3 点)評価。両者の合計が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：中小企業信用保険法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県中小企業振興資金融資要綱、大分県中小企業活性化資金特別融資要綱、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱、大分県中小企業金融円滑化借換資金特別融資要綱、大分県事業引継円滑化資金特別融資要綱、大分県創造的企業育成支援資金特別融資要綱、大分県チャレンジ中小企業応援資金特別融資要綱、おんせん県魅力アップサポート資金特別融資要綱、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱、大分県創業支援資金特別融資要綱、大分県地域産業振興資金特別融資要綱、大分県小口零細企業資金融資要綱に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	40-S	活動指標（融資メニュー数）の設定について
改善事項		活動指標を漫然と過去3年平均としており、指標設定の根拠が曖昧である。融資メニュー数は多ければよいというものでもなく、目標設定には馴染まない面もあるので、当該活動指標は廃止した方がよいと考える。

＜補足＞

実際に、平成29年度の融資メニュー数の目標値は12種類（平成28年度末のメニュー数は13種類）であるため、目標に従えば融資メニュー数を1つ削減する必要があるが、メニュー数を削減する予定はなく、活動指標が形骸化している。

なお、制度資金の詳細なメニューについては、「中小企業金融対策費：制度資金一覧表」（巻末資料B-5）を参照されたい。

指摘	41-S	活動指標（融資件数）の設定について
改善事項		本来であれば、融資メニューごとの融資件数に係る活動指標を設定し、全てのメニューを合計した数値が活動指標に係る目標件数となるべきであるが、現状は漫然と過去3年の平均値としているため、PDCAが有効に実施されていない。 活動指標は十分な根拠に基づき設定し、目標と実績との比較分析を行い改善措置を講ずる必要がある。

＜補足＞

実際に、平成28年度は目標に対して実績が未達となっているが、そもそも目標の設定が過去3年平均で算出されており、未達の理由は存在しない。つまり、なぜ未達であったのか分析・検討が出来ておらず、改善措置の策定が有効に行えていない。

C. その他

指摘	4 2 - S	融資メニュー数について
勸奨事項	融資メニューが多すぎると制度への理解が進まず活用されない可能性があるため、金融機関職員と中小企業者にとって分かりやすい制度の種類・数があるはずである。制度を精査し適度な種類を検討することが望まれる。 また、制度の精査に際しては、メニュー数、制度内容（定義等の理解度）、手続き面、融資条件等を含めた現状の分析を実施することが有効であることから、利用者に対してアンケートを実施する等の施策が望まれる。	

《補足》

県の制度資金の種類は、13 種類あるが、県の制度融資以外にも保証協会や市町村の制度資金もあり、全てを把握することは金融機関職員及び利用者にとって煩雑である。融資メニューは多すぎれば利用者が混乱するし、少ないと利用者が有効に活用できないため、過不足がない状態が理想である。

経営創造・金融課として、適切な融資メニュー数を設定し、その中でメニューの入れ替え等を行うことが望ましい。

指摘	4 3 - S	制度融資の金利設定について
勸奨事項	制度資金の貸出金利を低利に設定した場合、金融機関が制度融資を利用しないという懸念はあるが、低利での金利設定は利用者（中小企業者）にとって大きなメリットである。民間金融機関と厳しい折衝を行い制度融資の金利水準を決定しているが、利用者にとってより有利な条件の設定に一層尽力することが望まれる。	

《補足》

本制度資金は、「ii 事業区分及び活動内容」に記載があるとおり、長期・固定で低利の資金を供給することに意義があるが、現状では決して低利とは言えない金利水準となっている。大分県の主要金融機関の平均利回り（1.2%～1.8%程度）と比較しても割高となっていると思われる。また、日銀が発表している国内金融機関（都市銀行を除く）の平均貸出金利（0.84%～1.57%）と比較しても割高となっていると思われる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「金融・再生支援策の充実・強化」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 金融機関提案型資金による中小企業の創業や新事業展開等の前向きな取組支援
- ② 民間金融を補完する県制度資金の充実・強化による中小・零細企業の資金繰り支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「融資金額」は直接的な効果指標であり、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P Iとは独立した指標である。

なお、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

(2) 人材確保・活用支援

I 関連する施策と取組

施策	取組
産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進	・ U I J ターン就職の推進
クリエイティブ産業への挑戦	・ 創造的人材とのネットワーク構築 ・ 県内企業と創造的人材との交流の場の創出 ・ 付加価値の高い新事業の創出

II この分野における取組の基本方向

- ☆ 地元で働きたいと考える若者の県内就職・定着を支援するとともに、都市圏を中心とする県外からの U I J ターン希望者へのきめ細かな支援に取り組み、人材の確保を図る。
- ☆ アーティスト、I T 技術者、デザイナー等のクリエイターや起業家など、幅広い分野の創造的人材を本県に呼び込むとともに、アートプロジェクトの活動拠点も含め、より多くの県内企業と創造的人材が出会い、ともに活動するための拠点づくりを行う。

III 大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策 K P I）

- ・ クリエイティブ産業育成の政策に基づく、創造的人材と企業との連携による商品・サービスの事業化件数(件) H31年度30件【H26年度実績 ー】

IV 関連事業

事業名	28 年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア プロフェッショナル人材活用推進事業	0	39,525
イ クリエイティブ産業創出事業	12,061	11,642

ア プロフェッショナル人材活用推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		39,525千円
H27～H31	0千円（繰越額39,530千円）	内訳	国庫支出金	39,525千円
担当課等	予算管理：商工労働企画課 事業執行：工業振興課 産業創造機構			

（注）国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、国の平成27年度補正予算に係る繰越額39,530千円から充当している。なお、繰越額は平成28年度の当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

大都市圏のプロフェッショナル人材を活用し、県内企業の事業革新等につなげる。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	備考
大分県プロフェッショナル人材活用センターの設置	千円 39,530	企業訪問等による県内企業のプロフェッショナル人材に関するニーズの掘り起こし。 民間人材ビジネス事業者を介した県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング支援。	委託先： 産業創造機構

iii 事務事業評価（実績値）

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	県内企業からの人材確保等に関する相談件数(件)		9	253 [210]	a	C
成果	県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング件数(件)		—	3 [15]	c	

《評価の説明》

国の補正予算の受入れにより平成27年度の終盤から事業開始となっている。平成28年度は、活動指標については目標を達成したため、a（3点）評価となっている。成果指標については達成率が20.0%であったため、c（1点）評価となった。両者の合計が4点となるため、総合評価は「C、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

産業創造機構との委託契約に基づき、財務事務の執行が適正に行われていることを確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) プロフェッショナル人材活用推進事業の活動状況

大分県プロフェッショナル人材活用センターを設置し、専門スタッフ3名によりプロフェッショナル人材活用推進事業に取り組んでいる。

- ・企業からの相談件数：253社（目標：210件）
- ・マッチング依頼件数：34社
- ・成約件数：3社（目標：15件）

(2) プロフェッショナル人材活用推進事業の事務の執行

地域活性化支援業務実施要領（プロフェッショナル人材戦略拠点事業実施要領）、地域活性化支援業務委託要綱（プロフェッショナル人材戦略拠点事業委託要綱）に基づき、財務事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

D. その他

指摘	44-S	実施体制の構築について
勸奨事項	そもそもプロフェッショナル人材活用推進事業は、中央で活躍するプロフェッショナル人材に対して地方への生活拠点の移転や経済力低下の容認を求める性格を有するものであり、困難さを伴う事業である。県として、プロフェッショナル人材活用推進事業をどのようにするのか、グランドデザインを明確にすることが望まれる。	

《補足》

事務事業評価調書の「現状・課題」において、「県内企業の事業革新や新商品開発等をリードできる「プロフェッショナル人材」の確保が課題となっている」としているが、成果指標の県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング件数は目標15件に対し実績は3件と大きく未達であった。

このため、事業の委託先が産業創造機構から（公財）大分県総合雇用促進協会へ1年余りで変更となっている。また、県の担当部署も変更されている。そもそもマッチングに当たって、都市圏の民間人材会社を利用することが前提となっている国の事業スキ-

ムに問題があったと思われる。現在の景気動向では、都市圏で有望な人材は吸収されてしまい、民間人材会社が敢えて地方の大分県に人材を回すことはあまり期待できないであろう。数は少ないと思われるが、個人的な事情により大分県に帰りたい、行きたいと考えているような人材を探す有効な方法を考える必要がある。

指摘	4 5 - S	産業創造機構の活用について
勸奨事項	プロフェッショナル人材活用推進事業の委託先が平成29年度からおおいた産業人財センターの運営を受託する（公財）大分県総合雇用推進協会へ変更になっているが、プロフェッショナル人材に関するニーズの掘り起こしに成果があった産業創造機構との協力体制を構築することが望まれる。	

《補足》

本事業の委託契約は入札ではなく産業創造機構との一者随意契約を選択している。理由は、産業創造機構が平成12年に県内で唯一県中小企業支援センターに指定され、中小企業の経営・技術に係る助言、総合相談、情報提供など経営基盤強化を支援する事業を行っており、産業創造機構以外に委託先はないためとなっている。

しかしながら、諸般の事情により平成29年度からは委託先が（公財）大分県総合雇用推進協会へ変更されて、産業創造機構の当該事業への関りがほとんどなくなっている。産業創造機構は、多くの県内中小企業との良好な関係性を構築しており、事業主体として1年余り活動したノウハウや知見を有している。特に中小企業のプロフェッショナル人材に関するニーズの掘り起こしには大きな成果があったので、前述の県としてのグランドデザインの見直しに当たっては、ターゲットとする人材を絞り込むという観点で産業創造機構の活用を考慮することが望まれる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進」の中
の取組「U I J ターン就職の推進」で記載されている次の取組事項を一つの事業として
いる。

- ① 県外からの人材確保のための移住コンシェルジュ等と連携した相談体制と情報発信の充実
- ② 県内企業とのマッチング機会の提供等を通じたU I J ターン希望者へのきめ細かな就職支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング件数」は直接的な効果指標であり、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の

施策K P I とは、独立した指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、「Ⅲ 地域を守り、地域を活性化する」に含まれている加速化交付金事業として「プロフェッショナル人材戦略拠点の相談件数」「県内中小企業によるプロフェッショナル人材の雇用成約件数」を事業K P I に採用している。

イ クリエイティブ産業創出事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		11,642 千円
H28～H36	12,061 千円	内訳	国庫支出金	5,821 千円
担当課等	経営創造・金融課		繰入金	5,821 千円

(注1) 国庫支出金は、地方創生推進交付金である。

(注2) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

クリエイティブ人材の活用による新たな価値を創造するため、優れた技術やノウハウを持つ県内の中小企業と、最先端の技術や、豊かな発想、感性を持つクリエイティブ人材が一緒になって、商品・サービスの開発や、新規マーケットの開拓等を行うための基盤となるプラットフォーム（クリエイティブ・プラットフォーム）を構築する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
クリエイティブ・プラットフォーム構築事業	千円 11,657	①企業とクリエイター等との交流イベント ②主に企業側の視点を意識したウェブサイトや冊子を作成	委託先： NPO法人 BEPPU PROJECT
クリエイティブ産業創出研究会	404	企業・クリエイター・県関係者等のメンバー13人により、イベント開催やサイト構築等に対する具体的な助言を行う。	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	ウェブサイトにおけるクリエイター、優良事例等紹介件数(件)			51 [50]	a	A
成果	創造的人材と企業との連携による商品・サービスの事業化件数(件)			12 [12]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度開始事業である。活動指標については目標を達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標についても 100%の達成率となり a（3 点）評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

なお、成果指標は、クリエイティブ産業育成の施策に基づいた事業化の件数である。

iv 関連法令等

法令：地域再生法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

クリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託業務に係る企画競技実施要項及び委託契約に基づき、財務事務を執行しているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	4 6 - S	活動指標の追加について
改善事項	活動としては、企業とクリエイター等との交流イベントも行っているので、これに該当する活動指標も設定すべきである。	

《補足》

事業区分が二つあるが、クリエイティブ・プラットフォーム構築事業の方が主体であることは内容的にも金額的にも明らかである。したがって、その主な活動がウェブサイト上で実施されているということであれば、「ウェブサイトにおけるクリエイター、優良事例等紹介件数」のみを活動指標とすることも考えられる。しかし、クリエイティブ・プラットフォーム構築事業のもう一つの活動である企業とクリエイター等との交流イベントも目的や活動内容の記載から見ると重要な活動と思われるので、活動指標として、

イベントの開催回数あるいは参加者総数等を設定すべきである。

C. その他

委託先の選定はコンペ（企画提案）方式により行われているが、平成 28 年度は、応募先が「NPO 法人 BEPPU PROJECT」の 1 社のみであった。契約金額は 11,642,400 円であり、予算 11,657 千円の範囲内である。

平成 29 年度のコンペ（企画提案）は、平成 28 年 2 月 25 日～3 月 25 日を公募期間として実施され、上記法人の他に 1 社が応募したので、審査委員 5 名で 3 月 30 日に審査を行っている。委託先決定後、随意契約で契約している。

指摘	47-S	評点集計表での評価点数の表記について
改善事項	平成 29 年度のクリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託業務において、審査員の評価点数のうち、上下をカットして平均点を出して高い方を選択するとのことであるが、評点集計表には上下カット前の平均点が記載されているのみである。判断の基準となった上下カット後の点数を併記すべきである。	

《補足》

上下カット後の点数で判断しても結果は変わらないため、評点集計表の様式上の改善を求めるにとどめたが、判断結果が異なれば不備事項となる。判断の根拠となる直接的な数値を明記すべきである。なお、予定価額は公表され、各社の見積金額は、「実現可能性」という評価項目の中で考慮されているとのことである。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

施策「クリエイティブ産業への挑戦」を一つの事業として位置付けている。

なお、当該施策の中では、「創造的人材とのネットワーク構築」「県内企業と創造的人材との交流の場の創出」「付加価値の高い新事業の創出」という 3 つの取組を行うことになっているが、まだ、平成 28 年度は事業開始初年度であることもあり、「付加価値の高い新事業の創出」の直接的な取組には着手していない。

2. 事務事業評価の成果指標

事業の位置づけ方を上記のように行っていることもあり、本事業の成果指標である「創造的人材と企業との連携による商品・サービスの事業化件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標と一致している。また、大分県版総合戦略の施策 K P I とも一致している。

大分県版総合戦略アクションプランでは、推進交付金事業として「創造県おおいたクリエイティブ産業チャレンジ事業」に組み入れて、その事業K P Iには本事業と同じ成果指標を採用している。

3. 委託契約における一般管理費率

NPO法人 BEPPU PROJECTへの委託契約で設定している一般管理費率は事業費（直接経費）の8%としている。これは、県の担当課で非常勤職員の人件費や旅費等特定の費用を一般管理費として積算して算出した結果であり、経済産業省大臣官房会計課が作成した「委託事業事務処理マニュアル」を参考に、10%以内で財政課と予算折衝のうえ、設定したものである。

なお、本契約はコンペ(企画提案)方式で行われ、「委託契約事務必携」で言うところの「精算を伴う契約」には該当しないので、一般管理費率は予定価格の算定過程に限って使用されている。

4. 委託先の選定審査委員の利害関係確認

コンペ(企画提案)方式による委託先の選定に当たり、審査委員と審査対象会社等の利害関係の有無については、口頭で確認したのみで、書面での確認は行っていない。

(3) 研究機関との連携による技術支援

I 関連する施策と取組

施策	取組
多様で厚みのある産業集積の推進	・ 大企業や研究機関等の活用による新たなイノベーションの創出
チャレンジする中小企業と創業の支援	・ 中小企業の多様なニーズに対応する支援体制整備

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 県外の大企業や研究機関などとの連携を促進し、製品開発や販路開拓を支援するなど、地場企業が短期間で収益を向上できるよう支援する。
- ◇ 多様化する中小企業のニーズに的確に対応し、質の高いサービスが提供できるよう、支援機関の機能強化や関係機関との連携を促進する。

III 大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

施策K P I は設定されていない。

IV 関連事業

事業名	28 年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 産学官技術連携促進事業	4,258	4,258
イ 技術指導・試験事業	6,962	5,245
ウ 技術・製品開発事業	3,272	3,115

ア 産学官技術連携促進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		4,258千円
S63～	4,258千円	内訳	一般財源	4,258千円
担当課等	産業集積推進室、産業創造機構			

i 事業の目的

本県の中小企業の振興のため、産学官連携活動を通じ、地域特性を活かした科学技術の振興及び新産業の創出を推進していくことが重要である。そのため県内企業に対する産学官連携情報の提供を強化するとともに、産学交流会の開催や事務局職員等のコーディネートにより企業ニーズと大学等シーズのマッチングの機会を創出していく。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
大分県産学官連携 推進会議負担金	千円 2,154	①成果発表交流会…産学官連携に関する講演 会及び具体的事例発表を実施 ②大分県産学官連携推進会議の開催	別に企業の 会費負担あ り
ものづくり大分産 学交流会負担金	548	ビジネスや事業化に結び付く産学官交流の場 を提供するため、産のニーズに基づく特定のテ ーマの講演や参加者間の意見交換などを行う。	県の負担金 で運営
推進費	1,556		

iii 事務事業評価(実績値)

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

産学官連携推進会議、ものづくり大分産学交流会が行う事業に要する経費を負担しているが、特に指摘すべき事項はない。

なお、産学官連携推進会議の会員数は89名（産：35名、学：36名、官：18名）で、次のような活動を行っている。

① 交流グループ事業

地場企業を中心とした交流グループを結成し、各テーマに沿った共同開発を実施
また、進捗報告や意見交換のため、交流グループ連絡会議を開催（2回：7月、2月）

② コーディネート事業

企業と大学・公設試とのマッチングや公募型研究開発事業の提案支援を実施

③ 大分県産学官交流大会の実施

共同研究や交流グループの成果周知並びに情報交換、意見交換の場として産学官
交流大会を実施

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) 活動状況

産学官連携推進会議の事務局として、会議の運営を行っている。

(2) 財務事務の執行

大分県産学官連携推進会議規約に基づき、事務局としての財務事務が適正に行われて
いるか確認した。

指摘	48-S	伺い書の記載漏れ
不備事項	伺い書に決裁日等の記載漏れが散見された。伺い書は、内部の意思決定を明確にし、責任の所在を明らかにする重要な書類であることから、不備のないように記載すべきである。	

指摘	49-S	議事録について
改善事項	平成28年度第1回運営委員会（平成28年6月20日開催）の議事録において、議案が可決されたか否かの記載がなく、出席委員の署名・捺印もなされていない。産業創造機構として、委員会における議題や議論の内容、その他の結果等議事録に記載すべき事項等を明確にして適正な議事録を作成することが望ましい。	

《補足》

委員会でのどのような議題が議論され、可決・否決となったのかが明確でない。また、議事録に出席者の署名押印が無ければ議事録が適正に記録されたか確認ができない。

D. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中の実施「大企業や研究機関等の活用による新たなイノベーションの創出」に記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 大企業の本社や産業技術総合研究所等との連携による新製品開発支援
- ② 国内外の市場情報を持つ商社と地場中小企業との連携による販路開拓支援
- ③ ベンチャー支援機関との連携による出資・業務提携支援

2. 事務事業評価は実施していない理由等

本事業は、負担金事業で県側に主体性がないため、事務事業評価は行っていない。

イ 技術指導・試験事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		5,245 千円
H10～	6,962 千円	内訳	諸収入	36 千円
担当課等	産業科学技術センター		その他	3,625 千円
			一般財源	1,584 千円

(注) 諸収入は、技術研修受講料、その他は機器貸付料・試験依頼手数料である。

i 事業の目的

企業のものづくり活動の各段階において、企業が抱える様々な技術課題に対応するため、技術相談の対応、依頼試験や機器貸付等により、迅速な課題解決に努める。また、技術者の養成やその専門知識獲得のため、企業技術研修等を実施し、企業の競争力強化を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

産業科学技術センターの基本的業務として次の業務を実施。

事業区分	予算額	活動内容
技術相談	千円 6,962	企業が抱える「技術の高度化」や「新技術・新製品の開発」といった課題に応じ、技術面から企業活動を支援
依頼試験		品質管理、部品等の不具合の原因究明等のために企業が必要とする分析・測定や、公的証明が必要な場合の対応として、依頼試験を実施
機器貸付		企業にとって生産活動に必要であるものの、一企業での導入が困難な機器等について、センターに整備し貸付
企業技術研修		県内企業技術者の養成・技術レベルの向上を目的に、技術情報の提供や、品質管理・生産技術・分析技術等の実践的な研修を実施
食品加工技術高度化研修		地場食品産業の技術の高度化を推進するため、県内企業等を対象に各分野の専門家を講師として迎え、食品産業に関連する時期に応じたテーマを選定し解説
インキュベーション・ラボ「ものづくりプラザ」		創業間もない企業、新たな事業を構築しようとしている企業等を対象に、事務室や研究室として利用可能な施設「ものづくりプラザ」（5室）をセンター内に設置

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

依頼試験や機器貸付、インキュベーション・ラボ運営等の事務を、大分県使用料及び手数料条例、大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則、大分県産業科学技術センター技術研修実施・受講料徴収要綱、ものづくりインキュベータ推進事業実施要綱等に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

事務事業評価の対象事業ではないが、それに代わるものとして、技術支援評価委員会を半期ごとに開催し、業務評価を実施している。

○技術支援評価委員会の概要

目的	技術支援業務の実績について、利用企業等の利用満足度やその活用実態、支援ニーズなどを調査し、より良い支援に活かすため
委員会構成	センター長、次長、参事、各担当総括
評価対象	技術支援業務実績、利用企業に対して実施する調査の結果
対応方法	技術支援業務の効果を検証し、今後の対応を検討、次年度に活用

技術支援評価委員会は、業績評価制度要綱に設置の定めがあり、評価は大分県産業科学技術センター技術支援評価実施要領に基づき実施している。具体的には、第3期中期業務計画の業務指標（技術相談件数、設備機器利用件数等）について、目標値と実績との比較・分析を行い、その結果を翌年度の取組に活かしている。

○第3期中期業務計画の業務指標と実績値

業務指標	目標値	実績値（件）		
		26年度	27年度	28年度
技術相談件数	2,000件/年以上	2,407(2,290)	2,758(2,633)	3,359(3,173)
設備機器利用件数	2,400件/年以上	2,565(1,871)	2,373(1,724)	2,447(1,909)

注：（ ）の数値は農林水産研究指導センター林業研究部を除いたもの

目標値には農林水産研究指導センター林業研究部を含んでいる

C. その他（機器の整備について）

機器貸付にも使用するセンターの機器については、別事業（大分県産業科学技術センター機器整備事業）により整備をしている。予定価格が200万円以上の機器の導入については、機器整備委員会に諮る必要がある。

機器整備委員会
センターの機器整備に関する事項は、機器整備委員会において決定する。 ・企業ニーズや技術動向を反映した機器整備5カ年計画の策定（新規機器の導入、既設機器の更新） ・導入機器の機種・仕様の選定 ・保有機器の信頼性向上、安定稼働のための校正・検定、保守委託対象機器の選定 ※高額機器（500万円以上）は、全庁組織である高額機器導入審査会において、導入の妥当性を審査する。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中での取組「中小企業の多様なニーズに対応する支援体制整備」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

① 産業科学技術センターによる地場中小企業への技術支援、研究開発支援

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は、公表ベースの事務事業評価を行っていない。その理由は、産業科学技術センターの使命の、「ものづくり現場の技術支援機関」としての基本的業務であるためである。したがって、現時点で事業の継続可否を評価する必要性も認められない。

3. 審査員の独立性の確認

インキュベーション・ラボ「ものづくりプラザ」の入居者の選定については、「ものづくりプラザ」入居評価委員会にて審査し、入居候補者を選定している。審査をする委員には口頭で利害関係の有無を確認している。

ウ 技術・製品開発事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		3,115 千円
H10～	3,272 千円	内訳	諸収入	345 千円
担当課等	工業振興課、産業科学技術センター		一般財源	2,770 千円

(注) 予算額及び決算額は、技術・製品開発事業のうち、今回の監査対象としたグッドデザイン商品創出支援事業及びものづくり産業サービス力強化支援事業に係るものである。

諸収入は、企業負担金である。

i 事業の目的

① グッドデザイン商品創出支援事業（平成 10 年度～）

県内中小企業の商品開発の各段階においてデザインの活用を図ることで、市場競争力のある商品を創出し、売れる商品を生み出す。商品開発の各段階（商品企画、商品設計、製造加工、販路開拓に至るプロセス）における具体的な課題を解決する。

② ものづくり産業サービス力強化支援事業（平成 28 年度）

製品に役務・情報を付加することで、製品自体の価値の向上や製品に付随するサービスの収益化を図る「製造業のサービス化」に取り組む県内製造業を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
グッドデザイン商品 創出支援事業	千円 1,241	センター職員とアドバイザーで、企業の商品 企画から商品設計、製造加工、販売促進まで を支援する。	直接実施
ものづくり産業サー ビス力強化支援事業	2,031	企業から企画提案を審査し、実現可能性の高 い企業についてビジネスモデルプランナー を派遣しプランを作成する。	直接実施

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

ものづくり産業サービス力強化支援事業募集要領、ものづくり産業サービス力強化支援事業企画提案選考要領、グッドデザイン商品創出支援事業実施要領、グッドデザイン商品創出支援事業企業選定要領、商品化サポート事業企業選定要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

なお、グッドデザイン商品創出支援事業所内発表会、ものづくり産業サービス力強化支援事業報告会、技術評価委員会を開催し、事業の評価・総括等を実施している。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「中小企業の多様なニーズに対応する支援体制の整備」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 産業科学技術センターによる地場中小企業への技術支援、研究開発支援

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は政策的経費でなく、経常的経費で構成されるため、事務事業評価は行っていない。

4 地場産業育成に係る取組

(1) 異業種連携

I 関連する施策と取組

施策	取組
多様で厚みのある産業集積の推進	・農商工連携等による食品産業の育成

Ⅱ この分野における取組の基本方向

☆ 中核的な食品加工企業の育成や農商工連携などによる食品産業や農林水産業の成長を促進し、県内各地での仕事づくりにつなげる。

Ⅲ 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

・食料品出荷額 平成30年度目標2,857億円
【平成25年度実績2,719億円】

IV 関連事業

事業名	28 年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア おおいた味力アップ商品創出支援事業	8,705	8,705
イ 食品産業成長促進事業	20,315	20,315

ア おおいた味力アップ商品創出支援事業

実施期間	28 年度予算額	28 年度決算額		8,705 千円
H27～H28	8,705 千円	内訳	一般財源	8,705 千円
担当課等	工業振興課			

i 事業の目的

県内中小食品製造企業者等に対して、味分析を指標として商品開発支援を行うことにより、既存商品の付加価値の向上と開発力の強化を目指す。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
おおいた食品産業 企業会負担金 (味覚分析等委託)	千円 8,705	県内中小食品製造企業者等に対して、 既存商品の味分析、専門家による製造 現場指導、上市前の味等の分析、改良 後の再分析、プレマーケティング、デ ザイン提案、販売戦略提案を、専門企 業に企業会が委託して実施	企業の負担率： 1/2(上限 80 万円) 事務局：工業振興課 内

(注) おおいた食品産業企業会からの委託先は、(株)味香り戦略研究所である。

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	支援終了商品数(商品)		23	21[21]	a	A
成果	支援対象商品出荷量の伸び率の平均(%)		106	53[20]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については目標を達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標についても 265.0%の達成率となり、a（3 点）評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、終了」となっている。

味分析に着目した商品改良や販売促進の手法について、おおいた食品産業企業会会員企業等への一定の周知を図ることができたため、事業終了となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

おおいた味力アップ商品創出支援事業公募要領に基づき、おおいた食品産業企業会の財務事務の執行が適正に行われているか確認した。

指摘	50-S	負担金が余った場合の取扱いについて
改善事項		特定の事業に対して負担金を支出する際、多額の余剰が出た場合には、返還を求める等の明確な基準を設けるようにすべきである。

《補足》

おおいた味力アップ商品創出支援事業費（味覚分析等委託事業費）（事業特定）として、おおいた食品産業企業会に対して負担金 8,705 千円を支出しているが、おおいた味力アップ商品創出支援事業の決算収支差額は、プラス 3,531,936 円となっており、当該収支差額（余剰）は、実質、事業を特定しない（複数の事業に対する）おおいた食品産業企業会に対する負担金となっている。

おおいた食品産業企業会の平成 28 年度決算報告（収支計算書）によると、おおいた味力アップ商品創出支援事業の収支状況は以下のとおりである。

（単位：円）

	区分	予算額	決算額	差異	備考
収入	味力アップ事業負担金	8,705,000	8,705,000	0	大分県負担金
	味力アップ事業収入	10,097,800	6,451,920	▲3,645,880	参加企業負担金
	合計	18,802,800	15,156,920	▲3,645,880	
支出	委託料	18,802,800	11,593,584	7,209,216	味覚分析等委託料
	報償費	0	31,400	▲31,400	審査員謝金
	合計	18,802,800	11,624,984	7,177,816	
	収支差額	0	3,531,936	3,531,936	

指摘	51-S	事業ごとの収支差額の明示について
勧奨事項		おおいた食品産業企業会の決算報告（収支計算書）から、数字を拾って計算しないと、上記のようなおおいた味力アップ商品創出支援事業の収支差額は分からない。特に、特定の事業に対して負担金を支出する場合は、事業ごとに予算・決算が一目で分かる資料を作成すべきである。

《補足》

後述、食品産業成長促進事業の指摘 53-S（163 頁）も踏まえて検討していただきたい。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中での取組「農商工連携等による食品産業の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 味や香りなど消費者の嗜好を的確に捉え、食品オープンラボ等を活用した全国で売れる商品開発支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「支援対象商品出荷量の伸び率の平均」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、先行型交付金事業として、その事業 K P I には「味分析を指標とした開発商品数」を採用している。

イ 食品産業成長促進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		20,315 千円
H26～H28	20,315 千円	内訳	繰入金等	1,706 千円
担当課等	工業振興課		一般財源	18,609 千円

(注) 繰入金は、大分県産業廃棄物税基金からの繰入れである。

i 事業の目的

県内食品加工企業が会員である「おおいた食品産業企業会」の活動を支援し、食品産業全体の底上げを図る。

ii 事業区分及び活動内容

前述の「おおいた味力アップ商品創出支援事業」は、企業会が実施する特定の事業の

負担金であるのに対して、本事業は通常の事業・活動に対する負担金である。

事業区分	予算額	活動内容	備考
おおいた食品産業 企業会負担金	千円 19,443	①商品開発支援事業 食品オープンラボ(加工機器や簡易評価できる機器を設置した商品開発施設)の設置・運営	当該県の負担とは別に企業の会費負担あり 事務局：工業振興課内
		②ワーキンググループ事業 食品加工リーダー研修(8～3月、全10講座、15名修了)、ハラル食品認証支援(2社)、HACCP講習会(年4回、延べ34名)	
		③マッチング事業 コーディネーター設置、産地～加工～販売のマッチング(マッチング件数:22件、企業訪問数:90件)	
		④販路開拓、企業会PR事業 展示会(FABEX)出展、商談マッチング	
事業の執行に要する経費	872	職員旅費等	

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	食品オープンラボ利用数(社)	46	58	67[111]	b	B
	リーダー研修会参加者数	16	12	15 [15]		
	コーディネーター企業訪問回数	74	119	90[100]		
	FABEXでの出展事業者数	12	14	9 [10]		
成果	売上10億円以上の企業会 会員の売上合計額(億円)	1,031	1,071	1,202 [1,075]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については、「リーダー研修会参加者数」を除くと未達となったことから、予算割合による加重平均で算出した達成率が80%以上90%未満の83.1%となったため、b（2点）評価となっている。成果指標については111.8%の達成率となり、a（3点）評価。両者の合計点が5点となるため、総合評価は「B、終了」となっている。

平成29年度から食品産業競争力強化事業に移行しているため、事業終了となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

平成 29 年度おおいた食品産業企業会定時総会議案書をベースに、おおいた食品産業企業会規約に基づき財務事務の執行が適正に行われているか確認した。

指摘	5 2 - S	収支予算書の金額相違について
不備事項		おおいた食品産業企業会の平成 28 年度決算報告及び平成 28 年度収支予算において、収入の部、会費の予算額が、1,560,000 円となっているが、正しくは、1,650,000 円である。決算報告は重要な書類である。間違いがないようにしていただきたい。

《補足》

収入の部、会費の予算額が、90,000 円少なく記載されている。前年度の予算案をみると、1,650,000 円が正しい数値と考える。

当該間違いのため、収入の部、予算額計 41,505,618 円、支出の部、予算額計 41,595,618 円と一致していない。

修正は、次のようになると考える。

収入の部	予算額	会費	1,560,000 円	→	1,650,000 円
収入の部	予算額	計	41,505,618 円	→	41,595,618 円
収入の部	増減	会費	▲10,000 円	→	▲100,000 円
収入の部	増減	計	▲3,645,590 円	→	▲3,735,590 円

指摘	5 3 - S	収支計算書内訳書について
勧奨事項		おおいた食品産業企業会の決算報告（収支計算書）において、事業ごとの収支差額が明確になっていない。全体の収支計算書とは別に、事業ごとの収入、支出、収支差額が明示される収支計算書内訳書を作成することが望ましい。

《補足》

平成 28 年度の県からの負担金（事業を特定しないもの）は、19,443,000 円となっている。公益法人が作成している収支計算書内訳書等を参考にして、結果的にどの事業がどれだけ負担しているかを分かりやすい書式で作成していただきたい。

指摘	5 4 - S	収支計算書における当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額の記載について
勸奨事項	現在作成している収支計算書の書式では、前期から当期への繰越金を収入の額に含めて収入計を計算し、当期から翌期への繰越金を支出の額に含めて支出計を計算している。このようにすると、当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額が記載されない。繰越金を含めない当期収入計、当期支出計及び当期収支差額の純額は重要であるので、下表に準じて計上するように検討していただきたい。	

《 補 足 》

おおいた食品産業企業会の決算報告（収支計算書）を当期収支差額の純額が明示されるように組み替えると下表のようになる。

平成 28 年度の収支計算書(予算と決算の差異)

収入の部

(単位：円)

	予算額	決算額	差異
収入計	40,145,800	36,410,210	▲3,735,590

支出の部

事業名	予算額	決算額	差異
マッチング事業費	5,811,541	3,290,673	2,520,868
商品開発事業費	25,885,312	19,073,990	6,811,322
WG・人材育成事業費	5,197,363	2,906,676	2,290,687
販路開拓事業費	4,220,500	3,903,441	317,059
事務局経費	441,084	1,337,546	▲896,462
支出計	41,555,800	30,512,326	11,043,474

(注) 収入計、支出計は、繰越金を除いた金額である。

当期収支差額

	予算額	決算額	差異
収入計－支出計	▲1,410,000	5,897,884	7,307,884

次期繰越金額

	予算額	決算額	差異
当期収支差額	▲1,410,000	5,897,884	7,307,884
前期繰越金額	1,449,818	1,449,818	0
翌期繰越金額	39,818	7,347,702	7,307,884

指摘	5 5 - S	予算と決算との差異分析について
改善事項	予算どおりに事業が実施されず、資金が余った状態にある場合、その理由を詳細に説明した資料、翌期以降、当該事業をどうするのかの方針等を明確にした資料を作成し、その資料を基に、大分県負担金の額を検討する必要がある。	

《補足》

おおいた食品産業企業会の平成 28 年度収支計算書において、予算と決算と差額が大きな金額になっている科目があるが、その詳細な理由、翌年度の方針等が示されないまま、繰越金として、7,347,702 円が計上されており、翌年度（平成 29 年度）予算において、大分県負担金 16,593,000 円（前年比 2,850,000 円減少）が計上されている。

おおいた食品産業企業会の事務局は、県が担っており、おおいた食品産業企業会への最大の資金の出し手も県である。事業内容の開示や負担金の検討については、お手盛りにならないように、第三者が見ても納得できるような根拠資料を用意していただきたい。

B. 事業の管理について

指摘	5 6 - S	成果指標の変更について
勸奨事項	指標の測定可能性等の観点から、現在の成果指標「売上 10 億円以上の企業会会員の売上合計額」を変更すべきと考える。平成 29 年度より、事業を拡大して、「食品産業競争力強化事業」に移行するということであるので、成果指標について、次の指摘 5 7 - S も踏まえて検討していただきたい。	

《補足》

「売上 10 億円以上の企業会会員の売上合計額」という成果指標は、達成すれば、アピール度は高いといえるが、以下の点から、成果指標を変更すべきと考える。

- ① 当該成果指標は、平成 29 年 3 月時点の会員数 80 社のうち 14 社（17.5%）を対象としたものであり、限定的な指標である。対象となる企業数が多くなる指標にした方が、「底上げ」という事業の目的には合致すると考えるが、実際には、より多くの会員企業の売上高を測定するのは困難である。
- ② 政策予算の概要から活動内容と予算額をみると、加工機器や評価機器の貸与、研修・講習の実施といった間接的に売上高増加につながる事業が 12,617 千円、マッチング、展示会出展といった直接的に売上高増加につながる事業が 9,258 千円となっている。売上増加に直接つながる活動・予算額の方が少ないので、成果指標に売上高以外の指標を選択した方が活動内容との整合性がとれるのではないかと考える。

指摘	57-S	事業の目的の変更について(成果指標との整合性)
勸奨事項	成果指標の設定が容易となるように、事業の目的を、「食品産業全体の底上げを図るため、県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援する。」とした方がよいと考える。	

《補足》

現在の事業の目的は、「県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援し、食品産業全体の底上げを図る。」となっている。感覚の問題かも知れないが後半の方に注意が向くので、成果指標設定のためのキーワード(事業の対象をどのようにしたいのかが明確に伝わるもの)は、「食品産業全体の底上げを図る」と捉えがちである。この場合、成果指標としては、「食品産業全体の底上げ」という大きな成果(社会効果)が求められることとなるが、会員企業の売上高増加が食品産業全体の底上げに結びつくという関係性が、他の多くの要因も影響するため不明確である。

事業の目的を、上記指摘のように改善すれば、成果指標設定のためのキーワードは、「おおいた食品産業企業会の活動を支援する」となると考える。そうすれば、例えば、「活動に参加した延会員企業数」、「活動にひとつでも参加した会員企業数」といった成果指標を採用できる。

食品産業全体の底上げといった食品関連産業の売上高や付加価値額等が成果となるものについては、他の部署が実施している食品関連産業支援事業全体の成果指標として取り扱っていただきたい。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中の取組「農商工連携等による食品産業の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 食品加工企業に対する機器整備などの設備投資や人材育成、加工技術などの支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「売上 10 億円以上の企業会会員の売上合計額」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本成果指標は、特定の会員に限定したとしても、様々な他の要因に影響される度合いの方が大きいと、直接的な効果を示す指標とは言い切れず、しかも業界全体の売上高でもないため総合的な効果指標ともいえない。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、先行型交付金事業として、「支援企業の売上伸長率」を事業K P I として採用している。

3. 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行について

おおいた食品産業企業会規約、第 10 条（総会の開催及び招集）第 1 項により、総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催されることとなっている。（平成 29 年は 6 月 14 日、平成 28 年は 6 月 6 日に開催されている。）

また、同規約第 12 条（議決事項）により、収支予算は、総会の議決事項となっている。（平成 29 年、平成 28 年ともに、定時総会において、収支予算が決議されている。）

（２）産業形成

I 関連する施策と取組

施策	取組
多様で厚みのある産業集積の推進	・東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり ・地域の強みを生かした再生可能エネルギーの導入促進とエネルギー産業の育成

II この分野における取組の基本方向

- ☆ 東九州メディカルバレー構想のさらなる推進により、医療・福祉機器、ロボット関連産業など、成長が見込まれる産業への参入を支援し、医療関連産業の集積を図る。
- ☆ 地域や自然環境と調和する再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、地熱や温泉熱、小水力など地域の強みを活用した企業の育成と、スマートコミュニティや水素など新ビジネスへの挑戦支援により、エネルギー産業の発展を図る。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・医療機器製造業登録数（累計） 平成31年度目標25製造所
【平成26年度実績20製造所】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 東九州メディカルバレー構想拠点機能強化事業	6,395	6,395
イ 医療機器産業参入加速化事業	33,958	32,270
ウ 九州連携医療機器産業拠点形成事業	0	5,833
エ エネルギー関連産業成長促進事業	43,602	43,602

ア 東九州メディカルバレー構想拠点機能強化事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		6,395 千円
H27～H29	6,395 千円	内訳	一般財源	6,395 千円
担当課等	産業集積推進室			

i 事業の目的

県内企業による医療機器開発や海外展開に対する支援を行うことにより、県内の医療機器産業の集積促進と地域経済の活性化を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
大分大学医学部附属臨床医工学センターの立ち上げ支援（補助金の交付）	千円 5,000	県内企業の医療機器研究開発支援の拠点、海外人材育成の拠点であるセンターへの補助であり、センター運営に係る経費（人件費・旅費、運営諸経費）が対象	補助率：1/2 上限 500 万円
海外展開の推進	1,066	民間企業等の海外展開事業支援のため、海外医療関係者の研修を産学官で連携して受入	直接実施
東九州メディカルバレー構想の推進	329	地域活性化総合特区に関連した政府との調整構想推進会議の運営	直接実施

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	臨床医工学センター主催のニーズ探索交流会開催回数(回)		2	2 [2]	a	A
	海外の医療関係者等への日本式医療システムのPR回数(回)		1	7 [2]		
	東九州メディカルバレー構想推進会議の開催回数(回)		2	4 [2]		
成果	医療機器製造業登録製造所数(製造所)		21	21 [22]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標については 90%を上回る 95.5%の達成率であり、a（3 点）評価。両者の合計が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 臨床医工学センター運営費補助金

国立大学法人大分大学臨床医工学センター運営費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度の補助金額は上限の 500 万円であった。

交付先	補助対象経費（千円）		補助金（千円）	補助率
国立大学法人大分大学 臨床医工学センター	人件費	17,562	—	—
	計	17,562	5,000	28.47%

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中での取組「東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業として位置づけている。

- ① 大学や医療機関、大企業とのシーズ・ニーズのマッチング、九州広域連携等の外部リソースの活用等による県内企業の医療・福祉機器・ロボット等製品開発支援
- ② 海外における日本式医療技術の普及を通じた県内医療機器メーカーの販路開拓・生産拡大支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「医療機器製造業登録製造所数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。

「医療機器製造業登録製造所数（製造所）」は、「医療機器製造業者」として大分県薬

務室へ登録されている製造所数である。したがって、本事業の直接的な効果を意味する成果指標ではなく、本事業以外の様々な要因が影響する総合的な成果指標である。直接的な成果指標としては、「臨床医工学センター等を通じた共同研究テーマ件数」等が考えられる。臨床医工学センターでの活動の主目的が、医療現場のニーズと県内企業とのマッチングであり、その結果、共同研究等に至ったものが本事業の主たる成果と考えられるためである。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ 医療機器産業参入加速化事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		32, 270 千円
H27～H29	33, 958 千円	内訳	一般財源	32, 270 千円
担当課等	産業集積推進室			

i 事業の目的

東九州メディカルバレー構想に基づく、医療機器産業の拠点づくりに向けて、大分県医療ロボット・機器産業協議会参加企業にそれぞれのレベルに応じた支援を実施する。

ii 事業区分及び活動内容

大分県から大分県医療ロボット・機器産業協議会へ負担金を支出し、協議会として以下の事業を実施している。なお、大分県医療ロボット・機器産業協議会の収入は、大分県からの負担金収入のみ（預金利息等除く）であり、事務局は県産業集積推進室内に設置されている。

事業区分	予算額	活動内容	備考
普及促進に対する補助（県産新医療・福祉機器等普及促進補助金）	千円 12, 100	大分県内に主たる事業所を置く医療機関・福祉施設等が実施する、県内企業の新製品等の医療等現場への導入費の補助であり、大分県産新医療・福祉機器等一覧表に登録された機器の導入にかかる経費が対象 （事業の特色） 機器利用の状況や改善要望を、機器登録事業者へフィードバックすることが補助条件	補助率：県 1/2 上限 1, 200 千円 最大 12 ヶ月

事業区分	予算額	活動内容	備考
研究開発に対する補助（医療機器研究開発補助事業補助金）	千円 12,028	大学等と連携した地場企業の新たな医療機器等開発に要する経費の補助であり、新たな医療機器等の研究開発に要する経費が対象（事業の特色） 申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率：県 2/3 上限 400 万円
HALFIT ツーリズムの推進	2,695	HALFITツーリズム（ロボットスーツHALを活用したヘルスケアツーリズム）でのPR用動画の作成を委託（日、英、中（繁・簡）、韓の4か国語）	委託先： ㈱グリーンサークル
機器開発コーディネーター・アドバイザー派遣	2,537	機器開発から販売までの各分野の専門家をコーディネーターとして委嘱し、地場企業のレベルに応じて派遣	
機器開発ワーキング	2,326	大手医療機器メーカー及び医療・福祉機関とのニーズ探索会の実施等	補助上限：1グループ 15 万円
医療産業参入促進セミナー	1,752	九州ヘルスケア産業推進協議会主催の医療産業参入促進セミナーの開催等	
協議会事務局運営費	520	総会開催費用等	

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	普及促進補助登録機器数(件)	/	10	11[11]	a	A
	研究開発補助支援企業(社)		4	3 [3]		
	HALFIT ツーリズム PR 用動画作成言語数(件)		—	4 [4]		
	機器開発コーディネーター派遣件数(件)		17	26[26]		
成果	医療機器製造業登録製造所数(製造所)		21	21[22]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標のを達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標については 90%を上回る 95.5%の達成率であり、a（3 点）評価。両者の合計が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 大分県側の財務事務

大分県医療ロボット・機器産業協議会へ負担金の支出が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度は、協議会から交付する補助金が予算を大きく下回ることが見込まれたため、平成 29 年 3 月開催の協議会の理事会で予算の減額補正(1,688 千円)を行った。このため、県の負担金支出も同額の予算減額になっている。

(2) 大分県医療ロボット・機器産業協議会側の財務事務

補助金交付等の財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、医療機器研究開発補助事業費補助金交付要綱、県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業費補助金交付要綱に基づき適正に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

成果指標の「医療機器製造業登録製造所数」が目標値(22 製造所)を下回っているものの、現在登録の準備をしている製造所もあり、平成 29 年度は目標値(23 製造所)を達成するよう努力をしているとのことである。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中での取組「東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業として位置づけている。

- ① 大学や医療機関、大企業とのシーズ・ニーズのマッチング、九州広域連携等の外部リソースの活用等による県内企業の医療・福祉機器・ロボット等製品開発支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「医療機器製造業登録製造所数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。

県内企業の新製品開発を支援し、医療機器産業の拠点づくりを目指すことが本事業の主目的であり、本事業で支援した企業が登録される割合が多いことから、成果指標として妥当である。なお、この成果指標は「東九州メディカルバレー構想拠点機能強化事業」と同一のものである。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、先行型交付金事業として、本成果指標と同じ指標を事業 K P I に採用している。

3. 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行

大分県医療ロボット・機器産業協議会の予算承認は、大分県医療ロボット・機器産業協議会設置規程により、事業計画及び収支予算は理事会において決議し、総会で承認することになっている。理事会は、年度初め（前事業年度終了後 2 ヶ月以内）及び年度末には開催することになっている。したがって、年度末開催の理事会で次年度の当初予算を決議しており、また補正予算も理事会で決議可能な仕組みとなっている。

4. 審査員の独立性の確認

医療機器研究開発補助事業費補助金については、大分県医療ロボット・機器産業協議会内に設置された、医療関連機器研究開発補助事業審査委員会において審査し、補助対象者を選定している。審査をする委員は、委嘱する際に申請者と直接の利害関係者でないことを口頭で確認を行っている。

ウ 九州連携医療機器産業拠点形成事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		5,833 千円
H28	0 千円（繰越額 5,833 千円）	内訳	国庫支出金	5,833 千円
担当課等	産業集積推進室			

（注）国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、国の平成 27 年度補正予算に係る繰越額 5,833 千円である。なお、繰越額は平成 28 年度当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

医療機器産業に対する知見やノウハウを有する医療機器メーカーと連携した新規参入や製品開発を促進し、本県をはじめとする九州地域における医療機器産業の創出と新

規参入の促進を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	委託先
医療機器メーカーとのマッチング会の開催	千円 5,833	・医療機器メーカーと地場モノづくり企業のマッチング商談会の開催 ・医療機器メーカーとの連携に向けた地場企業へのフォローアップの実施	九州ヘルスケア産業推進協議会

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	医療機器メーカーとのマッチング会の開催回数(回)			2 [2]	a	A
成果	医療機器メーカーとの面談・成約、製造所登録、医療機器認証・承認件数(件)			74 [8]	a	

《評価の説明》

平成28年度単年度の事業である。活動指標については目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標については925.0%の達成率であり、a（3点）評価となっている。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、終了」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

九州ヘルスケア産業推進協議会との委託契約書に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

成果指標としている「医療機器メーカーとの面談・成約、製造所登録、医療機器認証・承認件数」の平成28年度実績は74件であり、医療機器メーカーとの面談件数のみであるが、面談の後の状況について追跡調査し、成果を把握している。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中での取組「東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器産業拠点づくり」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業として位置づけている。

- ① 大学や医療機関、大企業とのシーズ・ニーズのマッチング、九州広域連携等の外部リソースの活用等による県内企業の医療・福祉機器・ロボット等製品開発支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「医療機器メーカーとの面談・成約、製造所登録、医療機器認証・承認件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、加速化交付金事業として、「医療機器メーカーとの開発・取引マッチング（協議中含む）件数」を事業 K P I に採用している。これは、面談の後の追跡調査を反映したものと思われる。

エ エネルギー関連産業成長促進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		43,602 千円
H27～H29	43,602 千円	内訳	財産収入	2,390 千円
担当課等	工業振興課		一般財源	41,212 千円

(注) 財産収入は、おおいた自然エネルギーファンドからの分配金である。

i 事業の目的

県内エネルギー関連企業の技術力、販売力の強化並びにエネルギービジネスへの新規参入を促進し、エネルギー産業を大分県経済の新たな牽引産業に育成する。

ii 事業区分及び活動内容

大分県エネルギー産業企業会は、主に大分県からの負担金を財源として、以下の事業を実施している。なお、大分県からの負担金収入以外に会員からの会費収入等がある。事務局は県工業振興課内に設置されている。

事業区分	予算額	活動内容	備考
ワーキンググループ活動への補助	千円 33,810	分野別のワーキンググループにおける販路開拓や研究開発などに係る経費へ補助 事業認定審査会での申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率： 2/3（研究開発、人材育成） 1/2（販路開拓）
新エネ・省エネコーディネート	3,672	新エネ・省エネに関する各種相談や情報提供を実施	
トライアル研究開発への補助	3,488	外部からのアイデアを募集し、会員とマッチングに成功した試行事業（新製品・サービスの開発に向けた可能性調査や試作機開発等の取組）の経費への補助 事業認定審査会での申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率：2/3
展示会出展	1,218	会員企業の展示会出展を支援	ENEX2017 へ出展
情報発信セミナー	594	エネルギー産業界の最新情報を提供するセミナーを開催	
事務局経費	600	総会開催費用等	
推進費	220		

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	ワーキンググループ活動件数(件)		9	9 [6]	a	A
	新エネ・省エネコーディネート(件)		198	239[150]		
	トライアル研究開発(件)		2	1 [3]		
	展示会団体数(団体)		13	7 [5]		
成果	事業化件数(研究開発金銭的成果件数、販路開拓成約件数)		13	11 [10]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「トライアル研究開発」が未達となっているが、予算割合による加重平均で算出した達成率が90%を上回っているため、a（3点）評価となっている。成果指標については110.0%の達成率のため、a（3点）評価となっている。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 大分県側の財務事務

大分県エネルギー産業企業会への負担金の支出が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 大分県エネルギー産業企業会側の財務事務

① 補助金の交付事務

大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業費補助金交付要綱、大分県エネルギー産業育成トライアル研究開発事業費補助金交付要綱等に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 予算の執行事務等

企業会の事業計画及び予算を大分県エネルギー産業企業会規約に基づき、定時総会にて承認を受けている。

指摘	58-S	予算計上のない委託費の支出について
不備事項		定時総会で承認された予算に計上されていない委託費が支出されている。当該委託費は、平成28年4月1日付で、企業会において委託契約の決裁がなされているが、その後開催された平成28年度定時総会にて承認された予算書には、記載がされておらず、補正予算も組まれていない。決算については、平成29年度定時総会で承認されているものの、予算に計上しておくべきであった。

《補足》

予算の執行状況を確認したところ、平成28年度定時総会で承認された予算に計上されていない次の委託費の支出を確認した。

項目	委託先	契約日	支出日	金額
大分県エネルギー産業企業会 パンフレット作成委託	㈱コアラ	28年4月1日	28年11月9日	486千円

指摘 59-S	定時総会の開催日について
不備事項	現在の規約では、毎事業年度終了後2ヶ月以内に定時総会を開催することになっているが、平成28年度総会は、平成28年6月9日に開催されている。規約に定められた期日までに開催すべきである。

《補足》

平成28年度総会を事業年度終了後2ヶ月以内に開催できなかったのは、役員の改選があった関係もあり、日程調整が困難であったという事情もある。事業年度終了後2ヶ月以内に開催ができない事態が、今後も発生しうるのであれば、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するよう、規約を見直すことも考えられる。

指摘 60-S	予算の承認方法の見直しについて
改善事項	現在の規約では、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催される定時総会において予算を承認することになっているため、予算承認の前に、新たな契約や支出が発生していることとなる。また、定時総会は年1回であることから、当初予算（負担金）に変動がある場合、補正予算を組むことが困難である。予算承認を行う機関や時期等について見直すべきと考える。

《補足》

「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」においても、総会等にて「事前の新年度事業計画若しくは予算の承認」を行うよう求めている（第5 任意団体の運営、2 総会等の開催）。

見直し案としては、定時総会を年2回開催する、又は、理事会（役員会）を組織し、予算は理事会で決議し、総会に報告する形に変更するなどの方法が考えられる。この変更により、補正予算を組み予算総額が変動した場合は、県の負担金も変更することが可能になる。

B. 事業の管理について

(1) 活動指標について

「トライアル研究開発」は、目標に達していないが、これは応募件数が少なかった（予算3件実績1件）ことによるものである。本活動は、平成27年度から平成28年度にかけて実施したが、平成27年度に補助した開発事業（小風力発電関連）が平成28年度からはワーキンググループ活動として発展するなど一定の成果を得たこともあり、平成29年度については、本活動は実施していない。

(2) 成果指標について

指摘	6 1 - S	成果指標の目標値設定について
改善事項	「事業化件数」の目標値 10 件は設定根拠に乏しく、事業初年度から最終年度まで同数値となっている。積算根拠を明確にした上で目標値を設定すべきと考える。	

《補足》

平成 28 年度の実績値 11 件の内訳は、小水力ワーキンググループ参加企業の受注件数 8 件と展示会 (ENEX2017) 出展企業の商談成立件数 3 件であるが、目標値 10 件の内訳は不明である。

実績値が目標値を上回っているものの、目標値の設定根拠 (積算) が明確でなければ、実績値の評価・分析が困難である。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「多様で厚みのある産業集積の推進」の中の出組「地域の強みを生かした再生可能エネルギーの導入促進とエネルギー産業の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置づけている。

- ① 地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進につながる関連機器・システムの開発と海外も視野に入れた販路拡大への支援
- ② 九州内の企業や団体とも連携した地域や自然環境と調和する地熱・温泉熱活用プロジェクトの全国展開
- ③ 電力システム改革に伴う新電力事業など地域の活性化に資する新サービスの創出、IT 制御や蓄電技術などを生かした関連機器・システムの開発支援
- ④ 九州唯一のコンビナートから発生する副生水素利用ネットワークの構築支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「事業化件数 (研究開発金銭的成果件数、販路開拓成約件数)」は、直接的な効果指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

3. 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行

前述のとおり、大分県エネルギー産業企業会の規約では、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催される定時総会において予算を承認することになっている。したがって、予算承認の前に、新たな契約や支出が発生していることとなる。

4. 審査員の独立性の確認

大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業費補助金及び大分県エネルギー産業育成トライアル研究開発事業費補助金については、大分県エネルギー産業企業会内に設置された、大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業選定審査会にて審査し、補助対象者を選定している。審査をする委員には、委嘱する際に親族が応募者にはいない旨、委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていない旨、口頭での確認を行っている。

(3) 産地育成

I 関連する施策と取組

施策	取組
農林水産業におけるマーケットインの 商品づくりの加速	・マーケットに対応した販売力の強化 ・産地間競争に勝ち抜く生産力の強化

II この分野における取組の基本方向

- ✧ 市場競争力の強化に向けて戦略品目を定め、「T h e ・おおいた」ブランドを確立する。
- ✧ ロットの拡大や流通の多チャンネル化など、マーケットに対応できる流通・販売体制を構築する。
- ✧ 産地間競争を勝ち抜いていくため、効率的で持続的に生産する体制づくりを進める。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・戦略品目の産出額（農林水産業） 平成30年度目標915億円
【平成25年度実績821億円】

IV 関連事業

事業名	28 年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 活力あふれる園芸産地整備事業	2, 144, 937	1, 475, 825
イ 肉用牛生産基盤拡大緊急支援事業	1, 027, 000	713, 090
ウ 肉用牛競争力強化対策事業	138, 637	85, 917
エ 草地畜産基盤整備事業	21, 450	21, 245

ア 活力あふれる園芸産地整備事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		1, 475, 825 千円
H28～H32	2, 144, 937 千円 (繰越額 359, 695 千円)	内訳	国庫支出金	297, 136 千円
			諸収入	661, 876 千円
担当課等	園芸振興室、農業公社		一般財源	419, 153 千円
			繰越金	97, 660 千円

(注1) 国庫支出金は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、経営体育成支援事業費補助金、次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金、強い農業づくり交付金である。このうち、強い農業づくり交付金と経営体育成支援事業費補助金で、国の平成 27 年度補正予算の繰越額 359,695 千円から前者は 259,663 千円、後者は 1,383 千円を充当している。なお、繰越額は、平成 28 年度当初予算額には含まれていない。

(注2) 諸収入は、国が造成した産地パワーアップ事業基金に係る基金管理団体からの助成金である。

(注3) 繰越金は、繰越事業に係る平成 27 年度の一般財源である。

i 事業の目的

新規就農者、企業参入等の新たな担い手の確保と園芸産地の更なる拡大を図り、農業産出額の向上を実現するとともに園芸品目を生産する「ひと」づくり、地域での「しごと」づくりによる大分県の地方創生を進めるため、生産施設等の整備を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

本事業は、事業実施主体（農業協同組合、農業公社、営農集団等）が実施する園芸品目の生産施設等の整備に要する経費に対し、市町村を経由して補助するものである。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
雇用型経営体育成対策事業費補助	千円 1,096,305	①企業参入に対する施設整備等に関する支援 ②雇用型経営体に転換する際の支援 (補助率1/2 → 3/5)	国庫の場合 国 1/2、県 1/8、 市 1/8 県単の場合 県 1/2～1/3、 市 1/6

事業区分	予算額	活動内容	補助率
戦略品目産地強化対策事業費補助	千円 599,404	①規模拡大に伴う施設整備等に対する支援 ②広域産地拠点施設整備に対する支援 ③生産性向上設備、遊休ハウス活用に対する支援 ④新戦略品目の推進体制整備に対する支援	国庫の場合 国 1/2、 県 1/8～1/12、 市 1/8～1/12 県単の場合 県 1/2～1/3、 市 1/6～1/12
新規就農者育成対策事業費補助	359,823	①大規模リース団地施設整備に対する支援 ②新規就農者の施設整備等に対する支援 ③大規模リース団地入植者の固定資産税に対する支援（3ヶ年）	国庫の場合 国 1/2、県 1/8、 市 1/8 県単の場合 県 1/2～1/3、 市 1/3～1/6
次世代戦略品目育成対策事業費補助	83,460	①戦略品目以外の規模拡大に伴う施設整備等に対する支援 ②生産性向上設備、遊休ハウス活用に対する支援 ③次世代戦略品目の推進体制整備に対する支援	国庫の場合 国 1/2、県 1/12、 市 1/12 県単の場合 県 1/3～1/6、 市 1/4～1/6
推進費	5,945		

事業区分	繰越額	活動内容	補助率
繰越分	千円 359,695	①規模拡大に伴う施設整備等に対する支援 ②企業参入の施設整備に対する支援 ③大規模リース団地施設整備に対する支援 ④広域産地拠点施設整備に対する支援	国庫の場合 国 1/2 県 1/6～1/12 市 1/8～1/12 県単の場合 県 1/2～1/6 市 1/6～1/12

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	企業参入による面積拡大(ha)			11.3 [3]	a	A
	園芸戦略品目の面積拡大(ha)			31.6 [15]		
	新規就農者による事業活用(人)			17 [20]		
	一般園芸品目の面積拡大(ha)			4.8 [3]		
成果	園芸戦略品目(14 品目)の産出額 (百万円)			28,431 [28,310]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については、「新規就農者による事業活用」が未達となっているが、予算割合による加重平均で算出した達成率が 90%を上回っているため、a（3 点）評価となっている。成果指標については 100.4%の達成率であり、a（3 点）評価となっている。両者の合計が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県活力あふれる園芸産地整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

活動指標である「新規就農者による事業活用（人）」は、目標値を下回っているが、これは、企業での就農者数は増えてきているものの、本事業による就農者数が目標値に満たなかったためである。

C. 農業公社への往査

大分県側の財務事務の状況を確認した補助事業（2 件）について農業公社側の財務事務の執行状況についても確認した結果、大分県活力あふれる園芸産地整備事業費補助金交付要綱、公益社団法人大分県農業農村振興公社の公共工事に関する契約及び指名の選定基準等に基づき適正に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

D. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項を一つの
事業として位置づけている。

① 園芸産地の統合とブランド統一による県域生産出荷体制の強化

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「園芸戦略品目（14 品目）の産出額」は、プラン 2015 にお
ける施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは異なるものの、それらの指
標の一部を構成するものである。

具体的には、「おおいた農林水産業活力創出プラン 2015(大分県農林水産業振興計画)」
の「戦略品目の目標」に記載のものと同一であり、プラン 2015 で記載されている「戦
略品目の産出額（農業）」の集計要素となっている（巻末資料 C-3「大分県農林水産業
振興計画の主要指標」参照）。

結果として、本事業の成果指標は、本事業以外の事業やそれ以外の多くの要因に影響
される総合的な効果指標となっている。

イ 肉用牛生産基盤拡大緊急支援事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		713,090 千円
H27～H28	1,027,000 千円	内訳	諸収入	630,000 千円
担当課等	畜産技術室		一般財源	83,090 千円

(注) 諸収入は、本事業における肥育牛預託貸付金の償還金である。

i 事業の目的

畜産農家の高い増頭意欲に応え、肥育及び繁殖農家の連携のもと、「おおいた豊後牛」
の安定供給に向けた生産基盤を強化し、安全・安心で美味しい「おおいた豊後牛」のブ
ランド確立を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
肥育牛預託緊急支援対策（貸付）	千円 992,000	㈱大分県畜産公社に肥育牛預託貸付制度を創設し、円滑な素牛導入を支援。肥育牛を貸付するための原資を県が融資するもの	貸付先： ㈱大分県畜産公社 利率：無利息
繁殖雌牛基盤拡大対策（補助）	35,000	規模拡大を図る繁殖農家が、繁殖雌牛の増頭を行う際の経費の一部を助成	補助率：県 10/10 繁殖雌牛1頭あたり 70 千円を限度

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	肥育重点農家への個別事業推進(戸)		20	20 [20]	a	A
	増頭推進会議の開催(回)		38	38 [25]		
成果	肉用牛の産出額(億円)		105.8	112.0[102.6]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標の 90%を達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標については 109.2%の達成率でのため、a（3 点）評価となっている。両者の合計が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・終了」となっている。

なお、本事業は 28 年度で終了しているが、新規メニューを加えて別事業に組み替えている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

資金の貸付及び補助金の交付等の事務を、大分県肉用牛生産基盤拡大金融支援事業（肥育牛預託緊急支援対策）資金貸付要綱、おおいた豊後牛生産向上対策事業費補助金交付要綱に基づき行っている。

(例)大分県畜産公社での預託実績（28 年度末現在）

区分	預託額(千円)	頭数	1 頭平均額(千円)
肥育素牛	250, 141	321	779
飼育管理型	329, 925	398	829

(注) 肥育素牛の 321 頭には平成 27 年度に預託し肥育中の 100 頭が含まれる。

繁殖雌牛基盤拡大対策事業の補助実績（28 年度）

補助対象頭数	補助対象経費(千円)	県費補助金(千円)
1, 187	83, 090	83, 090

(注) 補助対象経費は 1 頭当たり 70 千円

指摘	6 2－N	事業実施計画承認申請書の提出期限について
改善事項		繁殖雌牛基盤拡大対策事業の補助金を申請するためには、事前に、事業主体が事業実施計画を策定し、事業実施計画承認申請書を知事あて提出し、承認を受けることになっているが、提出期限の定めがない。そのため、実績が事実上確定した日以後に提出されているものがある。事業実施計画承認申請書の提出期限を実績が事実上確定する日以前に設定し、計画を提出させるようにすべきと考える。

《補足》

おおいた豊後牛生産向上対策事業実施要綱により、事業主体は事業実施計画を策定し、事業実施計画承認申請書（第 1 号様式）を知事あて提出し、承認を受けることになっている。

また、補助対象となるのは、繁殖雌牛基盤拡大対策実施細則により、期末頭数（事業実施年度 2 月 1 日現在）から期首頭数（事業実施年度の前年度 2 月 1 日現在）を控除して算出した頭数である。つまり、この期間に増頭した頭数が補助対象となりうる。

しかしながら、平成 28 年度の由布市の事業実施計画承認申請書の提出日は、平成 29 年 2 月 7 日であり、この時点で既に補助対象となる期末頭数が確定した後となっている。提出期限を設定し、遅くとも 1 月 31 日までには計画を提出させるようにすべきである。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項の一部を
一つの事業と位置付けている。

- ①おおいた豊後牛の生産体制の強化とオレイン酸生成能力に優れた遺伝資源の活用
によるブランド確立

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「肉用牛の産出額」は、プラン 2015 における施策の目標指
標及び大分県版総合戦略の施策 KPI とは異なるが、それら指標の一部を構成するもので
ある。

具体的には、「おおいた農林水産業活力創出プラン 2015」の「戦略品目の目標」に記
載されている肉用牛（繁殖）と肉用牛（肥育）の数値を合計した数値であり、プラン
2015 で記載されている「戦略品目の産出額（農業）」の集計要素となっている。

結果として、本事業の成果指標は、本事業の直接的な効果を意味する指標ではなく、
本事業以外の事業やそれ以外の多くの要因に影響される総合的な効果指標となってい
る。直接的な成果指標としては、「本事業による増頭数（肥育牛、繁殖雌牛）」等が考え
られる。

ウ 肉用牛競争力強化対策事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		85,917 千円
H28～H30	138,637 千円	内訳	諸収入	65,975 千円
担当課等	畜産技術室		一般財源	19,942 千円

（注）諸収入は、国が造成した畜産・酪農収益力強化総合対策基金に係る基金管理団体からの助
成金である。

i 事業の目的

T P P 合意や飼料高騰等の社会情勢の変化に対応し、本県の永続的な肉用牛生産基盤
を確立するため、将来の中心的な役割を担う畜産経営体の収益力向上や規模拡大を支援
するとともに、地域内連携による収益力向上に向けた取組を推進する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
肉用牛生産基盤強化施設整備事業	千円 136,987	①競争力強化対策 畜産クラスター協議会が実施する畜産競争力強化に資する施設等の整備及び補改修に対し補助(市町村経由) ②大規模経営体育成対策 認定農業者及び認定新規就農者が実施する省力化や生産規模の拡大を図るための畜舎や堆肥舎等の建設や改造並びに附属設備や機械の整備に要する費用に対し補助(市町村経由)	①国 1/2 ②県 1/3、 市町村 1/6
肉用牛繁殖産地活性化モデル事業	1,000	①キャトルブリーディングシステム型 農業者、農業者の組織する集団が実施する、繁殖雌牛の地域内集約飼育システムに要する経費に対し補助 ②放牧活用型 牧野組合が実施する、放牧地の活用促進に要する経費に対し補助	県 1/3、 市町村 1/6 ※市町村が設定したモデル地区における経費に限る
推進費	650		

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県畜産生産振興対策事業費補助金交付要綱、大分県畜産生産振興対策事業実施要領、肉用牛繁殖産地活性化モデル事業費補助金交付要綱等に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項の一部を
一つの事業として位置づけている。

- ① おおいた豊後牛の生産体制の強化とオレイン酸生成能力に優れた遺伝資源の活
用によるブランド確立

2. 事務事業評価を実施していない理由等

事業実施主体は市町村もしくは畜産クラスター協議会であり、予算の範囲内で実施し
ていることによる。

事業の内容は、主に肉用牛を生産するための施設整備に対する補助であるため、事業
の成果は、本事業によって肉用牛の生産施設の整備規模（新たに整備した施設で何頭飼
育できるかその頭数）により判断している。

エ 草地畜産基盤整備事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		21,245 千円
H24～	21,450 千円	内訳	国庫支出金	15,000 千円
担当課等	畜産技術室、農業公社		一般財源	6,245 千円

（注）国庫支出金は、農業競争力強化基盤整備事業補助金である。

i 事業の目的

高齢化等による畜産農家の減少やT P P等社会情勢の変化への対応が求められてい
る中、経営の安定した担い手の育成による畜産産地の強化や安全安心な畜産物を供給す
るため、畜舎等の飼育施設や飼料生産基盤を整備し、「安全」「安心」な自給飼料の活用
の促進と規模拡大等による担い手の経営改善を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
草地畜産基盤整備事業	千円 21,000	基本施設整備	国 1/2、県 1/5
		利用施設整備	国 1/2、県 1/10
推進費	450		

《補足》 県と農業公社との役割分担

① 補助金の対象となる地区選定及び実施計画の申請

補助金の対象となる地区の選定は、農業公社と市町が、県を通して国に申請する。当該承認通知は、国から県に送付される。

補助金の対象となる整備事業の実施計画は、市町及び農業公社並びに県が協議して作成し、県が国に計画の承認申請を行う。当該実施計画の承認通知は、国から県を通して、農業公社に送付される。

② 計画の実施

指名競争入札による工事業者の選定、進捗管理、完成検査、工事業者への支払等の事務は、農業公社が行う。

③ 資金の流れ

国の負担分は、県を通じて、県の負担分と合わせて、農業公社に納入される。事業者の負担分は市町を通じて、市町の負担分と合わせて、農業公社に納入される。

④ 実績報告

事業完了後、農業公社は、県へ事業実績報告書により報告を行う。

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

法令：農業経営基盤強化促進法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

草地畜産基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等を行っているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 農業公社への往査

(1) 草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業の実施状況

平成28年度は、久大豊肥の6地区（一本松、徳の尾、瀬の尾、塔の原、中村、飯田東部）の牧場に対して、事業を実施している。

(2) 草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業の事務の執行

農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、農業競争力強化基盤整備事業実施要領、大分県草地畜産基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき財務事務の執行を適正に執行しているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

D. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速」の中
の取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」で記載されている次の取組事項の一部を
一つの事業として位置づけている。

- ① おおいた豊後牛の生産体制の強化とオレイン酸生成能力に優れた遺伝資源の活用によるブランド確立

2. 事務事業評価を行っていない理由等

飼料関連の事業として、県内飼料利用拡大対策事業において事務事業評価を実施している。農林水産部内の対象事業数の調整等により、本事業は、平成 28 年度の事務事業評価の実施を要しない事業となっている。なお、事業の評価に準じる資料として、A 4 用紙 1 枚にまとめた資料の提出を受けた。

(4) 観光地域づくり

I 関連する施策と取組

施策	取組
おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興	・観光人材の育成・確保 ・おんせん県ならではの素材磨きによるブランドイメージの確立 ・観光消費の増大につながるサービスや商品の開発・促進

II この分野における取組の基本方向

- ✧ 地域の良さを伝えるふるさとガイドを積極的に活用するとともに、おおいたツーリズム大学による地域づくりのリーダーの育成、支援を継続する。
- ✧ 湧出量や源泉数だけではない「おんせん県おおいた」らしい温泉の活用や、自然、食、歴史、文化・アートなど、地域の特徴ある観光素材磨きを推進する。
- ✧ 滞在時間の延長につながるイベントの開催や地産地消による食の提供、土産物づくりなどにより、観光関連産業の振興と地域活性化を推進する。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・観光入込客数 平成30年度目標20,150千人
【平成25年度実績17,563千人】
- ・観光消費額 平成30年度目標2,357億円
【平成25年度実績2,072億円】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 観光地域磨き推進事業	16,742	15,946
イ 六郷満山開山1300年記念観光推進事業	21,202	17,202

ア 観光地域磨き推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		15,946 千円
H28～H30	16,742 千円	内訳	諸収入	150 千円
担当課等	観光・地域振興課、ツーリズム社团		一般財源	15,796 千円

(注) 諸収入は、おおいたツーリズム大学受講料である。

i 事業の目的

観光消費の増大につなげるため、サービスや商品の販売促進、地域資源を活かしたツーリズムの振興やネットワークづくりを通じた地域リーダーの育成・支援を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
魅力ある地域づくり・観光商品づくり	千円 8,313	①地域企画商品の販売促進 地域企画商品販売サイトを活用 ②おんせん県の魅力向上・発信 宿泊施設の魅力を活かした魅力向上とPR	委託先: ツーリズム社团
ツーリズム人材の育成・活用	5,059	①ツーリズム大学(地域を支える次世代のリーダー育成とネットワークづくり) ②おおいたふさとガイドの資質向上と連携強化 ③広域ガイドの活用	①は直接実施 ②③はツーリズム社团へ委託
おもてなし体制の強化	2,795	①おもてなしサポーター及び簡易観光案内所の継続 ②観光案内所の連携とスキルアップ(連絡会議、研修)	①はツーリズム社团へ委託 ②は直接実施
ツーリズム戦略推進会議	575	ツーリズム戦略に基づき、各種の取組を推進するとともに、進捗管理を行う。	直接実施

(注) ツーリズム大学を除くと公益社団法人ツーリズムおおいた(ツーリズム社团)への委託事業である。

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数(名)			650 [649]	a	A
	おおいたツーリズム大学講座開催数(回)			10[8]		
	観光案内所職員研修会開催(回)			3[2]		
	ツーリズム戦略推進会議開催数(回)			2[3]		
成果	観光消費額(億円)			2,146 [2,160]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度開始事業である。活動指標については「ツーリズム戦略推進会議開催数」が未達であったが、予算割合による加重平均で算出した達成率が 90%を上回るため、a（3 点）評価となっている。成果指標は 90%を上回る 99.4%の達成率となり、a（3 点）評価。両者の合計点が 6 点で、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ツーリズム社団との委託契約書に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、本委託業務の実績報告書は、下表のとおりである。

単位:千円

事業区分	経費	経費の内訳	
魅力ある地域づくり・観光商品づくり	6,906	地域企画商品の販売	5,610
		おんせん県の魅力向上・発信	1,296
おもてなし体制の強化	3,116	サポーター・簡易案内所	2,690
		観光案内所	426
ツーリズム人材の育成・活用	789	ふるさとガイド	789
復興対策(注)	1,736		
諸経費	1,356		
計	13,903		

(注) 熊本地震が発生したため、当初予算に比べると、実績では事業区分を追加して「熊本地震による風評被害からの復興推進」(宿泊予約サイト事業者と連携)として 1,736 千円を他の事業区分から流用している。

(2) ツーリズム大学で発生した経費(総額2,787千円)について、支出負担行為決議書やその基となる証憑等を確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、ツーリズム大学は、平成 19 年から開講し、地域資源を生かしたツーリズムの振興やネットワークづくりを通じた地域リーダーの育成を目的として、先進地視察や観光・地域づくり実践者による講義やワークショップ演習等を県が直接実施している。

- ・受講生は、公的機関の関係者と一般民間会社とおおよそ半々(受講料 5,000 円)
- ・受講生は毎年度 20 名程度で、修了式でプレゼンテーションにより研修成果を報告
- ・修了生による SNS ネットワークの構築や年 1 回のフォローアップ研修を実施

B. 事業の管理について

指摘 63-K	活動指標と成果指標のとり方について
勸奨事項	「魅力ある地域づくり・観光商品づくり」に対応する活動指標としては、例えば、販売サイトにアップした「地域企画旅行商品の数」といった指標が妥当であると考え。 なお、活動指標としている「販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数(名)」は、活動の結果もたらされる直接的効果(アウトカム)であり、一つの成果指標といえる。

《補足》

「魅力ある地域づくり・観光商品づくり」(50%)を一番重視しているので、そのアウトカムである「販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数(名)」を本事業の成果指標とし、定性的な記載で次に重視しているツーリズム大学の成果を補足するといった事務事業評価のやり方も考えられる。利用者数を一人当たり平均購入額等を基に金額換算できれば、観光消費額にどの程度影響しているかを測定することもできる。

C. その他

平成 29 年度の政策予算の概要を見ると、国の地方創生推進交付金を活用して平成 29 年度予算を増額し、また、「魅力ある地域づくり・観光商品づくり」「おもてなし体制の強化」の活動内容が大幅に変更している。平成 29 年度の予算編成時に本事業の予算内容を部内で検討した結果、変更したとのことである。

平成 29 年度の政策予算での活動内容

事業区分	予算額	活動の内容
魅力ある地域づくり・ 観光商品づくり	千円 19,039	①「食」の魅力向上・発信 ②多様な観光素材を活用した観光商品づくり ③瀬戸内海の高級小型船等の誘客強化
ツーリズム人材の育成・活用	4,988	①ツーリズム大学(地域を支える次世代のリーダー育成とネットワークづくり) ②おおいたふるさとガイドの資質向上と連携強化 ③広域ガイドの活用
おもてなし体制の強化	19,785	①長期滞在と消費を促す仕組みづくり ②外国人観光客向け通訳サービスの提供
図柄入りナンバープレート の導入	1,000	

このように活動内容が大きく変わってしまうと、活動指標のみならず、成果指標も継続的に一定のものを採用することが困難になり、PDCAサイクルによる管理を損なう場合がある。本事業の場合は、そもそも成果指標を観光消費額という総合的な成果指標を採用しているので、成果指標の継続性には影響しない。しかしながら、このような事業の組み方をすると事業の目的が抽象的になり、直接的・具体的な目的が定まらないという難点が生じる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

施策「おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興」の中の次の2つの取組をまとめて、一つの事業として位置付けている。

- ① 観光人材の育成・確保
- ② 観光消費の増大につながるサービスや商品の開発・促進

なお、本事業は、モノ（魅力ある地域と観光商品をつくる）、ヒト（人材を育成していく）、体制（地域の受入れ環境を整える）の全体を整備して、地域が潤う（地域にお金落ちる）仕組みをつくることを目的としているため、本監査では事業環境整備への取組として分類した。

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「観光消費額」は、プラン 2015 における施策の目標指標と一致している。また、大分県版総合戦略の施策KPIとも一致している。

「観光消費額」は、直接的な効果を意味する成果指標ではなく、本事業以外の様々な要因が影響する総合的な効果指標である。直接的な効果指標としては、むしろ活動指標としている「販売サイトを活用した県内地域企画旅行商品の利用者数」等が考えられる。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ 六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		17,202 千円
H28～H30	21,202 千円	内訳	繰入金	17,202 千円
担当課	観光・地域振興課			

(注) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

開山1300年という節目を機会に、大型誘客キャンペーンを市町村と一体となって進めることにより、国東半島・宇佐地域の「六郷満山文化」(独自の神仏習合文化)を観光素材として知名度を高め、観光誘客に結びつける。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	負担率
実行委員会負担金	千円 21,000	①巡礼を柱とする周遊観光 ルートづくり ②情報発信 ③受入体制整備 ④二次交通対策 ⑤実行委員会の開催	県1/2 市町村1/2 (人件費を含む)
推進費	202	担当課における推進経費	

iii 事務事業評価(実績値)

事務事業評価は行っていない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県の負担額の決定方法について、実行委員会規約等で明文化したものはない。

予算編成段階で実行委員会と打ち合わせて予算組みし、最終的には実行委員会の総会で決議している。県の負担割合が 1 / 2 というのも共通予算の負担割合であり、特定の市町村向けの事業を予算に入れ込むと当該市町村の負担になる。

また、当初予算での負担金は 21,000 千円であり、実行委員会で職員を雇用する予定であったが、結果的に雇用しなかった。このため、当初予算で見込んでいた人件費分の負担金 4,000 千円を減額して支出している。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興」の中の出組「おんせん県ならではの素材磨きによるブランドイメージの確立」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 六郷満山開山1300年など、タイミングやエリアの特性等を考慮した戦略的な観光情報の発信

2. 事務事業評価を行っていない理由

本事業は、公表ベースの事務事業評価を行っていない。その理由は、次のとおりであり、翌年度(平成 30 年度)まで継続しないと意味のない事業である。したがって、現時点で事業の継続可否を評価する必要性も認められない。

- ① 県は負担金を支出しているものの、主に国東地域の市町村が構成する実行委員会が総会等で事業内容を決定し、主体的に実施している。
- ② 関連 6 市町長村の首長も出席する実行委員会として事業報告等を行い、状況をフォローしているので、あらためて県として事務事業評価を行う必要性がない。
- ③ 本格的に誘客成果が出るのは、開山 1300 年となる平成 30 年度であり、先行ツアーとしての企画もあるが、現在の事業内容は総じて準備段階での活動である。

第4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1 包括外部監査の結果の総括

「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」は、監査の結果に基づいて記載するため、ここで監査結果の要約を行う。また、「第3 包括外部監査の結果」では、個々の事務事業評価については記載しているものの、行政評価を構成する政策評価や施策評価については触れていないが、後に記載する意見の理解にも関わるため、これらを概観する。

(1) 監査結果の要約

「第1 外部監査の概要 7 外部監査の方法」に記載している監査の着眼点に沿って、監査結果における個別の指摘事項をまとめると下表のとおりである。また、これらに伴う監査人の所感（意見を記載した理由）をそれぞれ記載している。

ア 関連事業における財務事務の執行は、法令等への準拠性及び経済性、効率性、有効性の観点から問題はないか。

i 補助金の交付事務関連

区分	指摘内容	指摘番号
不備	事業変更承認申請書への変更理由の不記載	07-S
改善	補助金交付要綱の改善	01-S, 06-S
	事業実施計画承認申請書の提出期限の設定	62-N

ii 協議会・企業会等の負担金関連事務

区分	指摘内容	指摘番号
不備	企業会決算報告における予算額の記入誤り	52-S
	企業会の予算に計上されていない委託費の支出	58-S
	企業会の規約に定められた期日後の定期総会開催	59-S
改善	企業会への負担金に余剰が出た場合の処理の明確化	50-S, 55-S
	予算承認を行う機関や時期等についての見直し	60-S
勧奨	協議会における参加者の間の負担割合の明確化	37-K
	企業会の収支計算書の改善（事業ごとの収支差額の明示）	51-S, 53-S, 54-S

iii 委託関連事務

区分	指摘内容	指摘番号
改善	企画提案審査における評点集計表の評価点数の表記の改善	47-S

【監査人の所感】

- 1) 委託に係わる事務の執行に関して、委託費に含まれる一般管理費相当額の取扱いについて、県としての取扱いを定めたものがなく、統制上必要と認められるため、意見を記載している。
- 2) 特に企業会の運営については、個別の指摘も多くあり、問題が認められたので、改めて意見を記載している。

イ 関連事業が大分県の中長期計画に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか(P D C Aによる事業の管理)。

i 活動指標及び成果指標

区分	指摘内容	指摘番号
不備	成果指標の実績集計誤り	17-S
	活動指標が予算とリンクしていない	35-K
改善	成果指標の算出方法の見直し	08-S
	活動指標や成果指標の目標値の見直し	11-N, 41-S, 61-S
	活動指標の集計範囲の見直し	29-N
	活動指標の追加	46-S
	活動指標の廃止	40-S
	成果指標が複数ある場合の追加記載	16-N
勸奨	活動指標をより適切なものへの変更	02-S, 03-S, 63-K
	成果指標自体の性質を理解した上での対応	18-S
	累計値等を採用している成果指標の目標値の見直し	31-S
	活動指標や成果指標は積上げで設定	38-K
	測定可能性・目的等の観点から成果指標を変更	20-S, 56-S

ii 事業の組み方、事業の目的記載

区分	指摘内容	指摘番号
改善	予算から事務事業評価への組替え処理	34-K
勸奨	事業目的の記載方法の変更	30-S, 32-S, 33-S, 57-S
	協議会による特定旅行企画事業は地域磨きで実施	36-K

【監査人の所感】

- 1) 県では長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（以下、プラン2015という。）から事務事業評価の対象となる事業を絞っている。これに伴って、事務事業評価を行っていない事業について、その理由や代替的な評価の必要性等を検討したので、一括して意見を記載している。
- 2) プラン2015の施策・取組との関連性において、事務事業評価における事業の組み方がどのようになっているか検討した結果、様々なパターンが見られ、また、成果指標の採り方も部局によって異なる等あまり規則性が見られなかったので、全体的な観点から事務事業評価のあり方について意見を記載している。

ウ 関連の出資法人における実施事業の管理等は、適切に行われているか。

i 産業創造機構

区分	指摘内容	指摘番号
改善	決算書の不添付法人が散見される。	21-S
	運営委員会の評価等を経ずに事業報告書を提出	22-S
	議事録不備（議案の記載、出席委員の署名等なし）	23-S, 49-S

【監査人の所感】

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、産業創造機構という。）、公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下、農業公社という。）に往査したが、事業の実施結果は適切に把握され、県への報告も委託契約書や補助金交付要綱に従って、提出されていた。このため、特段の意見はない。農業公社については個別の指摘もなかった。

エ 出資法人への委託事業等の検査は適時、適切に行われているか。

i 産業創造機構

区分	指摘内容	指摘番号
不備	見積書の日付の記入漏れ	04-S
	伺い書に決裁日等の記載漏れ	48-S
改善	相見積の内容は同一にすべき	05-S
	例外的な支出の伺い書には理由等を記載	09-S
	必要性に乏しい支出（講演ごとの垂れ幕）の見直し	28-N
	審査員の謝金の額を定めた規程を整備	10-S

【監査人の所感】

- 1) 産業創造機構、農業公社については、実施報告書が適時に提出され、検査に必要な重要証憑も県から出資法人に対して写しを徴求し、実施報告書とのチェックが行われていた。また、必要に応じて出資法人へ出向いて確認しており、今回監査で往査した結果細かい指摘はあったが、概ね適正と判断された。
- 2) 出資法人ではないため往査はしていないが、公益社団法人ツーリズムおおいたについても同様に確認した。実施報告書は適時に提出されていたが、元帳の写しはあったものの、重要証憑の写しは添付されていなかった。多少疑問も残るが、県の職員が派遣されて、細かなチェックまで行っているとのことであった。

オ 関連事業は、中小企業のニーズに合致し、支援メニューに広く応募や参加があるか。補助金対象者の選定審査は適切に行なわれているか。

i 中小企業者のニーズ等

区分	指摘内容	指摘番号
改善	調査研究報告の活用方針を事前に明確化	19-S, 39-K
勸奨	本当に補助金を必要とする小規模事業者にとって不利な扱いの改善	24-S
	補助対象企業の目的達成後(事業終了後)のフォローが必要	13-S, 14-S
	融資メニューは適切な種類・数で設定	42-S
	制度融資の金利設定は利用者に有利な条件で設定	43-S
	実施体制の再構築が必要(産業創造機構との協力を含む)	44-S, 45-S

ii 補助金対象者の選定審査

※(産)は、産業創造機構における審査

区分	指摘内容	指摘番号
不備	審査における審査表の記載の不備	15-S
改善	(産) 審査委員の参加制限を厳守	25-S
勸奨	(産) 予備審査と委員会審査の結論が著しく不整合となった場合の対処を明確化	26-S
	(産) 審査委員の参考意見について対応結果を記録	27-S

【監査人の所感】

- 1) 中小企業者の総合的な経営力強化に係る事業を3ないし4段階程度に意識的に区分して実施してはどうかと感じたので、意見を記載している。
- 2) 補助金対象者の選定審査にあたり、審査委員の利害関係の有無についての確認が文書で行われていないので、紙面の関係もあり、一括して意見として記載している。実質的には改善事項である。

(2) 長期総合計画の政策・施策評価

i 地方創生戦略としての政策評価

都道府県や市町村が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、地方版総合戦略という。)は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、地方創生総合戦略という。)を受けて策定され、国のPDCAに組み込まれている。ここでは国と地方の両方を含め、全体として「地方創生戦略」という。

プラン2015では、言わば、大分県の地方創生戦略である「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」(以下、大分県版総合戦略という。)との整合を図るため、プラン2015の政策・施策を組み合わせ、大分県版総合戦略の基本目標を一つの政策として扱っている。本年度の監査に係わる主な政策(=基本目標)は、「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」であり、その政策評価の概要は下表のとおりである。

政 策 名	仕事をつくり、仕事を呼ぶ
政策の概要	地域密着の産業である農林水産業や商工業、観光・ツーリズムなど、様々な分野に魅力ある仕事の間を創出する。
評価の総括	創業支援や企業誘致を推進するとともに、農林水産業や商工業・サービス業等の振興を図ることにより魅力ある仕事を創出し、目標を達成できた。

ii 構成する政策・施策(主な取り組み)の評価結果

大分県版総合戦略の政策「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」を構成するプラン2015の政策・施策の評価結果をまとめると次のとおりである。

政 策 名	施 策 名	指標 評価	総合 評価
変化に対応し挑戦と 努力が報われる農林 水産業の実現	構造改革の更なる加速	達成	A
	マーケットインの商品づくりの加速	達成	A
	経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成	達成	A
多様な仕事を創出す る産業の振興と人材 の確保	多様で厚みのある産業集積の推進	達成	A
	未来に向けた戦略的・効果的な企業立地の推進	達成	A
	チャレンジする中小企業と創業の支援	達成	A
	商業の活性化とサービス産業の革新	達成	A
	急速に進化する情報通信技術の普及・活用	達成	A
	産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進	達成	B
	クリエイティブ産業への挑戦	達成	A
人を呼び込み地域が輝 くツーリズムの推進	国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速	達成	A
	おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興	達成	A

いずれの施策においても指標評価は達成し、総合評価も「産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進」を除き〔A〕となっている。当該施策の目標指標（15～69歳就業者数）による評価は104.8%であったが、施策を構成する取組のうち「U I J ターン就職の推進」に係る事業で〔C〕や〔D〕の事務事業評価が含まれていたことから、施策としての総合評価も〔B〕となったものと思われる。

（３）地方創生戦略におけるPDCA

i 長期総合計画の目標指標の達成状況

大分県版総合戦略の政策「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」を構成するプラン2015の政策に含まれる目標指標の達成状況を数値的に見ると下表のとおりである。

政 策 名	達成	概ね達成	達成不十分	著しく不十分	指標合計
変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現	5	2	0	0	7
多様な仕事を創出する産業の振興と人材の確保	9	2	0	0	11
人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進	2	2	0	0	4
合 計	16	6	0	0	22

ii 重要業績指標（施策KPI）の達成状況

プラン2015の目標指標と大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策KPI）は一致しているため、プラン2015の目標指標の達成状況から関係するものを抜粋して、公表している。（巻末資料C-1「大分県版総合戦略 基本目標・施策KPI達成状況」参照）

地方創生戦略上のPDCAは、この重要業績指標（施策KPI）の達成状況に添えて、平成28年度は地方創生加速化交付金の対象となった個々の事業（大分県版総合戦略アクションプランを構成する事業）について、効果検証を目的に所定の様式により国に報告している。そこにおける評価指標は、事業KPIといわれている。

2 委託契約における一般管理費の取扱いについて

国や地方自治体が委託事業を行う場合の委託契約には、契約額を上限に、委託業務の実施に要した経費に相当する額を支払う概算契約（実費弁済）による場合がある。通常、契約額を確定する請負契約で締結する民間の委託契約とは、根本的に異なっている。

以下は、概算契約（実費弁済）による委託契約を前提として一般管理費（間接費）の負担の問題について検討する。

(1) 国の委託契約における取扱い

経済産業省や環境省の関連指針やマニュアルを見ると、委託業務に要する経費（予定価格、契約額及び精算額）については、以下の各項目ごとに算出した経費を積み上げた金額としている。

項 目	説 明
人件費	直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与で、日額(時間)単価×所用日数(時間)といった方法で算定される。
業務費	旅費、諸謝金、備品費、印刷製本費、雑役務費等で実情に即した価格を根拠とすることができる経費で、通常は、見積書、請求書、領収証書等が根拠となる。
一般管理費	当該業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。

(注)「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」より整理。

一般管理費の取扱いについて、さらに経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」を参考にして記述すると次のようになる。

i 一般管理費の定義

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいう。

例：事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等

ii 経理処理の実施方法

計算方法 一般管理費＝直接経費（Ⅰ．人件費＋Ⅱ．業務費）×一般管理費率

- ① 一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更があった場合は変更契約締結時）の比率とする。ただし、事業終了後に受託者の都合により締結時の比率を下回る場合は、この限りではない。
- ② 一般管理費率は、10%もしくは、ivの計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。ただし、iiiに該当するような特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定する。

iii 特殊要因の具体例

- ・業種特有の理由により、当該業種において相対的に一般管理費率が 10%よりも高い場合
- ・一事業者における一般管理費率が過去複数年にわたり 10%よりも高い場合（3 カ年を一つの目安とする。）

iv 計算式の例

① 企業における計算式

一般管理費率＝（『販売費及び一般管理費』－『販売費』）÷『売上原価』×100
損益計算書から『売上原価』『販売費及び一般管理費』を抽出し計算を行う。

② 公益法人における計算式

一般管理費率＝『管理費』÷『事業費』×100
正味財産増減計算書の経常費用から、『管理費』『事業費』を抽出し計算を行う。

（注）この場合の『事業費』は、人件費と業務費を合わせた直接経費と同義と思われる。

なお、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」を見ると、基準の一般管理費率は 15%となっている。また、この中で「精算時においては、環境省が認める特別な理由がある場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を変更することはできない」とされている。

（２）大分県における状況

大分県において委託契約の際に実務的に使われている基本的な契約事務マニュアルについては、「契約事務必携」という契約事務全般を特に法的観点から説明したものに加えて、手続・書式を中心に説明した「委託契約事務必携」「委託契約書式例集」がある。なお、これらは、ホームページでは公表はしていない。

委託契約事務必携では、国の概算契約（実費弁済）による委託契約に該当する契約形態を「精算を伴う契約」と呼んでおり、事業完了後に実績報告書を提出させることを義務付けて、県が実績報告書を基に委託金額を確定する。この場合、県が契約書案を相手方に示して誘引を行うことを前提としている。したがって、公告や指名通知、見積書提出依頼で誘引する入札や見積合せ（競争見積）の場合は「精算を伴う契約」は適用されず、随意契約で委託契約を結ぶ場合に、「精算を伴う契約」の形態を採ることが多くなる。

一般管理費率については、本監査の事例では、商工労働部における産業創造機構等への委託で 10%以内、企画振興部におけるツーリズム社団への委託で 15%以内として、実施計画書の内訳書の注記として記載されているのが認められた。なお、実施計画書の内訳書は県側で作成したものを実施計画書に添付して、受託者から契約締結時に提出されたものである。

一般管理費率の算定方法についての定めがないため、是非の議論をしても意味がないが、実際に採用されている一般管理費率は、県側で算定しており、産業創造機構への委託は10%、ツーリズム社団への委託は11.2%となっていた。ツーリズム社団の場合は、予算段階でツーリズム社団側の過去の実績や事情を考慮して、担当課で県の複数の委託事業で負担すべき管理費の総額を見積もり、それらの事業費合計に対する割合を算定(結果として11.187%)して15%以内となっているか確認しており、上限率の相違はあるが経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」の取扱いに近い。ただし、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」は、受託者向けに作成されており、受託者における請求書・領収書等の証拠書類の保管の仕方まで記載されている。

意見 1	精算を伴う委託契約における一般管理費について
委託契約に係るマニュアルである「委託契約事務必携」で、「精算を伴う契約」における一般管理費の定義や算定方法、最終的に支払う委託金額の確定計算における取扱い等を明確にすべきである。 また、委託契約書には契約変更や委託金額の精算等に備えて、実際に適用した一般管理費率と直接経費が変動した場合の一般管理費の確定方法について、規定しておくべきである。	

《補足》

上限基準となる一般管理費率は、慣例的に所管部局により10%以内あるいは15%以内等と定められているようであるが、文書として、一般管理費率の算定方法とその取扱いを定めたものがないため、次のような問題がある。

- ① ×%以内という表現は、経済産業省と同様に受託者側の状況による一般管理費率を一旦計算した上で、基準の率と比較して低い方を採用することを想起させるが、はっきりと文書化したものがないため、算出方法がまちまちになっていたり、安易に基準の率を使用しているケースが県全体としてはあるのではないかと懸念される。
- ② 受託者側の状況による一般管理費率は、県が算定するのか、受託者側が算定するのが不明である。(経済産業省のマニュアルは受託者側が算定することを前提としているように思われる。)
- ③ どちらが算定するにしろ、契約時に協議して合意の上で一般管理費率を決めることになるが、経済産業省のマニュアルでいう特殊要因等がある場合はどう扱うのか分からない。
- ④ 事業の内容変更に伴い変更契約をする場合、一般管理費率を変更するのか否か不明である。
- ⑤ 実績の直接経費が変動した場合、精算処理において、契約時の一般管理費額と一

般管理費率のどちらを使うのかが不明である。

- ⑥ 一般管理費率を算定する際に、ベースとなる決算書等の一般管理費から、認め難い経費（例えば、交際費や事業に携わっていない非常勤役員の報酬）の混入を排除する等調整すべきか等細かい点が不明である。
- ⑦ 分母となる直接経費に外注費（再委託費）を含めるか不明である。（「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」では控除することになっている。）

（３）受託者にとっての一般管理費率と上限基準

一般管理費率が何％になるかは、受託者にとっては重要な問題である。なぜなら、固定的な費用を賄えるか否か、営利企業であれば利益が出るか否かに直結するからである。他方、そのために必要な率は、受託者の状況によって異なる。当該委託以外の事業等の収益で固定費をすでに賄えていれば、低い率でも引き受けるであろうし、そうでなければ、当該委託で賄おうとするので高い率を望むことになる。入札者も多く競争原理が働く状況で契約するのであれば、委託者に有利な条件で価額提示できる者が受注することになるだろうが、随意契約では競争原理が働かないため、上限となる一般管理費率を定める意味はある。しかし、あまりに上限が厳しいと、特に民間企業は契約の受注を敬遠することにもなる。また、受託者にとっては、一般管理費は直接経費が予定を超えた場合のバッファとなる面もある。

意見 2	上限となる一般管理費率について
上限となる一般管理費率の利用のあり方について、「委託契約事務必携」で定めて、事務の効率化を図ることが必要である。	
また、県として上限となる一般管理費率を統一すべきか否かは容易には判断できないが、統一しないとしても、担当部局や契約種別に応じた適用率表のようなものでも、事務の公平性の観点から、定めることが望まれる。	

《補足》

一般管理費率は予定価格（予算）を算出する段階でも使用されるので、この段階では受託者が決まっていないケースと、随意契約を予定していて受託者が実質決まっているケースがある。受託者が決まっていない場合、受託者の個別の事情を考慮することはできないので、上限基準の率で予定価格を見積もって、実際の契約段階で改めて契約で適用する一般管理費率を受託者と協議することになるのであれば、予算算定目的で上限基準を使用するという意味合いも認められる。

予算の関係で、予定価格（総額）を超える変更は難しいが、直接経費と一般管理費の内訳の変更は可能であり、その範囲で受託者の個別の事情を考慮（例えば、受託者の見積で使用されている一般管理率を採用）することは契約を円滑に締結することにもなると考える。これらも踏まえて、上限となる一般管理費率の利用のあり方を明確化してい

ただきたい。

大分県の委託事業には様々なものがあるので、適用する上限の一般管理費率を一律に定められるかどうかは一概に言えることではないが、利用のあり方が明確になれば、その目的の範囲内で定めて、「精算を伴う契約」で実際に適用される一般管理費率の算定方法やその取扱いも含めて、可能な範囲で公表することが透明性の観点から望まれる。

3 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行について

(1) 設立及び運営に関する指針

県の庁舎内に事務局を置く任意団体については、設立・運営の適正を期するため「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」（県総務部行政企画課策定）が定められている。

この指針の対象となる「任意団体」は次のとおり定義されている。

法令上の根拠を有しない県以外の団体であって、県の庁舎内に事務局を置くもの又は当該団体の事務が主として県の庁舎内で行われているもの。

ただし、県職員のみで構成する親睦会、勉強会等の団体を除く。

(2) 予算の決議及び執行上の問題点

指針の対象となる「任意団体」は、具体的には、企業会や協議会等であるが、予算の決議及び執行に関する事務について、次のような問題点を確認した。

予算の決議及び執行に関する指摘事項

団体名	関連事業	団体ごとの指摘事項
大分県医療ロボット・機器産業協議会	医療機器産業参入加速化事業	特になし
大分県エネルギー産業企業会	エネルギー関連産業成長促進事業	・ 予算計上のない委託費の支出について ・ 定時総会の開催日について ・ 予算承認方法の見直しについて
おおいた食品産業企業会	おおいた味力アップ商品創出支援事業	・ 負担金が余った場合の取扱いについて
	食品産業成長促進事業	・ 収支予算書の金額相違について ・ 予算と決算の差異分析について

また、各任意団体における予算の決議機関や決議される時期は次のようになっている。

予算の決議機関等

団体名	事務局	予算 決議機関	当初予算の決議 (開催時期)	補正予算の決議 (開催時期)
大分県医療ロボット・機器産業協議会	産業集積推進室	理事会	理事会（前年度末）	理事会 (当年度末)
大分県エネルギー産業企業会	工業振興課	総会	定時総会（毎事業年度 終了後２ヶ月以内）	－
おおいた食品産業企業会	工業振興課	総会	定時総会（毎事業年度 終了後２ヶ月以内）	－

意見 3	予算の承認方法の見直しについて
県が関与する任意団体のうち、事業年度開始後に開催される定時総会において予算の決議を行っている団体については、事業年度開始前に予算の決議を行えるよう、団体の規約を見直し、適正な予算執行を実施していただきたい。	

《補足》

大分県医療ロボット・機器産業協議会は、設置規程の定めにより、年度末に開催される理事会において次年度の予算を決議し、年度終了後２ヶ月以内に開催される総会へ報告している。

それに対し、大分県エネルギー産業企業会及びおおいた食品産業企業会は、規約の定めにより、事業年度開始後に開催される定時総会で予算を決議するため、予算の承認前に新たな契約締結や支出が発生することになる。そのため、両企業会の事務局においては、予算の執行という意識が希薄になっているのではないかと懸念される。「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」においても、総会等において「事前の新年度事業計画若しくは予算の承認」を行うよう求めている（第５ 任意団体の運営、２ 総会等の開催）。

県と同様に事業年度開始前に予算の決議を行えるよう、両企業会の規約を見直し、適正な予算執行を実施していただきたい。見直し案としては、定時総会を年２回開催にする、または、理事会（役員会）を組織し、予算は理事会で決議し、総会に報告する形に変更するなどの方法が考えられる。

(3) 予算消化できない場合の取扱い

大分県エネルギー産業企業会やおおいた食品産業企業会で、県が支出した負担金を使い切れずに余剰金として残っている状況が確認された。

意見 4	県負担金の変更（減額）について
県が関与する任意団体のうち、実質的に県からの負担金で運営している団体において、予算どおりに事業が実施されず、予算執行額が予算額を大幅に下回ると見込まれる場合は、補正予算の決議を行い、県からの負担金の変更（減額）をしていただきたい。	

《補足》

大分県医療ロボット・機器産業協議会は、予算の執行状況によっては、年度末に開催される理事会において補正予算を決議し、県側も負担金の変更（減額）をしている。それに対し、大分県エネルギー産業企業会及びおおいた食品産業企業会は、予算の決議機関が総会であり、補正予算の決議が容易でないこともあって、当該年度の県負担金の変更（減額）は行っていない。

両企業会については、まず、意見3で述べたとおり、事業年度開始前に予算の決議が行えるよう、規約を変更していただきたい。これにより、補正予算の決議も容易になる。その上で、予算執行額が予算額を大幅に下回ると見込まれる場合は、年度末までに補正予算（減額）の決議を行うことで、県負担金を減額していただきたい。当初予算で既に負担金を支払っている場合等には、減額補正後に当然返還が必要となる。

なお、県負担金の減額までは必要ないと判断された場合においても、予算との差異分析を実施し、今後の方針等を明確にした資料を作成した上で、翌年度の大分県負担金の額を検討すべきである。

4 事務事業評価を実施していない事業の評価について

(1) 簡易的な事業評価

平成26年度までは、対象事業の選定にあたり、前年度と同程度の事業本数とする選定ルールがあったため、事務事業評価の事業本数が減らず職員の負担となっていたが、プラン2005からプラン2015への移行に伴って、平成27年度に次のような見直しを行った。

- ① 前年度の事業本数と同程度とする選定ルールの見直し
- ② 評価対象外事業（県の裁量が働かない事業等）の周知徹底

これに基づき、どの事業について事務事業評価を行うか、各部局においてプラン 2015 の「主な取り組み」ごとに漏れがないか確認し、本数の調整を行った結果、事務事業評価を行う事業本数が大幅に減少した。

その後、事務事業評価の実施を要しない事業の扱いがどうなったか懸念されたため、本監査において、対象外とした理由を確認するとともに、事務事業評価の実施を要しない事業について、何等かの事業の評価を取りまとめた資料の存在を確認したところ、監査期間中に、資料の提出があった事業と、特に取りまとめた資料はないとする事業に分かれた。事務事業評価を実施していない事業の評価については、統一的な取扱いが行われておらず、担当課に任されているようであった。

なお、行政企画課の指示により対象外となる事業は、政策的経費ではなく経常的経費から構成される事業とされている。政策的経費は、「新長期総合計画に掲げる新たな政策の展開にあたり、県政推進指針に沿って創意工夫を凝らした新規事業及び政策検討が必要な経費」であり、経常的経費は「人件費・扶助費等の義務的経費及び所属の運営等に要する旅費・消耗品費等の経常・一般経費並びに政策予算に準じる経費」を意味する。

対象外とした理由には、政策的経費ではなく経常的経費から構成される事業という理由によるケースが多かったが、これだけで説明できないような対象外事業もあった。また、「政策予算に準じる経費」の範囲も曖昧である。

意見 5	簡易的な事業の評価について
事務事業評価の実施を要しない事業について、対象外とした理由をみると、全て事業評価を行う必要がないとも言い切れない。予算折衝を行う場合等に備えてそれなりの評価資料を準備している部署もあるため、必要に応じて簡易な様式等により積極的に事業評価を行うべきと思われた。	
なお、包括外部監査期間中に農林水産部畜産技術室より提出された資料が、コンパクトにまとめられており分かりやすいので、参考書式として紹介する。	

《補足》

農林水産部畜産技術室より、A 4 用紙 1 枚にまとめられた形で事業の評価に関する資料が提出された。事務事業評価の項目の一部を抜粋して、手許資料を基に作成したものとするが、コンパクトにまとめられており、作成の負担もかからないものとする。

事務事業評価を実施していない全ての事業について、事業の評価を実施して、統一書式に基づいて資料を作成していただきたいところであるが、義務化するには、現状では問題があるということなので、必要に応じて使用するモデルとして紹介する。

草地畜産基盤整備事業の事業評価の様式（項目のみ記載）

事業名： 政策区分： 施策区分： ☐ 現状・課題 ☐ 目的 ☐ 内容 ☐ 事業の成果 ☐ 今後の方向性
--

（注）簡易様式のため、事業の成果として、必ずしもアウトカムによる成果指標を設定する必要はないと考える。

（２）PDCAにおけるCAの重要性

昨年度と今年度の２年間、包括外部監査の対象となった事業について、PDCAの実施状況を監査した。事務事業評価を実施している事業については、制度としてPDCAが取り入れられているが、それ以外の事業については、全く制度外に置き去りになっているようである。

予算をPDCAのP（計画）と考えると、県の事業については、どちらかという、C（検証）、A（改善）よりも、P（計画）、D（実施）に重点が置かれているようである。上記の質問をした事業について、「事業の評価は独自の方法でやっている」「予算折衝のときに資料を用意している」との回答もあったが、農林水産部畜産技術室から提出されたような書類が出てこない事業もあったことから推測すると、事務事業評価を実施していない事業について、実効性のあるC（検証）、A（改善）が行われているかどうかは疑問である。

C（検証）、A（改善）は、事業の評価、事業の総括の部分であり、P（計画）、D（実施）とともに、PDCAの重要な構成要素であると考ええる。

意見 6	将来的に統一された事業評価制度の実施について
将来的に、現在のPDCAの枠を超えて、PDCAと予算・決算との連動、財務書類・財務会計との連動を図り、ITシステムによる事務負担軽減等の運用が可能となった場合には、全ての事業について、統一された制度の下で、事業の評価を実施していただきたい。	

《補足》

民間企業の場合、PDCA導入の目的は、売上や利益等の目標を達成し、事業活動を改善することであり、最終的な目的は、企業を存続させることである。

行政の場合、民間企業と違い、事業活動の改善と利益やキャッシュ・フローといった

最終的な目標指標との直接的な結びつきがそれほど強い訳ではない。

このような点を考慮すると、行政において実効性のあるPDCAを導入するのは、現状、かなり難しい点が多く、将来的に事務技術が進歩した場合に期待するものである。

また、事業の特性が様々あるので、一律に評価することに合理性があるとは必ずしも考えないので、簡易な評価もあって構わないが、全体として一つの制度の下で運用することが望まれる。

5 事務事業評価の取扱いについて

(1) 採用されている成果指標の種類等

成果指標の考え方と指標の種類については、「第2 監査の対象の概要」で述べたところである。

成果指標の種類	内 容
直接的な効果指標	直接的なアウトカムや中間的なアウトカムを表す指標、あるいはサービス成果指標に分類される指標
総合的な効果指標	総合的なアウトカムや最終的なアウトカムを表す指標、あるいは社会的成果指標に分類される指標

本監査において、大分県の事務事業評価で採用されている成果指標を見ると、所管部により次の違いが見られた。商工労働部については、直接的な効果指標を採用している場合が多い。農林水産部では「主要な施策の代表的な事業」については、総合的な効果指標を採用しているが、その他の事業については基本的に直接的な効果指標を選定している。企画振興部では、基本的に総合的な効果指標を採用している。

プラン 2015 の施策の目標指標においても、農林水産部や企画振興部では、総合的な効果指標を採用している。対して、商工労働部の場合は、施策を構成する事業のうち、重要度の高い事業の成果指標（多くは直接的な効果指標）をプラン 2015 の目標指標としている。

所管部によらず長期総合計画の施策の目標指標と事業の成果指標をなるべく一致させようとする意図が働いているため、このような指標の採り方になっている。この辺の事情については、議会に対して最終的な目的・目標の達成状況を説明することが求められるので、長期総合計画の施策との関連性をより重視しているようである。

とは言え、長期総合計画の目標指標と事業の成果指標を完全に一致させると事業自体の評価に困難が生じることも多いので、目標指標を構成要素に分解し、その中から関連する要素を選択して事務事業評価の成果指標に設定したり、目標指標の数値を当該事業

から得られる数値に限定して成果指標とする場合も見られた。

(2) 長期総合計画と事業の関係

長期総合計画は、政策⇒施策⇒取組⇒具体的な取組事項へとブレイクダウンする構造をとっているが、それに対してどのような事業の組み方をしているかをみると、様々な組み方をしている。

- ① 特定の施策の一つの取組の中に記載された一つないし複数の取組事項を一つの事業としている場合
- ② 特定の施策の一つの取組全体を一つの事業としている場合
- ③ 特定の施策の異なる二つの取組の中に記載された取組事項を合わせて一つの事業としている場合
- ④ 二つの施策に含まれる異なる取組に記載された取組事項を合わせて一つの事業としている場合
- ⑤ 特定の施策の一つの取組の中に記載された一つの取組事項を分解して、それぞれ事業としている場合
- ⑥ 特定の施策の一つの取組の中に記載された二つの取組事項を分解して、それらを組み合わせて事業としている場合
- ⑦ 特定の施策全体を一つの事業としている場合

主流は①の組み方であるが、その延長線上で事業として取り上げる取組事項が取組全体に及ぶと②となる。その他の組み方をすると錯綜した事業となり、事業の目的が曖昧になったり、適切な成果指標を見いだすのが難しくなったりする。

意見 7	事務事業評価の公表について
長期総合計画との関係において、事業の組み方や採用している成果指標の種類に規則性がないため、見る側もどう理解してよいか分からず、事務事業評価を公表すると無用な混乱を起こす可能性がある。 このため、改めて事務事業評価を公表すべきか否か検討する必要がある。	

《補足》

九州8県のうち、事務事業評価を実施・公表しているのは、福岡県、大分県の2県である。佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の5県は、事務事業評価自体を廃止しており、熊本県はもともと実施していなかった。福岡県、大分県以外の6県とも政策・施策評価については実施・公表している。

(3) 事務事業評価の公表を継続する場合

過去の歴史もあり、現に動いている行政評価の仕組みを変更することは、困難を伴うことが予想されるので、事務事業評価の公表を継続することを前提として改善点を検討してみる。

意見 8	事務事業評価上の事業の組み方について
原則として、事務事業評価上の事業の組み方を長期総合計画の特定の取組に含まれる一つないし複数の取組事項を一つの事業とする方法にできるだけ統一する必要がある。	

《補足》

適正な事業規模の観点から取組事項を複数組み合わせることは当然あると思うが、複数の施策・取組に跨って組み合わせたりすることは、長期総合計画との関連性が複雑化し、県民や議会への説明上好ましくない。

事業を実施する上では、取引相手の同一性等を考慮した部内での担当割に応じて事業を組む方が効率的とも思われる。その結果錯綜した組み方になる場合には、面倒ではあるが、事務事業評価上はこれを組み直して評価することも可能である。実際、大分県版総合戦略アクションプランでは、事業の組み直しを行って国に報告している。

成果指標については、直接的な効果指標が見いだせないため、総合的な効果指標（特に社会統計的な指標）を採用することもやむを得ない場合があるとは考えるが、初めから施策評価レベルの統計的な指標に限定するのは事務事業評価の趣旨を損ないかねず、問題である。

民間企業では、大きな目的と関連する成果指標との間に、直接的な影響（因果関係）を立証できるような複数の活動・成果指標等を設定し、それらを含めて事業活動の評価を試みる。仮に、当該中間的な複数の活動・成果指標等を設定したとしても、完全に、影響（因果関係）を立証できる訳ではない。それでも、中間的な複数の活動・成果指標等を設定した方が、より合理的な活動の評価ができると考える。

意見 9	成果指標の種類の選定について
長期総合計画の目標指標は施策レベルの指標であり、事務事業評価の成果指標は、事業レベルの指標であるため、両者を同一の指標とすることに囚われる必要はないものとする。	
施策は、様々な取組・事業で構成され、場合によっては、市町村や民間も含めた県全体での取組も含まれているため、原則的には「総合的な効果指標」を採用し、事務事業評価では、「直接的な効果指標」を原則採用するという方針が簡明である。	

《補足》

「総合的な効果指標」はインパクトを与えたい最終的な目標を表す指標となっている場合が多いので、長期的視野で見る施策レベルの指標に適している。他方、事務事業評価の成果指標は、単年度評価を前提としているので、短期的に測定できる「直接的な効果指標」が適している。

例外を認めない訳ではないが、成果指標として直接的な効果指標を見いだすことが難しい場合でも、総合的な効果指標よりも、むしろ活動指標となるアウトプット指標の方が成果指標として適切な場合もある。実際、事務事業評価で使用されている活動指標の中には、よく考えてみると、成果指標に近いものも散見された。

意見 10	採用した成果指標の種類の表示について
成果指標としてどのような性格の指標が使われているかを明示することは、事務事業評価を正しく理解する上で重要な情報である。したがって、事務事業評価で採用した成果指標の種類が表示される様式に変更すべきである。	
また、施策評価との繋がりを重視するのであれば、直接的な効果指標と総合的な効果指標の両方を表示することや、「事業の成果」の欄に総合的な効果指標を注記することも考えられる。	

《補足》

直接的な効果指標は、短期的な結果を示す指標であり、事業の活動内容との因果関係も比較的説明可能であるが、総合的な効果指標は、長期的な指標であり、他の事業の影響や外部要因も働くため、単純な因果関係の説明は困難な場合が多い。また、効果が及ぶまでのタイムラグが大きかったりするので、事前に立てた目標が達成できるか否かは、直接的なアウトカムに比べて不確実性が相当に高まる。

他方、総合的な効果指標は、施策の目標指標との繋がりは説明しやすい。有益な議論を進める前提として、このような二つの指標の性格の相違を表示する必要がある。

なお、総合的な効果指標は目標設定に困難を伴う場合もあり、これを事業の点数評価項目に加える必要性もないので、「事業の成果」の欄に総合的な効果指標を注記する選択肢も残した。

意見 11	事業の目的の記載方法について
事業の目的は、「特定の行為をすることにより、求められる課題を解決する、あるいは解決に結びつく取組を促進する」という書き方をされることが多いが、成果指標を見いだしやすい書き方としては、逆に、「求められる課題を解決する、あるいは解決に結びつく取組を促進するために、特定の行為をする」という書き方をした方が分かりやすい。	

《補足》

昨年度の包括外部監査で、「効果としての目的」と「行為としての目的」の2つが組み合わさって事業の目的が記載されているという分析を行った。この場合の「効果としての目的」はどちらかというと総合的な効果指標に結びつくような大きな目的である。他方、「行為としての目的」は、直接的な効果指標に結びつくような目的である。単に注意の引き方の問題かもしれないが、事務事業評価上は、後半に「行為としての目的」を記載した方が、こちらを重視しているというニュアンスが伝わるように思われる。「効果としての目的」が直接的な効果に近いような目的で記載されている場合はさほど問題はないが、施策レベルの大きな目的で記載されている場合は、行為としての目的をキーワードとして成果指標を探すことになるので、意見に記載したような書き方が望ましい。本監査での具体例を示すと次のような例があった。

◎指摘 57-S 「県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援し、食品産業全体の底上げを図る。」

⇒「食品産業全体の底上げを図るため、県内食品加工企業が会員であるおおいた食品産業企業会の活動を支援する。」

◎指摘 32-S 「レストラン・物販・観光情報を一体的に扱い『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用し、おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図る。」

⇒「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図るため、レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用する。」

（４）事務事業評価の公表を中止する場合

公表すること自体が目的化すると、事務事業評価を行う意義を見失う危険が生じてくるが、他方で事務事業評価を簡単に放棄してしまうことも問題である。

事務事業評価は予算サイクルの中で、最も機能しているように思われるからである。実務では、事務事業評価を行った結果をベースにして事業の見直しを行った後、各部は予算要求資料である「政策予算の概要」を作成して、次年度の予算折衝を行うような流れになっていると思われる。その意味で予算サイクル上は重要な機能を果たしている。

意見 12	事務事業評価の位置づけについて
事務事業評価は、予算サイクル上の重要ツールと位置づけて、長期総合計画のPDCAサイクルとは一旦は分離することを再検討すべきかと考える。	

《補足》

本監査の中でも、予算との関係を理由にして、事業の取り方や記載内容を説明する場合が見られた。また、プラン 2005 からプラン 2015 に移行するにあたり、事務負担軽減の観点から事務事業評価の対象とする事業を絞り込んでいるが、基本的に政策的経費に係る事業は残すが、経常的経費（義務的経費や固定的な経費）は事務事業評価を取りやめている。これは、予算折衝上、事務事業評価が特に必要となるのは、政策的検討が必要な政策予算であるためと思われる。

意見 13	長期総合計画のPDCAと事務事業評価について
長期総合計画のPDCA（行政評価）を行う上では、施策を中心に見ることになるので、施策と事務事業評価の間に「取組の評価」等を組み入れて、事務事業評価との関連性はそこで間接的に示すような評価方法が考えられる。	
事務事業評価の公表を中止する代わりに、取組を評価する仕組みを考え、これを公表することも検討に値する。	

《補足》

長崎県では、評価対象事業は、「長崎県総合計画チャレンジ 2020」の施策を推進する各事業群に位置づけられる事務事業としている。事業群は、大分県で言えば、施策の中の取組に当たるとされる。そして事業群を構成する事業の数とそれら事業が翌年度の方方向性として「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」「終了」「現状維持」のいずれになったかの内訳を数値的に記載している。そのうえで、主な評価対象事業については実施状況と見直しの方向を文章で記載している。

大分県においても、予算サイクルの中で事務事業評価を行い、その結果として翌年度の方方向性を数値的に公表して、事業の改廃、見直しを適切に行っていることを示し、主要な事業については定性的記載も追加して文書で説明する方法に変更することは可能と思われる。さらに総合的な効果指標を取組指標として設定し、関連事業群全体としてその成果を評価する方法を加えることもできる。なお、取組指標のうち重要なものが施策の目標指標として採用されることを想定している。

（５）公表の如何に関わらず必要な対応

行政評価の要は、行政がどれだけ事業を行ったかではなく、最終的にどれだけ県民ニーズを満たし、課題解決に貢献したかを定量的に明らかにすることである。そして、その行政活動の達成度を測る「ものさし」が成果指標（アウトカム指標）等の指標である。

とは言うものの、各自治体ともに行政評価の要となる成果指標等の設定に困難を感じており、総務省の調査（2009年）「地方公共団体における行政評価の取組状況（平成20年10月1日現在）」によると、指標設定が難しいと考える理由としては、「適切な指標が見つからない」を挙げる自治体が8割と最も多く、次いで「指標設定の方法が分からない」

「施策等の目的がはっきりしていない」となっている。

指標設定が難しい原因には次のようなものがある。

	原因	具体的な内容・背景
1	目的の達成度を正しく表現できない指標がある	・内部管理業務で成果が見えにくいものがある ・客観性のある定性的な指標がない ・タイムラグがあり、成果が正しく反映されない ・外部要因の影響が大きい成果指標 ・活動結果・中間成果・最終成果のどの段階の指標が適切であるか分からない
2	目標を設定できない指標がある	・目標値の設定根拠が不明確 ・定性的な指標で目標の表現が困難
3	既存データがない又はデータ収集が困難な指標がある	・既存統計や業務等で得られるデータがない ・指標を測定する方法がない ・測定するためには手間や費用が掛かり過ぎる
4	指標設定の方法が分からない	・指針やマニュアル等の整備が不十分 ・指標設定の方法が十分に理解されていない
5	施策等の単位が不適切	・施策等で目的や成果を考えたり、評価したりする単位として不適切
6	検討するインセンティブが働きにくい環境	・検討を担当職員が一人又は少人数で行っている ・関係職員が分散しているために一堂に会して検討する機会が少ない ・多忙で検討する余裕がない ・意義が浸透していない

(出典)「なぜ成果指標等の設定は難しいのか?—行政評価等における指標設定に関する調査結果—」

財静岡総合研究機構主席研究員小泉圭之

行政評価、事務事業評価は、このような困難性を抱えているので、これへの対応策を十分に確立した上で実施する必要がある。

	対応策	具体的な内容
1	現場レベルに考え方を浸透させる	行政評価に関する一通りの研修だけではなく、指標の設定に関する具体的かつ分かりやすい指針やマニュアルの作成と、それに基づく行政評価担当課との個別の協議・指導・助言の機会を設定する。
2	「分解」して考える	施策等の範囲やその対象者を絞って考えると、達成したい状態を具体的にイメージしやすくなり、その結果、指標が設定できるようになる。

3	事例集をヒントに	他の自治体等で既に採用している指標例を調べ、それらを参考にして、代替指標を含め自分たちに有用な指標の手がかりをつかむ。
4	施策等の単位を適切に	目的が共通する事業は一つにまとめ、逆に複数の目的が混在する施策は目的ごとに分解して、評価の単位を単一の目的・手段に揃えようと考えやすくなる。
5	指標等を検討しやすい環境づくり	行政の仕事は必ずしも単一の目的であるとは限らず、複数の目的で行われるものが多いので、できるだけ多くの職員 の議論を通して、何のためにこの事業を行うのか、そのための評価指標として何が適当かを明らかにしていく過程と環境づくりが重要である。

(出典)「なぜ成果指標等の設定は難しいのか?—行政評価等における指標設定に関する調査結果—」
財静岡総合研究機構主席研究員小泉圭之

意見 14	指標設定が困難な原因への対応について
事務事業評価は、そのやり方を確立した上でないと有効に機能しない。事務事業評価を公表しない場合でも、予算サイクル上は継続する必要があるので、特に指標設定の面で、その仕組みを確立するための対応が十分できていないと判断される事項（特に指針やマニュアルの整備）については、改善をお願いしたい。	

《補足》

何よりも事業担当課が自分たちの施策・事業の目的を明確に意識し、それをどのように評価するか考えられるようになることが重要である。このためには、特に上表の対応策1「現場レベルに考え方を浸透させる」に関して、「指標などを設定するための指針やマニュアル等」を整備していただきたい。事務事業評価を継続して公表するのであれば、急ぎ対応が必要であるが、公表を中止する場合は対応を確立した上で改めて公表すべきか検討することになる。いずれにしろ、公表するとなると上記の調査からも分かるように事務負担が相当重くなる点は考慮すべきであろう。

なお、事務事業評価は事業の継続・廃止等を判断することを最終的な目的としているので、長崎県の例を見ても分かるように行政評価を行っている以上は、簡便的あるいは代替的な方法とは思われるが、各県とも非公開ベースで何らかの事業評価を行っている
と推測される。

6 総合的な経営力強化について

(1) 経営計画の策定が前提となる支援事業

総合的な経営力強化に係る事業として、「第3 監査の結果」において次の3つの事業をとり上げた。

- ① 地域牽引企業創出事業
- ② ものづくり産業地域連携推進事業
- ③ 経営革新企業成長促進事業（中小企業新事業活動促進事業）

いずれも経営計画書の提出・審査を経て支援するという点が共通する。起業・創業に係る「おおいたスタートアップ支援事業」でも、経営計画を提出・審査するサブ事業「大分県起業家成長促進事業費補助金」があるが、対象が企業としての実態が曖昧な創業時の経営計画であり、上記の3つとは意味合いが異なるので、別の区分（起業・創業）で扱った。

地域牽引企業創出事業では、雇用人数30人以上または付加価値額1億円以上の増加を5年以内に達成する可能性の高い企業を支援企業に認定して地域牽引企業へと育成している。目標が高いため、既に優れた経営基盤を有していることが前提となり、将来的に株式公開企業となること等がイメージされている。また、一企業の補助金限度額は3年間合計で60百万円と大型である。

他方、経営革新企業成長促進事業は、経営革新（新商品開発・販路開拓等）に取り組む中小企業者を支援して稼ぐ力を身に付けさせようというものである。「大分県経営革新企業成長促進事業費補助金」の上限は通常150万円と小さく、創業後、落ち着いたところで売上げの伸長などにより利益体質を高めようという意図の事業と思われる。

これに対して、ものづくり産業地域連携推進事業は、地域を挙げた連携活動により、中小企業の生産性の向上を図り、国内外の市場における製品競争力を強化するものである。一企業の補助金限度額は1,000万円（県500万円、市町村500万円）となっている。ものづくり産業（製造業）に限定されてはいるが、市場を県外や海外に求めるようなレベルに達した企業の支援を意図していると思われる。結果的には、地域牽引企業創出事業と経営革新企業成長促進事業で対象としている企業の間位置する企業が対象になるとと思われる。

このように「経営計画書の提出・審査」を鍵に並べてみると、奇しくも3段階、「おおいたスタートアップ支援事業」も含めれば、4段階で支援する形であったことが見てくる。

ただし、ものづくり産業地域連携推進事業は国の事業であり、平成28年度の単年度で終了している。このことから、大分県として意識して、3ないし4段階での支援の仕組みを組み上げたものではない。

意見 15	「ものづくり産業地域連携推進事業」の今後の展開について
ものづくり産業地域連携推進事業の終了後、市町村の地域連携推進会議において支援企業の状況を引き続きフォローすることになっているので、そのフォロー結果を評価し、地域連携の枠組みによる生産性向上や販路拡大の取組が効果的であると認められれば、財源の問題はあるが、県として本格的に事業化することも検討すべきと思われる。	

《補足》

地域牽引企業創出事業との関係においても、一段階手前の発展段階にある企業の支援は重要である。地域牽引企業を創出すると同時に次の候補企業も育成しないと今後支援対象となる企業がなくなるのではないかと懸念がある。

実際、平成28年度の当初予算も使い切れておらず、また、平成29年度は地域牽引企業創出事業の支援企業として認定された企業数は1社のみとなっている。応募企業はかなりのものの認定に至るのは結構難しいことから見ると、応募企業の中に実際候補企業と言えるようなレベルの企業は少ないのかも知れない。

(2) 重層的・段階的な中小企業支援

大分県として意識して、農業法人等も含め広く一般に、重層的・段階的な中小企業支援の仕組みを組み立てることは重要である。

意見 16	重層的・段階的な中小企業支援の仕組みについて
起業・創業時の支援から含めれば、平成28年度の事業構成のように、経営計画書の提出・審査を経る総合的な支援を4段階に分けて組み立てることは合理性があると思われる。総合的な支援は、基本的に4段階構成とし、これに製造業、農業、観光等の産業分野特有の支援や金融支援を必要に応じて重層的に組み合わせていくことを意識して、大きな基本方針とすることが望まれる。	

《補足》

経営計画の策定を前提として、ステップアップを目指す有望な企業を継続的に支援する仕組みを整備することが望まれる。また、このように支援段階を区分整理して、企業が不必要に何度も経営計画や決算書を提出しなくても済むように一元管理できれば、県・企業双方の事務負担を軽減できるかも知れない。

以下は、例えばの話であるが、企業の重層的・段階的育成を意識すると見えてくるものもある。

地域牽引企業創出事業、ものづくり産業地域連携推進事業は、販路開拓や人材育成、競争力強化の支援、知的財産取得等多角的な支援を含んでいるが、比較的に製造業を指向しているため、生産設備の補助にウェイトがある。生産設備の補助等は、国のメニュー等にも影響されるので、計画認定を前提とした別メニュー群として組み、4段階の経

営計画書の提出・審査に基づく基本的支援は恒常的なものとして制度化することも考えられる。

金融支援については多くのメニューがあるが、改めて企業の段階ごとのニーズに応えるメニューに再編成して、漠然と広く構えたメニューを減らすことが考えられる。また、現在の低金利時代では、金利面で優遇するよりも、民間金融機関から融資を受けにくい案件、例えば信用度の低い起業・創業時の融資や事業承継（M&Aを含む）等に力を入れた方がよいかも知れない。

（３）中間的支援段階

企業の支援段階を区分して名称をつけるとすれば、第一段階の「起業・創業(スタートアップ)企業支援」と最後の段階の「リーディング企業育成支援」は対象となる企業のイメージが湧きやすい。中間段階は見方を変えれば色々な名称があり得るところなので、ネーミングが難しい。平成 28 年度の事業構成をベースにすると「基礎体力育成支援」「イノベーション力強化支援」というのはどうであろうか。

「基礎体力育成支援」では、経営の基礎知識を身に着けながら、販売先の拡大や適正なレベルまでのコストダウンによる収益力強化を目指すイメージである。また、事業の安定に最低限必要な人材を揃えることになる。

「イノベーション力強化支援」では、経営革新、技術革新を行なう力を養って県下の企業の中で、それなりの地位を築き、次の段階として、リーディング企業へ仲間入りする準備をするイメージである。

意見 17	地域他企業との連携について
イノベーション力は単独の企業で考えるよりも、複数の同業者や様々な異業種との知識や知恵の交換と協力から生み出される可能性が高く、それ自体が知的財産となる。イノベーション力を強化することは、「地域牽引企業創出事業」の俎上に載るような企業を育成する一つの方法と位置付けることもできよう。	
したがって、「イノベーション力強化支援」の段階での鍵は、企業間連携や地域連携であり、その中で鍛えられた企業が自ずと県内企業の中でそれなりの地位を占めるようになると思われる。基礎体力をつけた上でのことになるが、その意味で外に出ていくこと(地域他企業との連携等)に積極的な企業を支援する方向で取組や事業を組み立てていただきたい。	

《補足》

「地域牽引企業創出事業」における支援企業の認定は、大型の補助事業ということもあり、かなり厳しい。そこで、「地域牽引企業創出事業」の支援企業として認定されなかった企業を救う機能として、「イノベーション力強化支援」型の事業を準備して、意欲を持続させる効果を期待したい思いもある。

7 審査における利害関係の確認について

(1) 大分県及び産業創造機構における状況

大分県及び産業創造機構では次頁の表のとおり、各部署において様々な審査を行うことになっている。

しかしながら、審査員の独立性(利害関係の有無)の確認については、口頭で確認するのみで文書による確認及びその書面の保存もしていない。したがって、確認している内容についてもはっきりせず、各部署でバラバラなものとなっている可能性が高い。

意見 18	審査員の独立性(利害関係の有無)の確認について
書面で確認していないため、仮に問題が起きた際には大分県が審査員の任命責任を問われかねない。口頭では検証の方法もないので、第三者に確認を怠ったと判断されても反証不能である。	
このため、少なくとも手続き上問題がなかったことを担保するため、確認すべき内容を統一した上で、利害関係に該当していない旨を書面等で確認しておくべきである。	

《補足》

特に審査員自身の利害が生じ得ると考えられる審査については、共通した一定のルールに基づいて利害関係を確認できるように、大分県で考える利害関係の内容がどのようなものかを定義する必要がある。

(2) 一般的な確認事項

一般的に利害関係としては以下の事項等が考えられる。

- ① 委員及びその配偶者が応募会社の代表者と親族関係にないか
- ② 委員及びその配偶者または委員の所属する機関(以下委員等)が応募会社に出資していないか
- ③ 委員等は応募会社(応募会社の親会社、子会社も含む)と使用人関係にないか
- ④ 委員等は応募会社の債権者・債務者に該当しないか
- ⑤ 委員等は応募会社から継続的な報酬を受けていないか
- ⑥ 委員等は応募会社から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益を受けていないか

また、審査員という職務の性質上、多くの秘密情報を得ることになるが、その秘密について漏らさないように、利害関係の有無を確認すると同時に守秘義務についての誓約書についても入手する必要がある。なお、公務員については地方公務員法第34条(秘密を守る義務)があることからこの限りではない。

審査における利害関係の確認状況

所属	事業名	審査会	確認方法	備考 (確認内容等)
経営創造・金融課	大分発ニュービジネス・発掘・育成事業	ベンチャー目利き委員会(ビジネスグランプリ)	口頭	産業創造機構で実施 ・親族が応募者にいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	クリエイティブ産業創出事業	クリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託業務に係る提案競技審査委員会	口頭	・委員が当該委託業務に係る提案に関与している等利害関係がないこと
	経営革新企業成長促進事業	経営革新企業成長促進事業費補助金事業計画審査会	口頭	28 年度審査会において、審査を辞退した事例（1 社）あり
	おおいたスタートアップ支援事業（起業家成長促進事業）	起業家成長促進事業審査委員会	未確認	産業創造機構で実施し、申請者との直接の利害関係はないものと考えられるため確認は行っていない。
	大分県地域牽引企業創出事業	認定審査会	口頭	審査対象の中に顧問先や投資先等利害関係がある場合は、審査を辞退するよう文書で依頼。また、委員に口頭で確認。（過去に利害関係先の審査について辞退した例あり。）
	大分県地域牽引企業創出事業	大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務に係る提案競技審査委員会	口頭	・親族が応募者にいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと等
	新事業活動促進事業	経営革新計画検討会	未確認	大分県としては有識者 3 名を招聘した経営革新計画「検討会」を実施しているが、これは承認の可否を最終的に決定する性質のものではなく、専門的な視点から助言や支援を行ってもらうものであるため、利害関係の確認は行っていない。

所属	事業名	審査会	確認方法	備考 (確認内容等)
工業振興課	おおいた味力アップ商品創出支援事業	おおいた味力アップ商品創出支援事業支援対象商品審査会	未確認	おおいた食品産業企業会で実施
	技術指導・試験事業	入居評価委員会	口頭	大分県産業科学技術センターで実施
	大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業	大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業選定審査会	口頭	大分県エネルギー産業企業会で実施 ・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	大分県エネルギー産業育成トリアル研究開発事業	大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業選定審査会	口頭	大分県エネルギー産業企業会で実施 ・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	循環型環境産業創出事業	大分県循環型環境産業創出事業 事業選定審査委員会	口頭	・親族が応募者にはいないこと ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	地域資源活用商品創出支援事業 (産業創造機構で実施)	地域資源活用商品創出支援事業審査委員会	口頭	審査等取扱要領第7条1項の規定により、以下について確認 ・申請者が、委員の血族、姻族及び配偶者でないこと ・委員又は委員の所属する機関が、共同研究体及び連携体等でないこと ・委員又は委員の所属する機関が、申請者に対して出資を行っていないこと
	ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	大分県航空機産業参入支援事業費補助金審査会	口頭	・親族が応募者にはいない旨 ・委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていないこと
	ものづくり産業地域連携推進事業	ものづくり産業地域連携推進事業審査会	口頭	審査会の事務局説明時に以下について確認 ・応募者と利害関係がないこと

所属	事業名	審査会	確認方法	備考 (確認内容等)
商業・サービス産業振興課	サービス産業生産性向上支援事業	大分県サービス産業生産性向上促進事業審査会	口頭	・応募者に対して出資を行っていないなど
	サービス産業生産性向上支援事業	サービス産業生産性向上人材育成事業受託事業社選定審査会	口頭	・応募者に対して出資を行っていないなど
産業集積推進室	医療機器産業参入加速化事業	医療関連機器研究開発補助事業審査委員会	口頭	大分県医療ロボット・機器産業協議会にて実施 ・申請者と直接の利害関係者でないこと

8 監査後記

指摘や意見といったものではないが、監査を終えて今後の施策・取組の方向等に係わって、幾つか雑感として述べさせていただく。

(1) 事業承継支援

2025年の日本は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類が経験したことのない『超・超高齢社会』を迎えると言われている。経営者も歳をとると、次第に現役を引退していくことになる。中小企業・小規模事業者数はこの15年で約100万者減少し、経営者の高齢化も進展し、現在、中小企業経営者の年齢のピークは65歳を超え、団塊の世代が75歳を迎えるまでに、中小企業の後継者問題が急速に顕在化していくことが予想される。これを放置すれば廃業による技術・ノウハウの喪失や経営の不安定化につながる

農業分野では既に後継者不足が解決すべき大きな課題となり、積極的な言い方をすれば「担い手の確保・育成」を図ることが求められている。

中小企業・小規模事業者は、地域の経済や雇用を担う重要な存在であることから、国は事業承継税制をより使い勝手の良いものにするとともに、円滑な世代交代が行われ、

後継者による事業活動の活性化を図るため、平成 29 年度から事業承継ネットワーク構築事業を開始している。大分県商工会連合会がこの事業における大分県の地域事務局となっているようである。

景気の現況は上向いている反面、少子高齢化もあり、人手不足が深刻となっていることから、特に人手不足を理由に廃業に向かう中小企業が多くなるのではないかと懸念される。このような問題は、大分県商工会連合会に解決を求められるものではない。事業承継の手段についても M & A を含め様々ある。親子で承継するには、それぞれの意識の相違も壁となっている。経営者にしてみれば、道が見えなければ黒字のうちに廃業を選択するのも合理的な選択ではあるが、経済全体としては損失となる。

こういった問題も含めて事業承継問題全体として、どのような対策の枠組みがあるのか大分県全体の問題として早期に考えて行く必要がある。

（２）観光地域磨きとクリエイティブ産業

ツーリズム戦略で使われる「地域磨き」「素材磨き」という言葉と大分県としてこれから力を入れて行こうとしている施策で使われている「クリエイティブ産業」という言葉は、一応、用語集に県の回答として意味を記載しているが、よく考えると、イメージが先行して内容が不明な言葉である。

「観光地域磨き」は観光地域づくりと同義のように思えるが、磨きという言葉にどのような意味を込め、実質的にどのような事を行うのが「地域磨き」なのかよく分からなかった。本監査で取り上げた事業で言えば、観光地域磨き推進事業で「地域磨き」という言葉が使われているが、平成 28 年度と 29 年度では、事業の活動内容が大きく変わっており、特に平成 28 年度でもっとも力を入れ、成果指標にも関連していた販売サイトを活用して県内地域企画旅行商品の販売を促進する活動は取り止めになっている。

監査人からすると、「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」のような事業をイメージして「自然・歴史・文化等に係わる地域資源を活用して観光地域づくりを行うこと」と定義した方が分かりやすいが、担当課は「六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業」は国内誘客事業の別メニューと捉えているようであった。個人的には、六郷満山は日本らしい資源として、上手く紹介すれば、むしろ海外客の方が喜ぶのではと思う次第である。

「クリエイティブ産業」も何かクリエイティブ産業という業種群を意味するわけではなく、クリエイターを活用して企業が生産する商品や提供するサービスの付加価値を高めるという行為を意味しているようである。なお、平成 29 年度からは「クリエイティブ産業創出拠点整備事業」で大分県立芸術文化短期大学に産学官連携共同研究棟（芸術デザイン棟）を整備しているようであるが、今のところは、人材交流事業や人材育成事業として展開している段階であり、監査人には、その先どのようなようになるかは現時点では見通せないし、イメージもできない。

「地域磨き」「素材磨き」や「クリエイティブ産業」といった新しい言葉を政策・施策の中で使う場合は、何を狙っているのか、担当者自身も深く理解しておく必要があるが、県の職員は短期間で担当者が交代するので次第に混乱する危険もある。初期段階で県民への啓発事業を行って、副次効果として県職員が交代しても混乱しないような基礎を作っておく必要がある。

（３）第４次産業革命

1990年頃からパソコン、2000年頃からインターネット化を皮切りに、ICTが庶民のものとなり、草の根の市民活動が進化したソーシャルネットワーク（SNS）の登場と我々の生活は急速に変化している。コミュニケーションの世界も身近でいえば、若者がスマホで、FacebookやtwitterやLINEなどのSNSを使い分け、高速に映像を含めた情報のやり取りをするのが当たり前となっている。そこでこれらを含む大きな潮流を第４次産業革命と捉えるようになっている。

日本経済再生本部はこれまでの日本再興戦略から名称を大きく変えて、平成29年6月に「未来投資戦略2017」を策定した。目次を見ただけでも、ICTやAI、ロボット、ドローンといった言葉のオンパレードである。これらの技術を使って、一人一人のニーズに合わせて少子高齢化などの社会課題が解決されたSociety 5.0なるものを実現しようとしているらしい。

大分県でも、「第４次産業革命」への迅速な対応こそが、社会課題に対応した「潜在需要の掘り起こし」や、人口減少社会における労働力不足を克服する「生産性革命」等を実現するチャンスと捉え、産業活力の創造に向け、大分県版第４次産業革命「OITA4.0」への挑戦を進め、大分県ならではの新たなビジネスの創出を目指すとしている。現在のところは「IoTプロジェクトの創出」及び「ドローン産業の創出」を中心に事業を組み立て推進している。

まずは、国の戦略をよく理解しなければならないが、「日本再興戦略」改定2015あたりからの流れではあったが、日本再興はここで区切りを打って、一方で地方創生戦略を推進しつつ、「未来投資戦略2017」により新しい未来社会を第４次産業革命を背景に構築しようということであろう。

第４次産業革命というと、革新的な技術に目を奪われがちであるが、つたない経験から言えば、技術を適用する社会ニーズ・生活ニーズの発見がより重要である。それには柔軟な発想が必要であり、60歳を超えた監査人にはついて行くのも厳しいが、若い県の職員には、明るい未来を信じて大分県のためにSociety 5.0、OITA4.0へ挑戦していただきたい。

以上

巻 末 資 料

資料番号

A	「第2 監査の対象の概要」関係資料	
1	規模別企業等数及び従業者数ー全国、九州、各県	A－1
2	まち・ひと・しごと創生法案の概要	A－2
3	大分県中小企業活性化条例の概要(平成29年12月22日改正)	A－3
4	おんせん県おおいた観光振興条例の概要	A－4
5	平成29年度行政評価方法(概要)	A－5
B	事業内容の補足説明資料	
1	地域牽引企業創出事業スキーム	B－1
2	おおいた地域資源活性化基金事業	B－2
3	大分県6次産業化サポート体制整備事業(農林水産省補助事業)	B－3
4	農地中間管理機構制度の概要	B－4
5	中小企業金融対策費：制度資金一覧表	B－5
C	指標関係資料	
1	大分県版総合戦略の基本目標・施策KPI達成状況	C－1
2	大分県版総合戦略のアクションプラン(抜粋)	C－2
3	大分県農林水産業振興計画の主要指標	C－3
D	用語集	D－1

規模別企業等数及び従業員数一全国、九州、各県
(平成26年経済センサス - 基礎調査 参考表5より加工)

全国 九州 各県	総数		大企業				中小企業				うち小規模企業			
	企業等数	従業員数	企業等数	構成比 %	従業員数	構成比 %	企業等数	構成比 %	従業員数	構成比 %	企業等数	構成比 %	従業員数	構成比 %
全国	3,820,338	47,935,462	11,987	0.3%	14,579,309	30.4%	3,808,351	99.7%	33,356,153	69.6%	3,238,838	84.8%	11,086,291	23.1%
九州	441,233	4,054,622	773	0.2%	610,028	15.0%	440,460	99.8%	3,444,594	85.0%	375,009	85.0%	1,248,909	30.8%
福岡県	143,408	1,651,965	384	0.3%	358,245	21.7%	143,024	99.7%	1,293,720	78.3%	119,248	83.2%	414,244	25.1%
佐賀県	25,555	213,609	37	0.1%	20,252	9.5%	25,518	99.9%	193,357	90.5%	21,698	84.9%	73,079	34.2%
長崎県	43,794	338,165	55	0.1%	25,417	7.5%	43,739	99.9%	312,748	92.5%	37,691	86.1%	122,459	36.2%
熊本県	52,795	439,181	69	0.1%	38,496	8.8%	52,726	99.9%	400,685	91.2%	45,052	85.3%	152,190	34.7%
大分県	36,729	324,756	47	0.1%	47,246	14.5%	36,682	99.9%	277,510	85.5%	31,363	85.4%	104,686	32.2%
宮崎県	36,944	275,240	42	0.1%	19,246	7.0%	36,902	99.9%	255,994	93.0%	31,957	86.5%	102,188	37.1%
鹿児島県	52,777	423,556	59	0.1%	50,893	12.0%	52,718	99.9%	372,663	88.0%	45,955	87.1%	153,156	36.2%
沖縄県	49,231	388,150	80	0.2%	50,233	12.9%	49,151	99.8%	337,917	87.1%	42,045	85.4%	126,907	32.7%

(注) 1. 企業等について、中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) に基づき、以下の条件に合う区分で算出した。

(1) 大企業

総数のうち(2)及び(3)に該当しない企業等

(2) 中小企業

ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種：資本金3億円以下又は常用雇用者規模300人以下

イ 卸売業：資本金1億円以下又は常用雇用者規模100人以下

ウ サービス業：資本金5000万円以下又は常用雇用者規模100人以下

エ 小売業：資本金5000万円以下又は常用雇用者規模50人以下

(3) 小規模企業

ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種：常用雇用者規模20人以下

イ 商業、サービス業：常用雇用者規模5人以下

※ 総数には会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。

2. 1. の条件の区分では、中小企業庁の公表値とは異なり、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において特別に
中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数が反映されていない。

まち・ひと・しごと創生法案の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：

内閣総理大臣

副本部長（予定）：

内閣官房長官

地方創生担当大臣

本部員：

上記以外の全閣僚

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

案の作成
実施の推進

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

実施状況の
総合的な検証

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日）

大分県中小企業活性化条例の概要(平成29年12月22日改正)

目的【第1条】

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって県経済の持続的発展及び県民生活の向上に寄与する。

基本理念【第3条】

中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し推進

本県が有する自然、人材、技術等を総合的に活用し推進

県、支援団体等が中小企業と相互に連携し推進

小規模企業の持続的な発展のため経営規模を勘案して推進

責務と役割【第4条～第11条】

◆中小企業の自助努力とともに、県と関係者が連携して頑張る中小企業を支援

県の責務

・関係者と連携し、施策を積極的に実施
・情報収集及び提供

中小企業支援団体の責務

・情報提供・経営改善及び創業の支援
・小規模企業に寄り添った伴走型の支援

市町村の役割

・県等と連携し、中小企業振興施策を実施

中小企業の自助努力

・事業活動の維持改善及び人材育成
・地域社会への貢献

金融機関等の役割

・円滑な資金調達及び経営改善に協力

大企業等の役割

・事業機会の拡大及び技術力向上等に協力

大学等の役割

・中小企業が行う研究及び人材育成等に協力

県民の理解と協力

・中小企業振興への理解、地域商店や県内製品の活用

基本方針・具体的施策(第12条～第18条)

経営基盤
の安定

経営の拡大と
新分野への進出

創業の
促進

人材の確保・育成と
働き方改革の推進

中小企業の活用による
地域内の経済循環

小規模企業の事業
の持続的な発展

意見の聴取

中小企業や関係者の意見

おおいた産業活力創造戦略

計画の策定

中小企業の活性化・小規模企業の持続的な発展

◆小規模事業者の課題に対応する支援について

①販路開拓、新商品・サービス開発 潜在的なニーズの掘り起こし・商品・製品・品質のブラッシュアップ、域内生産体制の充実・強化 等

②経営マネジメント 商工団体の経営発達支援計画の策定及び実施推進、ITを活用した業務PRや受発注の促進 等

③人材確保・育成 小規模企業での働き方改革等の取組の推進、柔軟な人材活用の推進 等

④事業承継 事業承継ネットワークの活用推進、後継者人材バンクの充実、事業承継補助金(国)の活用促進 等

⑤商工団体の支援体制強化

職員の資質・意欲向上 商工会、商工会議所、中央会の連携強化、人事交流の検討、支援に必要な知識やスキルの習得
適正な職員配置 伴走型の支援に対応する経営指導体制の充実、販路開拓、地域振興業務等に対応する人員配置

おんせん県おおいた観光振興条例の概要

第1章 総則

I 条例の目的（第1条）

県の観光の振興について、県の責務、市町村の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする

II 基本理念（第3条）

観光の振興は、地域における主体的な取組を尊重しつつ、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて相互に連携して一体的に取り組むことにより行われなければならない

III 責務と役割（第4条～第8条）

1 県の責務

- ① 基本理念に則り、総合的な施策を策定、実施
- ② 県民等による観光振興の自主的な取組を促進するため、必要な支援の実施
- ③ 市町村との連携、市町村の施策に関し必要な支援や広域的な見地からの調整

2 市町村の役割

市町村の区域の特性を活かした観光振興施策の策定と実施

3 県民の役割

- ① 地域の観光資源を活用した魅力ある観光地の形成に対する積極的な役割
- ② 観光旅行者の受入れの推進のため、おもてなしの心を持ち温かく迎える
- ③ 観光振興の重要性についての関心と理解を深め、県が実施する施策へ協力

4 観光事業者の役割

- ① 事業活動を行うに当たり、自らの創意工夫により観光旅行者の満足度を向上及び安全を確保
- ② 県及び市町村の観光振興施策への協力

5 観光関係団体の役割

- ① 観光事業者間の連携の促進、観光に関する情報の発信等の取組
- ② 県及び市町村の観光振興施策への協力

第2章 観光の振興に関する基本的施策

IV 基本的施策の推進（第9条～第18条）

県は、基本的施策として次の事項を推進する

- 1 国内からの観光旅行者の来訪の促進
- 2 外国人観光旅客の来訪の促進
- 3 観光情報の発信
- 4 広域的な連携の推進
- 5 地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 6 観光の振興に寄与する人材の育成
- 7 県民への情報及び学習機会の提供
- 8 観光地における良好な景観の形成
- 9 観光旅行者の利便の増進
- 10 交通基盤の整備

第3章 観光の振興に関する施策の推進

V 基本計画（第19条）

知事は施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民等の意見を反映させて、基本計画を策定する
現行の大分県ツーリズム戦略を基本計画とみなす（附則）

VI 統計調査その他の調査（第20条）

県は、施策の策定及び実施に資するため、統計調査等の必要な調査を行うよう努める

VII 推進体制の整備（第21条）

県は、施策の推進に必要な体制を整備する

VIII 財政上の措置（第22条）

県は、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める

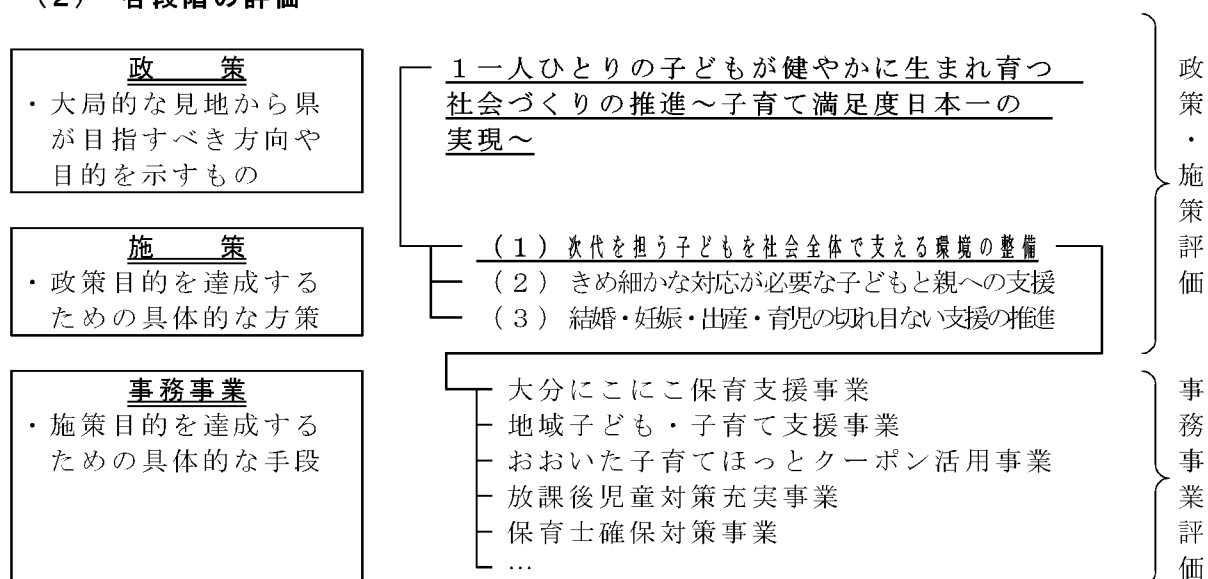
平成29年度行政評価方法（概要）

1 行政評価の全体像

（1）目 的

- ① 職員の意識改革（成果重視）を進めるとともに、新たな展開を考える基礎とすることにより政策形成能力の向上を図る。
- ② 県民に対し施策や事業についての説明責任（成果が上がっているか、効果的に実施されているか等）を果たす。
- ③ 限られた行政資源を最大限に活用し、事務事業の効率化、適正化を図るとともに、行政サービスの質の向上を目指す。

（2）各段階の評価



2 政策・施策評価

（1）評価の対象

- ① 「安心・活力・発展プラン2015」における、21政策、59施策について評価を実施

（2）評価方法

- 指標による評価
施策毎に設定した目標指標の数値をどれだけ達成できたのかを評価
- 指標以外の観点からの評価
目標指標だけでは測れないその他の取り組みについて評価
- 施策に対する意見・提言
プラン推進委員会などの意見・提言を評価に反映

3 事務事業評価

(1) 評価の対象

「安心・活力・発展プラン2015」に基づき、平成28年度に県が実施した事業のうち、主要な282事業について評価を実施

(2) 評価方法

① 事務事業評価の視点と内容

- i 「総合評価」＝活動指標と成果指標の合計点
→ 事業の内容と成果について総合的に評価
- ii 「活動指標」＝事業が目標どおり行われているか
→ 指標による目標達成度の把握
- iii 「成果指標」＝事業の成果が目標どおり達成されているか
→ 指標による目標達成度の把握

② 今後の方向性

総合評価の結果等を踏まえて、事業目的の達成に向けたよりよい手法等を検討し、今後の事業展開に活かしています。

4 公 表

・情報センター、地区情報コーナー、ホームページにより公表

地域牽引企業創出事業スキーム

1 支援対象企業の選定

支援を希望する地場中小企業

・中期経営計画の作成

- ①優れた経営基盤
(直近3力年の付加価値額伸び率3%以上等)
- ②明確な成長戦略等
- ③飛躍的な成長
(雇用人数30人以上増加 又は
付加価値1億円以上増加)
- ④地域牽引企業を目指すこと

(計画確認書の発行)

経営革新等認定支援機関
(商工団体、税理士、金融機関)

県(経営創造・金融課)

- ①申請
- ⑥支援対象
企業決定

- ⑤審査結果
回答
- ④審査
依頼(事前評価書の提供)
- ③評価書提出

②事前評価依頼

外部専門機関
による事前評価
・技術面
・経営面

審査委員による中期経営計画の審査
(書面審査及びプレゼン審査)

2 支援の実施

計画ブラッシュアップ段階

支援対象決定後

支援対象
企業

・経営計画、実行計画
の精緻化

策定支援、助言、情報提供

サポートチームによる支援

- ・県職員：施策の情報提供等
- ・外部専門家：経営支援、専門分野支援

計画実行段階(5年以内)

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目

- ・中期経営計画の実行
- ・補助事業計画の実行

【支援例】

- ・高度人材の採用に係る支援
- ・生産体制等の改善に係る支援
- ・新商品開発に係る支援
- ・販路開拓に係るマーケティング支援

進捗管理(四半期毎)

↑

進捗管理、助言、情報提供

サポート会議の開催：原則 年4回

- ・構成：支援対象企業＋サポートチーム
- ・内容：経営者、サポートチームからの進捗報告、計画達成に必要な取組等を助言

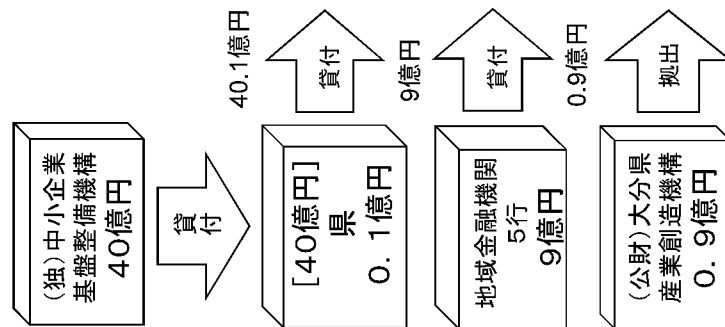
中期経営計画達成

おおいた地域資源活性化基金事業

【概要】（公財）大分県産業創造機構に造成した「おおいた地域資源活性化基金」により、本県の農林水産物や鉱工業品などの地域資源を活用した中小企業者等の新事業展開（研究開発、商品開発、販路開拓等）など創意ある事業活動の展開を支援し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出を図る。
《根拠法等》「中小企業地域資源活用プログラム（中小企業庁）」、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」「地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則（独）中小企業基盤整備機構」

【事業期間】 平成20年度～平成30年度

【事業スキーム】



おおいた地域資源活性化基金

基金総額： 50億円
運用期間： 10年間
運用方法： 地方債、国債等
運用益： 年間約66,000千円
運営管理者： (公財)大分県産業創造機構

推進体制

基金事業運営委員会
県、中小機構、地域金融機関
(公財)大分県産業創造機構、
学識経験者、専門家等により
構成し、事業計画等を審議す
る。

運用益で
支援・助成

助成金交付事業（事業者：県内の中小企業者等）

【地域資源活用商品創出支援事業】（H20.10～）
大分の特徴的な地域資源を最大限に活かし、市場ニーズを踏まえた競争力の高い地域資源活用商品を創出するため、研究開発段階から試作品開発までを一貫して支援する。

【実績】（①、②は第18回採択（H29.3）まで、③はH29.4.21現在）

- ①申請件数 334件
- ②採択件数 136件
- ③事業化件数62件／107件（開発商品での売上額計上／完了事業）

【地域資源活用商品ステアアップ支援事業】（H26.4～）
地域資源活用商品創出支援事業を完了した企業が、同事業により開発した商品をもとにした経営向上を図るため行う商品改良及び市場調査等の商品課題の解決並びにその後の展示会出展等の販路開拓を支援する。

【実績】（H29.3まで）

申請件数 7件 採択件数 7件

【地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業】（H27.4～）
地域資源活用商品の販路開拓のために行う展示会等への出展等を支援する。

【実績】（H29.3まで）

申請件数 12件 採択件数 12件

支援事業（事業者：大分県産業創造機構）

【新商品開発スタートアップ事業】（H20.10～）
商品開発を計画している中小企業を対象に、課題を整理するための研究会の開催、販路開拓のための展示会出展支援や、県外バイヤーによる既存商品の評価などにより、より市場性の高い新商品の開発に向かうための求評会等を開催する。

【実績】

セミナー23回（延べ1,443人参加）
展示会・商談会等21回（延べ703社出展）

大分県6次産業化サポート体制整備事業（農林水産省補助事業）

- 平成22年12月3日 六次産業化・地産地消法 公布
- 平成23年 3月1日 六次産業化法 施行

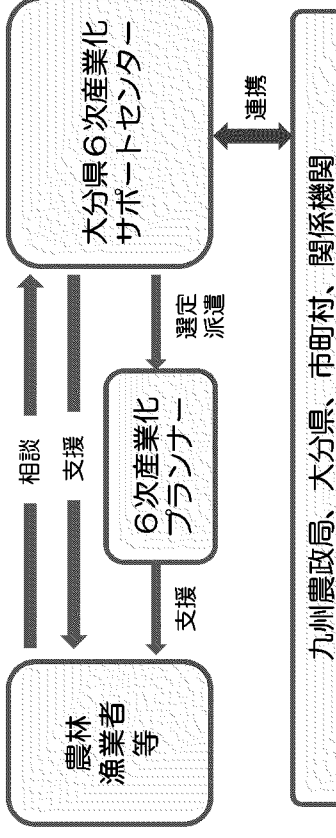


【大分県6次産業化サポートセンター】
○ 23年6月 (有)大分TLO内に設置



- 24年6月 (公財)大分県産業創造機構内に設置
- 26年4月 アグリプランナーを配置

◆大分県6次産業化サポートセンターの支援体制



◆大分県6次産業化サポートセンター（大分県6次産業化SC）

【業務内容】

- ①6次産業化相談窓口 ②6次産業化プランナーの選定・派遣
 - ③総合化事業計画・各種補助金の申請サポート ④案件の発掘
 - ⑤6次産業化の情報発信 ⑥人材育成研修会の開催
- ※総合化事業計画（農林水産大臣が認定）とは、農林漁業者等が農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画

【開催回数及び参加人数】

年度	人材育成研修会	ワークショップ	先進地視察研修
28	9回 延326人	4箇所 延43人	1回 28人
29 (計画)	(7回) (延200人)	(2箇所) (延20人)	-

【予算の流れ】

補助金 → 補助金

農林水産省

大分県

(公財)大分県産業創造機構

28年度事業費：21,465千円
29年度事業費：20,550千円

◆6次産業化プランナー

【業務内容】

1. 総合化事業計画の策定・認定に向けたサポート
2. 認定後の事業実施に対するフォローアップ
3. 農林漁業者等からの相談内容に即した課題解決に向けたサポート

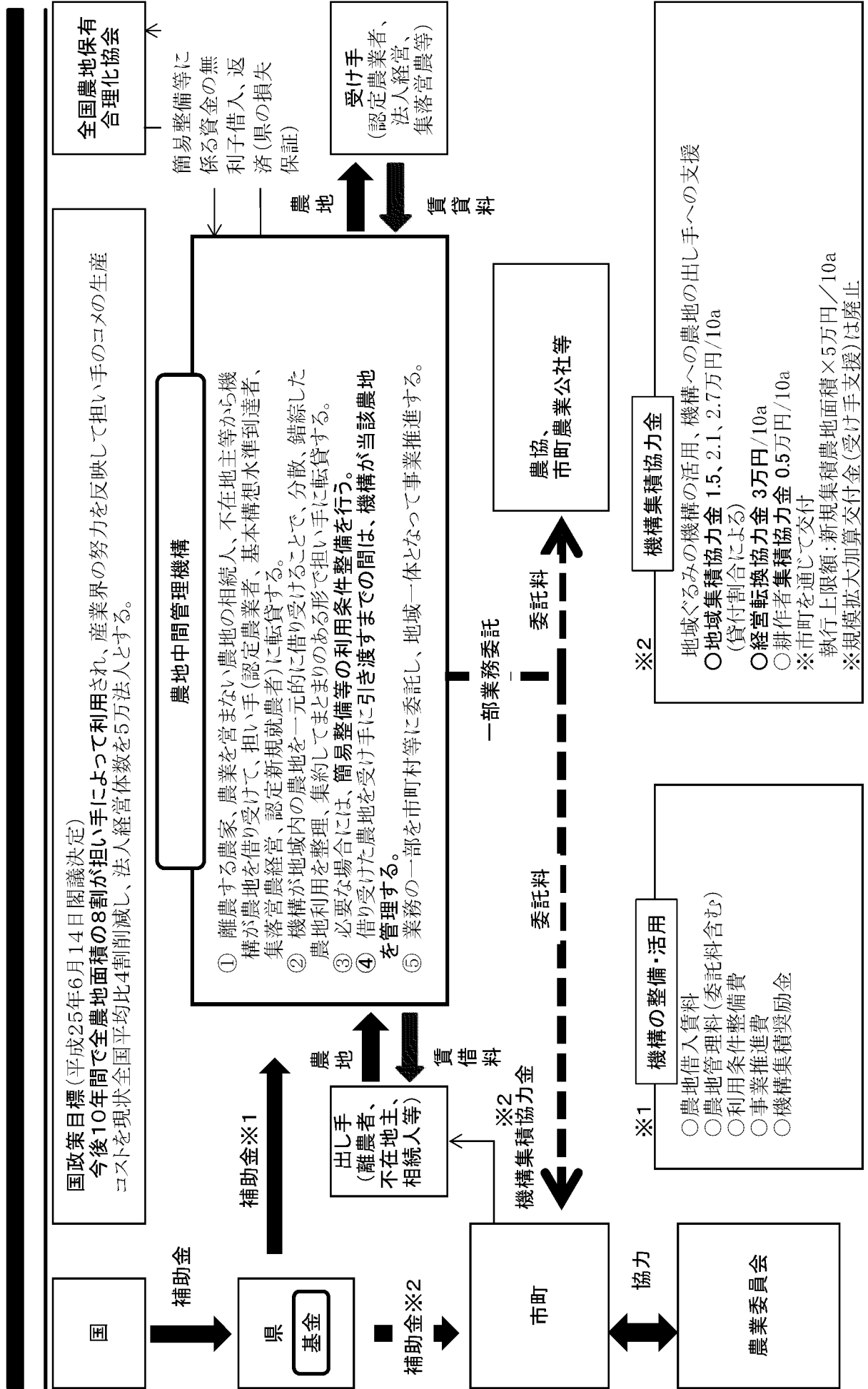
【6次産業化プランナー派遣件数及び実働人数】

年度	相談延件数	認定後のフォローアップ延件数	6次産業化プランナー実働人数
28	354件	168件	4-2月 7名 2-3月 10名
29 (計画)	(330件)	(165件)	4-3月 (10名)

【6次産業化プランナーの評価】

28年度は、プランナー選定委員会にて新たに3名のプランナーを選定、3月に新規登録。既存7名のプランナーについては、事業者の満足度調査の結果、相談カルテの記載内容、サポートセンターの評価等を基に、プランナー選定委員会、継続登録を決定
29年度は、プランナー10名体制で事業者を支援する

農地中間管理機構制度の概要



中小企業金融対策費：制度資金一覧表

資 金 名	融資対象者等	融資限度額 (万円)	融資 期間	融資利率 (年率)	保証料率 (年率)
①中小企業振興 資金	限定なし	設備 5,000 運転 2,500	設備 10年 運転 10年	1年以内 1.9% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	1.15% 以内
②中小企業活性 化資金	売上が減少し ている企業等	設備・運転 8,000	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.75% 以内
③中小企業経営 改善資金	再建を図ろう とする企業等	運転 5,000	運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.75% 以内
④中小企業金融 円滑化借換資金	金融円滑化法 により返済猶 予を受けた企 業が借換を行 うことで経営 改善を図る者	運転 16,000	運転 15年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.75% 以内
⑤事業引継円滑 化資金	経済的又は社 会的に有用な 事業や雇用を 承継する者	設備 20,000 運転 8,000	設備 15年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.75% 以内
⑥創造的企業育 成支援資金	経営革新計画 による事業等	設備・運転 8,000 ※	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.20%

資 金 名		融資対象者等	融資限度額 (万円)	融資 期間	融資利率 (年率)	保証料率 (年率)
⑦チャ レンジ 中小企 業応援 資金	新事業 展開融 資	公的機関と連 携して新分野 進出等を図ろ うとする企業	設備・運転 5,000	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.35%
	ベンチ ャーサ ポート 融資	各制度の審査 通過や認定、採 択を受け事業 化を行う者				
	経営力 強化融 資	認定経営革新 等支援機関の 支援を受け、経 営力の強化を 図る者		設備 7年 運転 5年 借換10 年	0.15%	
⑧おんせん県魅 力アップサポ ート資金		交流人口の増 加への対応等 を行う観光関 連の企業等	設備・運転 8,000	設備 15年 運転 7年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.25%
⑨金融機関提案 資金		各指定金融機 関の定める要 件に該当する 者	指定金融機関 所定	指定金 融機関 所定	指定金融 機関所定	保証協会 所定
⑩創業 支援資 金	新事業 創出融 資	事業を開始す る具体的計画 を有する者(自 己資金必要)	設備・運転 1,500	設備 10年 運転 10年	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.70%
	創業等 支援融 資	事業を開始す る具体的計画 を有する者	設備・運転 1,000			
	再挑戦 支援融 資	事業を廃止し て5年経過して いない者				

資 金 名		融資対象者等	融資限度額 (万円)	融資 期間	融資利率 (年率)	保証料率 (年率)
⑪小口 零細企 業資金	普通貸 付	従業員 20 人以 下の小規模企 業者等	設備・運転 1,250	設備 10 年 運転 10 年	1 年以内 1.5%	0.85% 以内
	個人向 け無担 保 無保 証人貸 付	普通貸付の対 象者で納税要 件等を満たし た者			5 年以内 1.8% 7 年以内 2.3% 10 年以内 2.5%	0.70%
⑫やさしさライフビ ジネス支援資金 (地域産業振興 資金)		女性・高齢者・ NPO 等による事 業	設備・運転 500 つなぎ融資 1,000	設備 7 年 運転 5 年	信用組合 短期プライ ムレート	—
⑬地域産業振興 資金		地域産業の育 成及び特定施 策の推進を図 る者	設備・運転 3,500	設備 10 年 運転 7 年	10 年以内 2.1%	0.85% 以内
	耐震化 促進融 資	改正耐震改修 促進法により、 耐震診断が義 務付けられた 者等	設備・運転 28,000	設備 20 年 運転 20 年	5 年以内 1.0% 10 年以内 1.2% 15 年以内 1.6% 20 年以内 2.2%	0.25%

大分県版総合戦略の基本目標・施策 KPI 達成状況

【基本目標】 II 仕事をつくり、仕事を呼ぶ

【政策名】 県内各地で農林水産業や商工業、観光・ツーリズムなど、様々な分野に働く場の確保

施策名	基本目標・重要業績評価指標 (KPI)					
	指標名	基準値	平成 28 年度			H31 年度 目標値
		H26 年度	目標値	実績値	達成度	
魅力ある仕事づくりによる新たな雇用創出数 (人)		—	1,540	2,637	171.2%	4,300
(1) 農林水産業における構造改革の更なる加速	農林水産業による創出額 (億円)	2,134 (H25)	2,150 (H27)	2,232 (H27)	103.8%	2,180 (H30)
	農林水産業への新規就業者数 (人)	325 (H22～26 平均)	365	378	103.6%	415
	農林水産物輸出額 (億円)	15	17	16.6	97.6%	20
(2) 農林水産業におけるマーケットインの商品づくりの加速	戦略品目の産出額 (農林水産業) (億円)	821 (H25)	861 (H27)	903 (H27)	104.9%	915 (H30)
(3) 農林水産業における経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成	中核的経営体数 (農業法人数) (経営体)	671	823	781	94.9%	1,050
	〃 (認定林業事業体数) (事業体)	74	79	84	106.3%	85
	〃 (認定漁業士数) (人)	217	225	231	102.7%	235
(4) 多様で厚みのある産業集積の推進	中小製造業の製造品出荷額 (億円)	11,731 (H25)	11,966 (H26)	12,316 (H26)	102.9%	12,952 (H30)
	食料品出荷額 (億円)	2,719 (H25)	2,746 (H26)	2,767 (H26)	100.8%	2,857 (H30)
	医療機器製造業登録数 (累計) (製造所)	20	22	21	95.5%	25
(5) 未来に向けた戦略的・効果的な企業立地の推進	企業誘致件数 (件)	20	25	36	144.0%	25

施策名	基本目標・重要業績評価指標（KPI）					
	指標名	基準値	平成 28 年度			H31 年度 目標値
		H26 年度	目標値	実績値	達成度	
(6) チャレンジ する中小企業と 創業の支援	経営革新承認件 数（件）	55 (H23～25 平均)	72	96	133.3%	72
	創業支援件数 （件）	385 (H24～26 平均)	500	551	110.2%	500
(7) 商業の活性 化とサービス産 業の革新	県の施策により 1 人当たり労働 生産性が前年度 比 2%以上向上 したサービス産 業関連企業数 （社）	30 (H25～26 平均)	36	57	158.3%	45
(8) 急速に進化 する情報通信技 術の普及・活用	経営革新承認件 数のうち I C T を活用した数 （件）	7	5	22	440.0%	10
(9) 産業人材の 確保・育成とワ ーク・ライフ・ バランスの推進	15～69 歳就業者 数（人）	521,000	507,000	531,300	104.8%	507,600
(10) クリエイテ ィブ産業への挑 戦	クリエイティブ 産業育成の政策 に基づく、創造 的人材と企業と の連携による商 品・サービスの 事業化件数（件）	—	12	12	100.0%	30
(11) 国内誘客の 推進と海外誘客 （インバウン ド）の加速	県内宿泊客数 （千人）	6,101	6,940	6,777	97.7%	7,100
	外国人宿泊客数 （千人）	400	560	827	147.7%	800
	ツーリズムおお いたホームページ 訪問数（万回）	122	160	172	107.5%	240
(12) おんせん県 おおいたの地域 磨きと観光産業 の振興	観光入込客数 （千人）	17,563 (H25)	19,000 (H27)	20,587 (H27)	108.4%	20,150 (H30)
	観光消費額 （億円）	2,072 (H25)	2,160 (H27)	2,146 (H27)	99.4%	2,357 (H30)

大分県版総合戦略のアクションプラン（抜粋）

Ⅱ 仕事をつくり、仕事を呼ぶ

事業名	交付金 種 別	事業概要	事業KPI	事業 期間
移住就農者拡大対策事業	先行型	本県での就農を促進するため、県外における就農相談を充実させ、週末体験研修等を実施するとともに、研修参加費用を助成する。	県外からの新規就農者数： 40人（H28.3）	H27.4 ～ H28.3
新規就農創出基盤整備事業	先行型	新規就農者の増加に対応し、円滑な就農基盤の整備と新規就農者の初期費用を軽減するため、大分県農業農村振興公社が実施する大規模リース団地の整備に要する経費の一部を助成する。	就農予定者数：10名 （H28.3）	H27.4 ～ H28.3
農林水産物輸出促進対策事業	先行型	農林水産物の輸出拡大を図るため、ベトナム、タイなど新規取引国の拡大や、中核的農家や企業による新たな輸出の取組を支援する。	新規輸出取組者数：12件 （H28.3）	H27.4 ～ H28.3
地域就農システム確立事業	加速化	技術を習得する研修から就農までをワンストップで対応する地域就農システムを確立するため、農地等の現状調査を行い、新規就農希望者に対し優良畑地を計画的に確保し、斡旋する。	就農学校及びファーマーズスクールからの就農者数 31名 （H29.3）	H28.3 ～ H29.3
CLT等木材利用推進普及事業	加速化	県産材の需要拡大を図るため、中層建築物への活用が見込まれる直交集成材（CLT）の利用促進に向けた、建築士等に対する研修会の開催や実証棟の整備を行うとともに、建築に必要な接合部分等の研究に対し支援する。	セミナー等の開催： 6回 （H29.3）	H28.3 ～ H29.3
九州連携6次産業化推進事業	加速化	九州各県が連携した「こだわりの食」の商談会の開催や各県産の原料を使った新商品の開発等を実施する。	各県で連携して出展する商談会等における商談成立件数：60件（H29.3）	H28.3 ～ H29.3
食品産業地域連携推進事業	先行型	地域食品加工企業の成長を促進するため、地域金融機関との連携の下、生産性の向上に必要な機械化に対し助成する市町村を支援する。	支援企業の売上伸率：5% （H28.3）	H27.4 ～ H28.3
おおいたスタートアップ支援事業	先行型	創業の裾野拡大やベンチャー企業の創出・育成を図るため、インキュベート施設を設置するとともに、创业者の成長志向に応じた指導やフォローアップを行う。	創業件数：500件 （H28.3）	H27.4 ～ H28.3
経営革新企業成長促進事業	先行型	企業の稼ぐ力を創出し、雇用拡大や付加価値向上を図るため、新市場や成長分野にチャレンジする事業者に対し助成する。	計画達成企業数：50社 （H28.3）	H27.4 ～ H28.3
地域人材処遇改善支援事業	先行型	在職者の賃上げ及び正社員化を促進するため、中小企業が行う販路開拓や人材育成等の取組を支援し、社員の処遇改善原資を涵蓋する。	処遇改善が図られた事業所数：30社 （H28.3）	H27.4 ～ H28.3
（再掲）産学官連携ヘルスケアモデル事業	先行型	健康寿命の延伸と関連産業の創出を図るため、産学官によるヘルスケア協議会を設置し、認知症の早期発見や予防体制の確立に向けた研究を実施するとともに、地場企業による認知症研究関連機器の開発に対し助成する。	産学官連携による認知症共同研究の実施件数：1件 （H28.3）	H27.4 ～ H28.3
産業活力創造戦略推進事業（おおいた味力アップ商品創出支援事業）	先行型	県産食品の付加価値向上や開発力強化を図るため、製品分析機関の知見を活用し、おおいた食品産業企業会が行う商品開発等を支援する。	味分析を指標とした開発商品数：10商品 （H28.3）	H27.8 ～ H28.3
産業活力創造戦略推進事業（医療機器産業参入加速化事業）	先行型	東九州メディカルバレー構想に基づき、県内企業の医療機器産業への参入等を促進するため、医療産業新規参入研究会員の取組を支援する。	医療機器製造業登録事業所数：21事業所 （H28.3）	H27.8 ～ H28.3
産業活力創造戦略推進事業（域外消費獲得支援事業）	先行型	通販市場における地域産品の販売を強化するため、世界農業遺産認定地域の中小企業を対象に、通販コンサルタントのノウハウを生かした商品開発やウェブサイトの立ち上げなどを支援する。	通販に適合する新商品開発数：30商品 （H28.3）	H27.8 ～ H28.3

事業名	交付金 種 別	事業概要	事業KPI	事業 期間
産業活力創造戦略推進事業(ものづくり企業人材確保事業)	先行型	ものづくり企業の人材確保を支援するため、県内企業の高い技術力や魅力を紹介する動画を作成し、合同就職説明会や移住相談会などで学生や県外就職者などにPRする。	動画活用実績: 高校等での活用 22 校(全校)、就職説明会 18 回、企業誘致での営業 500 社、動画サイト再生回数 5,500 回 / 月 (H28.3)	H27.8 ～ H28.3
九州・山口発ベンチャー支援プラットフォームの構築	先行型	地方創生の実現に向け、九州・山口各県と連携し、ベンチャー企業のビジネス展開を支援する。 ・九州ベンチャーマーケットの開催 日時等 28年2月23日 ホテルオークラ福岡 内 容 投資家等とのマッチングイベント	九州ベンチャーマーケット登壇企業の商談成約率 50 % (H28.3)	H27.10 ～ H28.3
ものづくり産業地域連携推進事業	加速化	製造業の生産性向上及び国内外市場における競争力強化のため、製造装置の導入や人材育成を市町村や金融機関、企業会等との連携のもと支援する。	中小製造業の製造品出荷額 工業: 12,449 億円 食品: 2,801 億円 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
生産性向上仕事の場合創出事業(ロボット活用人材育成事業)	加速化	県立工科短大をロボット活用人材育成拠点化しロボット技術者を輩出するとともに企業在職者向け講座の充実やロボット製造メーカーとの連携を促進し県内企業の生産性向上を図る。	ロボット特別教育修了者: 46 人 ロボット活用人材: 12 人 Sier、ソフトウェア人材: 24 人 企業在職者向けロボット活用 人材: 12 人 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
生産性向上仕事の場合創出事業(サービス産業生産性向上支援事業)	加速化	国内外からの域外需要を取り込むことが可能な観光産業の生産性向上を図るため、セミナー開催による意識啓発、宿泊業の経営人材育成、及び企業連携により実施する付加価値向上や業務効率化の取組を支援するとともに、サービス工学を活用した調査・研究を行う。	県の施策により1人当たり労働生産性が前年度比 2%以上向上したサービス産業関連企業数: 36 社(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
留学生人材定着推進事業(おおいた留学生スタートアップ支援事業)	加速化	本県留学生の起業意欲は高いものの、前提となる経営・管理ビザの取得には500万円以上の資金が必要ことから、ビジネスプランの磨き上げやマッチングイベントを通じて、個人投資家やVC等からの出資を得られる機会を県内で提供する。	投資家等とマッチングした留学生生数(累計): 3 名(H29.3)	H28.3 ～ H29.3
留学生人材定着推進事業(留学生就職・起業支援事業)	加速化	県内で就職・起業する留学生を支援するための拠点「おおいた留学生ビジネスセンター」(全国初の留学生向けインキュベーション施設)を設置し、海外ビジネスセミナーや相談会、県内企業見学会、インターンシップ等をきめ細かく実施し、留学生の県内定着を図る。	留学生県内就職者数: 40 名 留学生県内起業家数: 10 名 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
九州連携ベンチャー支援事業	加速化	ベンチャー企業のビジネス展開をサポートするため、九州・山口各県や経済界、大学等と連携して、ベンチャー企業と内外の投資家等とのマッチングイベント(九州・山口ベンチャーマーケット)を開催する。	九州・山口ベンチャーマーケット登壇企業の商談成約率: 50% (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
九州連携医療機器産業拠点形成事業	加速化	県内ものづくり企業の医療機器産業への参入を促進するため、域内の臨床医師やものづくり企業と域外の医療機器メーカーとのマッチング会を県内で開催する。	医療機器メーカーとの開発・取引マッチング(協議中含む)件数: 8 件	H28.3 ～ H29.3
九州連携グローバル人材就職応援事業	加速化	九州各県の留学生就職支援団体からなる留学生就活サポート協議会を設置し、留学生が自己紹介動画を投稿できるWebサイトを構築し、留学生と会員企業が直接・個別にやりとりできるシステムづくりを行う。	システム登録数 留学生: 300 人 企業: 100 社 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
インバウンド観光産業基盤整備事業	先行型	本県を訪れる外国人観光客の増加による雇用を創出するため、九州・沖縄E arth戦略と歩調を合わせ、受入れ環境を整備するほか、観光情報の発信や海外における本県の知名度向上対策を強化する。	外国人宿泊客数(H27.1-12): 480,000 人(H27.12)	H27.4 ～ H28.3

事業名	交付金 種 別	事業概要	事業KPI	事業 期間
インバウンド総合対策 事業(インバウンド推 進事業)	先行型	外国人観光客の増加による消費拡大や雇用創出を図るた め、効果的な情報発信を行うとともに、外国人への訴求力が 高い旅行商品を開発するなど、インバウンド対策を強化する。	外国人宿泊客数(H27.1-12) : 480,000人(H27.12)	H27.8 ～ H28.3
インバウンド総合対策 事業(域外消費獲得 支援事業)	先行型	外国人旅行者の消費を取り込むため、免税店の拡大に向け 研修を行うとともに、円滑な免税手続きに必要な機器の導入を 支援する。	免税店の増加数 : 40店(H28.3)	H27.8 ～ H28.3
東九州自動車道関連 誘客促進事業	先行型	東九州自動車道(北九州～宮崎間)の全線開通を見据え、東 九州地域への誘客を促進するため、宮崎県とタイアップし、中 国・四国・北九州地域をターゲットとした旅行商品を造成する。	県内宿泊客数(H27.1-12): 6,900千人(H27.12)	H27.8 ～ H28.3
ツーリズム戦略総合 対策事業	先行型	平成30年に開山1300年を迎える六郷満山をテーマとした新 たなキャンペーンの実施に向け、市町村等と実行委員会を立 ち上げ、事業計画を策定する。	基本計画の策定(H28.3) 県内宿泊客数(H30.1-12): 7,050千人(H30.12)	H27.8 ～ H28.3
観光誘客対策DMO 育成事業(おんせん 県おおいと県域版D MO推進事業)	加速化	ツーリズムおおいとを「観光地経営」の視点に立った観光地域 づくりの舵取り役と位置づけ、観光データの継続的な収集・分 析に基づいた戦略的な観光事業の企画・推進ができる専門人 材を配置するなど、日本版DMOの理念に基づく組織機能の 強化を図る。	DMO 立ち上げ (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
観光誘客対策DMO 育成事業(観光交流 拡大推進事業)	加速化	本県との観光交流連携協定の締結を契機に、観光情報の共 有や送客の促進、台中市内でもプロモーション等を通じた相 互交流を進め、台中市からの国際定期便の就航や観光客の 増加を加速する。	台湾からの外国人宿泊客数: 3.9万人増 H26.1-12:70,250人 H29.1-12:109,000人	H28.3 ～ H29.3
観光誘客対策DMO 育成事業(別府アル グレッツ音楽祭連携 海外誘客推進事業)	加速化	アルグレッツ芸術振興財団や地元別府市と連携しながら、ア ルグレッツが県民とともに育んできた「アルグレッツ音楽祭」とそ の舞台である大分県を強力にPRし、国内外の大分県誘客に 繋げる。	外国人宿泊客数: 16万人増 (1.4倍) H26.1-12:400千人 H29.1-12:560千人	H28.3 ～ H29.3
東九州誘客促進プロ モーション事業	加速化	東九州自動車道が開通し、大分・宮崎間のアクセス、周遊の 利便性が飛躍的に向上しているなか、来県者が増加している 台湾をメインターゲットとして、海外に会員を持つクレジットカ ード会社、地元金融機関等と連携した誘客対策を実施する。	台湾からの延べ宿泊者: 70,250人(H26)、80,000人 (H28) (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
ラグビーワールドカッ プを見据えた欧米等 インバウンド推進事業	加速化	ラグビーワールドカップ大分開催を好機としてとらえ、欧米を 中心とした外国人観光客のスムーズな周遊、長期滞在、再来 訪につなげるため、宿泊施設等の受入態勢の調査、関係者 向けの研修、個人観光客向けコールセンターの試験運用、A R(拡張現実)を活用した観光案内ツールの開発等を行う。	訪日外国人宿泊者: 560千人(H28) 800千人(H31) アジア圏以外からの外国人 宿泊者数: 20,000人(H28) 70,000人(H31)	H28.12 ～ H29.3
創造県おおいとクリエ イティブ産業チャレン ジ事業	推 進	「おおいとスタートアップセンター」による創業支援に加え、デ ザイナーやアーティスト等のクリエイターと県内中小企業との 出会いの場づくりを進めるとともに、商業系高校生等を対象と した企画力・実践的解決力強化のためのセミナー等を開催 し、創造的な企業や若者の育成を図る。	創業による就業者数の増加: 1,150人/年度(H28年度～ H30年度) 創造的人材と企業の連携に よる商品・サービスの事業化 件数(累計) H28年度: 12件 H29年度: 18件 H30年度: 24件	H28.4 ～ H31.3

事業名	交付金 種 別	事業概要	事業KPI	事業 期間
クリエイティブ産業創 出拠点整備事業	拠 点	ビジュアルデザイン、メディアデザイン、プロダクトデザインの各デザインコースに適した実習環境を整備し、デザイナーやアーティスト、ICTのプロフェッショナルといった将来のクリエイティブ人材の育成を図るため、大分県立芸術文化短期大学に、産学官連携共同研究棟(芸術デザイン棟)を整備する。 ※施設整備は H28 年度～ H29 年度、活用は H30 年度～	芸術関係地場企業への就職者数 (H27 年度: 157 人) H30 年度: 165 人 H31 年度: 175 人 H32 年度: 187 人 商品デザイン開発件数 / 年 (H27 年度: 3 件) H30 年度: 8 件 H31 年度: 15 件 H32 年度: 23 件 地場企業へのインターンシ ップ数 (H27 年度: 100 人) H30 年度: 130 人 H31 年度: 160 人 H32 年度: 200 人	(交付金 事業) H29.2 ～ H30.3 (効果測定) ～ H32 年度
くらしの和づくり・仕事 づくり応援事業	推 進	複数集落が全体として力強いコミュニティを形成する「ネットワ ーク・コミュニティ」形成を推進するとともに、県内各地の仕事 づくりを期待できる農林業の稼ぐ力を強化するため、広域的に 営農をサポートする組織への運営支援や、「直売所」「ジビエ」 に着目した域内の経済循環を高める取組を進める。	直売所の付加価値創出額 (H27 年度: 21.5 億円) H28 年度: 21.7 億円 H29 年度: 22.2 億円 H30 年度: 23.0 億円 鳥獣被害年間金額減 (H27 年度: 2.7 億円) H28 年度: 2.5 億円 H29 年度: 2.4 億円 H30 年度: 2.3 億円	H28.4 ～ H31.3
先端技術イノベーション 拠点整備事業	拠 点	大分県版第四次産業革命「Oita4.0」への取組として、大分 県産業科学技術センターに、以下の三棟を有する「先端技術 イノベーションラボ(仮称)」を設置し、「ドローン産業の成長促 進」並びに「電磁応用産業の育成」を図る。 (測定棟) ・ドローン向け高効率工藤装置などの開発に必要な 磁気試験及び電気試験環境を整備する。 (リサーチ棟) ・ドローン関連企業などが入居し、共同開発等 を行う。 (ドローンテストフィールド) ・開発したドローンの飛行試験を実施する。 ※施設整備は H28 年度～ H29 年度、活用は H30 年度～	県内で製造するドローンの売 上 H29 年度: 12 億円 H30 年度: 16 億円 H31 年度: 20 億円 H32 年度: 24 億円 電磁応用機器開発関係「加 工・組立」受注額及び県内企 業の「製品」売上げ(H27: 4.73 億円) H29: 5.53 億円 H30: 6.29 億円 H31: 8.01 億円 H32: 12.32 億円 高度な産業人材(磁気計測、 IoT、ドローン関連技術者)及 び新産業分野での人材確保 H29: 15 人 H30: 25 人 H31: 40 人 H32: 55 人	(交付金事業) H29.3 ～ H30.3 (効果測定) ～ H32 年度

Ⅲ 地域を守り、地域を活性化する

事業名	交付金 種 別	事業概要	事業KPI	事業 期間
ふるさと大分 UJターン 推進事業	先行型	本県への移住希望者に対する支援体制を強化し移住を促進 するため、移住コンシェルジュを配置するとともに、関連情報 誌等を活用した情報発信を行う。	県・市町村の移住施策を活用し て移住した人数: 300 人 (H28.3)	H27.3 ～ H28.3
おおいた UJターン就 職促進事業	先行型	有用な人材を確保し、本県への移住・定着を積極的に促進す るため、地域の多様な仕事情報を一元化した「地域しごとセン ター」を設置するとともに、インターンシップなどの支援策によ り、企業等と定住希望者のマッチングを促進する。	UJターン就職者数: 130 人 (H28.3)	H27.3 ～ H28.3
移住者居住支援事業	先行型	本県への移住を促進するため、県外からの移住に必要な住宅 の新築費用などに対し助成する市町村を支援する。	県・市町村の移住施策を活用し て移住した人数: 300 人 (H28.3)	H27.4 ～ H28.3
ネットワーク・コミュニ ティ構築事業(くらしの和 づくり応援事業)	先行型	地域に住み続けたいという住民の希望を叶えるため、ネットワ ーク・コミュニティの構築に向け、地域で活動する組織や団体 の広域的な取組を支援する。	複数集落のネットワーク化の希 望を叶えた集落数: 250 集落 (H28.3)	H27.8 ～ H28.3
ネットワーク・コミュニ ティ構築事業(地域の交 通担い手応援事業)	先行型	地域の公共交通空白地において住民の移動手段を確保する ため、NPOなど地域の担い手と連携した交通ネットワークの構 築にモデル的に取り組む。		H27.8 ～ H28.3
若者の九州・山口ふる さと就職促進事業	先行型	地方創生の実現に向け、九州・山口各県と連携し、若い世代 の県内就職を支援する。 ・九州UJターン就職応援フェアの開催 日時等 28年3月21日 東京ドームシティ 対象者 大学3、4年生及びUJターン希望者	説明会の参加者数: 1,000 人(九 州・山口 8 県から東京圏の大学 への流出人数(年間入学者数) の約 15%) 就職数: 20 人 (H28.3)	H27.10 ～ H28.3
地方創生人材確保支 援事業(プロフェッショ ナル人材活用推進事 業)	加速化	優れた経験値を持つプロフェッショナル人材のUJターンを促 進し、県内中小企業の新事業進出や事業拡大を実現するた め、そのコーディネート役を担うマネージャー等を配置する。	プロフェッショナル人材戦略拠点 の相談件数: 210 件 県内中小企業によるプロフェッ ショナル人材の雇用成約件数: 15 件	H28.3 ～ H29.3
地方創生人材確保支 援事業(おおいたUJ ターン就職促進事業)	加速化	おおいた産業人材センターを拠点に、産業人材の確保、定着 に向け、就職相談会等、UJターン希望者と県内企業のマッ チング機会を提供するとともに、県外進学者や県内高校生向 けの合同企業説明会等を実施し県内就職を促進する。	本施策により県内企業とマッチ ングしたUJターン就職者数(県 計): 130 人 (H29.3)	H28.3 ～ H29.3
九州連携ふるさと若 者就職促進事業	加速化	東京圏の大学3年生等を対象に、九州・山口の成長産業分野 等の企業へのインターンシップをはじめ企業向けセをはじめ、 合同企業説明会等の就職支援イベントを共同開催する。ま た、実施に先立ち、学生向けセミナーや企業向けセミナーを 行うなど、事業効果を高める取組を実施する。	一年間で就職者数: 100 人(九 州・山口 8 県の東京圏の大学へ の流出人数(年間入学者)の約 15%の事業参加者を見込み、そ のうちの 10%)※単県実施時の 就職率実績等をもとに算定	H28.3 ～ H29.3
くらしの和づくり・仕事 づくり応援事業 (再掲)	推 進	複数集落が全体として力強いコミュニティを形成する「ネットワ ーク・コミュニティ」形成を推進するとともに、県内各地の仕 づくりを期待できる農林業の稼ぐ力を強化するため、広域的に 営農をサポートする組織への運営支援や「直売所」「ジビエ」 に着目した域内の経済循環を高める取組を進める。	複数集落のネットワーク化の希 望を叶えた集落数: 300 集落 / 年(H28 年度～ H30 年度)	H28.4 ～ H31.3

大分県農林水産業振興計画の主要指標

主要指標の目標

政策	指標名	単位	H25実績	H26実績	H31目標 (H30)	H36目標 (H35)
Ⅰ	農林水産業による創出額	億円/年	2,134	—	(2,180)	(2,250)
	農林水産業産出額	億円/年	1,848	—	(1,885)	(1,940)
	農 業	億円/年	1,276	—	(1,277)	(1,281)
	林 業	億円/年	181	—	(192)	(215)
	水 産 業	億円/年	386	—	(408)	(435)
	新規需要米等	億円/年	5	—	(8)	(9)
	付加価値額	億円/年	194	—	(210)	(227)
	食品加工	億円/年	106	—	(118)	(130)
	木材加工	億円/年	70	—	(73)	(78)
	直 売 所	億円/年	18	—	(19)	(19)
	交付金等	億円/年	92	—	(85)	(83)
	直接支払交付金	億円/年	30	—	(33)	(36)
	米政策交付金	億円/年	62	—	(52)	(47)
	農林水産業への新規就業者数	人/年	325 (H22～26平均)	—	415	435
	農 業	人/年	195	—	255	265
	林 業	人/年	73	—	90	95
	水 産 業	人/年	57	—	70	75
Ⅱ	企業参入数	社	176	193	293	393
	農地集積率	%	33	34	50	90
	農林水産物輸出額	億円/年	10	15	20	30
	戦略品目の産出額	億円/年	821	—	(915)	(1,010)
	農 業	億円/年	442	—	(505)	(545)
	林 業	億円/年	169	—	(180)	(205)
	水 産 業	億円/年	210	—	(230)	(260)
Ⅲ	新規需要米作付面積(飼料用米、WCS)	ha/年	—	2,753	3,430	3,980
	素材生産量	千m³/年	928	1,048	1,300	1,400
	安心いちばんおおいた産農産物認証制度及びGAP認証経営体	経営体	—	193	700	1,000
	農業法人数	法人	—	671	1,050	1,400
Ⅳ	認定林業事業体数	事業体	—	74	85	100
	認定漁業士数	人	—	217	235	255
Ⅴ	日本型直接支払協定面積	ha	—	36,579	40,900	44,100
	多面的機能交付金支払	ha	—	20,514	24,800	28,000
	中山間地域等直接支払	ha	—	16,065	16,100	16,100
	有害鳥獣による農林水産業被害額	百万円/年	—	274	220以下	150以下

戦略品目の目標

品目名	基準値		目標値		目標値	
	H25実績		H30		H35	
(単位：億円)						
農 業	442		505	114%	545	124%
園 芸	268		301	112%	329	123%
白ねぎ	37.0		40.1	108%	41.8	113%
こねぎ	29.0		33.7	116%	35.2	121%
トマト	32.0		33.8	106%	34.9	109%
いちご	26.0		32.3	124%	34.4	132%
ピーマン	17.0		18.8	111%	19.7	116%
ニラ	12.0		14.0	117%	15.1	126%
高精度かんしょ	3.8		7.8	206%	10.0	265%
かぼす	12.0		13.6	114%	14.7	123%
なし	31.0		32.0	103%	36.0	116%
ハウスみかん	18.1		18.3	101%	20.9	115%
ぶどう（シャインマスカット、ワイン用含む）	22.0		23.2	105%	26.4	120%
キク	17.0		18.6	110%	21.1	124%
スイートピー	3.4		4.4	129%	5.4	158%
茶（ドリンク用含む）	7.4		9.9	135%	13.4	181%
畜 産	174		204	117%	217	124%
肉用牛（繁殖）	64.0		72.9	114%	74.9	117%
肉用牛（肥育）	29.0		44.1	152%	45.6	157%
乳用牛	81.0		87.1	108%	96.1	119%
林 業	169		180	107%	205	121%
木材（バイオマス用含む）	117.5		128.6	109%	138.4	118%
乾しいたけ	38.8		38.5	99%	52.5	135%
生しいたけ	13.0		13.3	102%	13.6	105%
水 産 業	210		230	110%	260	123%
養殖ブリ類	173.2		171.1	99%	179.2	103%
かぼす養殖魚	3.4		6.7	198%	12.1	356%
養殖ヒラマサ	16.8		22.0	131%	24.2	144%
養殖ヒラメ	8.1		13.7	169%	14.5	180%
養殖クロマグロ	14.3		30.2	212%	49.7	348%
養殖カキ類	1.1		1.3	117%	1.4	126%
関あじ	3.3		3.3	100%	3.3	100%
関さば	2.4		2.4	100%	2.4	100%
タチウオ	7.3		7.6	104%	8.0	110%
ハモ	0.6		0.8	129%	1.0	161%
戦略品目産出額計	821		915	111%	1,010	123%

用語集

■ アルファベット

○ A R (Augmented Reality)

拡張現実。コンピューターを利用して、現実の風景に情報を重ね合わせて表示する技術。

○ I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報処理や通信に関連する科学技術の総称。

○ I o T (Internet of Things)

世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。

○ M I C E (Meeting Incentive Travel Convention Exhibition)

企業などの会議 (Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行: Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、イベント、展示会・見本市 (Event、Exhibition) の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

○ S N S (Social Networking Service: ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士がインターネット上でメールや掲示板等様々な機能を使って交流できる会員制サービスのこと。

○ W i - F i

パソコンやスマートフォンなどの機器を無線でデータをやりとりするネットワークに接続する技術。

■ ア行

○ 医療機器製造業登録数

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医療機器製造業として登録を受けた製造所の数。

○インキュベーション機能

起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援する機能のこと。

○おおいたスタートアップセンター

創業を目指す者、創業後の成長を目指す者を強力にサポートするために、平成 27 年に大分県ソフトパーク内に設置した創業支援拠点のこと。

○おおいたツーリズム大学

ツーリズムに取り組んでいる人や、これから取り組もうとしている人が抱える課題や悩みに対し、講義や体験・視察、議論を通じて、今後の取り組みの方向性や解決策を得ることを目的とした課題解決型の講座。

○おおいた豊後牛

大分県で肥育された黒毛和種のこと。原則 36 ヶ月齢未満で、肉質等級は 2 等級以上の牛肉。

○オレイン酸

牛肉の脂肪中に存在している不飽和脂肪酸であり、その割合が多いものは口溶けや風味がよいといわれている。

○おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン

県内観光関係者や県、市町村と J R グループ 6 社等が協力し、旅行会社等の協力を得ながら平成 27 年 7 月から 9 月にかけて全国から誘客を行った国内最大規模の観光キャンペーン。

■カ行

○観光地域磨き、観光素材磨き

地域住民が自信と誇りを持ち地域づくりを進めていくことで、観光客に感動を与えその地域への関心を深めてもらうために、地域が企画する観光商品の素材として、自然や歴史、農林水産物や加工品、郷土料理や地域に伝わる伝統文化などの多様な地域の資源を磨くこと。

○キャトルブリーディングシステム

農家で分娩した牛の母子を施設へ預託することで、畜舎を増築することなく預託中の空きスペースを活用して増頭ができるシステム。母牛の繁殖

管理、子牛の哺育・育成などの煩雑な作業を施設が一元管理することにより農家の省力化も期待できる。

○クラウドファンディング

資金を必要とする事業者と資金提供者をインターネット上で結びつけ、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みのこと。

○クリエイター

デザイナー、イラストレーター、フォトグラファーなど創造的な仕事をしている人。創作者、制作者。

○クリエイティブ産業

大分県内のあらゆる産業において、クリエイティブな発想や考え方を取り入れ、またはそれらの能力を有する人材と協働することで、競争力の高い商品・サービスの創出や、新規マーケットの開発に繋げていくこと。

○経営革新計画

事業者が、新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図る計画のこと。

○経常的経費

人件費・扶助費等の義務的経費及び所属の運営等に要する旅費・消耗品費等の経常・一般経費並びに政策予算に準じる経費

■サ行

○再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

○「The・おおいた」ブランド

おおいたの顔となるかぼす、おおいた豊後牛、乾しいたけ、関あじ、関さばなどの農林水産物と自然環境や景観、歴史、文化を組み合わせ、様々な付加価値を高めることによって「おおいた」を総合的にイメージさせる

地域ブランドのこと。

○坐来大分

おおいブランドを首都圏に確立するための情報発信や販路拡大などの拠点として、東京銀座で県産食材を使った料理を提供するレストラン運営を中心に、食に情報をのせて大分県の情報を積極的に発信する本県のフラッグシップのこと。

○産学官連携推進会議

県内企業と大学等の円滑な連携を推進し、県産業の技術力の向上や新たなビジネス展開の促進、人材の育成を図ることを目的に、昭和63年6月28日に大分県工業団体連合会に設立された産学官懇談会。

○シェアリングエコノミー

個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

○指導農業士

現に優れた農業経営を行いつつ農村青少年の育成に指導的役割を果たしている者で、知事が認定した農業者。

○集落営農

集落などの地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農地利用あるいは農業生産過程の一部または全部について、共同化・統一化に関する合意のもとに実施する営農形態。

○集落営農法人

集落合意の上で設立された担い手組織を集落営農組織といい、そのうち農事組合法人、株式会社等の法人形態を採る組織をいう。集落営農組織は任意団体も含み、一つの集落に複数あっても構わない。本監査で、「集落営農法人等」という場合は、集落営農組織と同義である。また、「集落の中心となる担い手経営体」（中心経営体）という場合は、集落営農組織を含む概念となる。

○食品オープンラボ

加工食品の開発や技術人材の育成を図る目的で産業科学技術センター

内に開設。一連の製品開発プロセスである製造、殺菌、充填や試作品の簡易評価・分析ができる専用の機器を利用することができる。

○新規就農者

新たに農業に就業した者で、15歳以上65歳未満かつ年間150日以上農業に従事することが見込まれ、農業を主とし他産業に従とする者のこと。農業法人の構成員や農業法人へ雇用就農した者も含む。

○スマートコミュニティ

様々な需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムといった分散型エネルギーを用いつつ、IoTや蓄電池制御等の技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、地域におけるエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム。

○政策的経費

新長期総合計画に掲げる新たな政策の展開にあたり、県政推進指針に沿って創意工夫を凝らした新規事業及び政策検討が必要な経費。

○戦略品目

本県の地理的条件を生かし、変化する消費者や実需者のニーズに的確に対応しながら、将来にわたって農林水産業を牽引する品目。

■タ行

○大規模リース団地

農業公社や農業協同組合などが事業実施主体となり、大規模な園芸施設団地の整備を行い、新規就農者などの入植者にリースするもの。

○地域活性化総合特区

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中するために平成23年に内閣府が設けた総合特区制度のうち、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上を目的とする総合特区のこと。区域限定の規制緩和や国の財政支援などが受けられる。

○地域牽引企業

持続的な成長を通じて地域の雇用や産業活力を生み出し、県経済をリードする地場中小企業のこと。

○地域資源

地域の特産物として相当程度認識されている「農林水産物」または地域の特産物である「鉱工業品・その他生産技術」、「文化財・自然の風景地・温泉など地域の観光資源」のこと。

○畜産クラスター協議会

地域の関係者（畜産農家、地方公共団体、農業協同組合、畜産関連業者など）が連携し、畜産の収益性向上に取り組むために設立する協議会のこと。

○ツーリズム

広い意味では観光旅行（楽しみを目的とする旅行一般）と同義だが、行政的にツーリズム戦略等という場合の「ツーリズム」には、単なる観光ではなく、多くの観光客がその地を訪れることにより、地域が磨かれ、そこに住む人々が自らの土地に誇りを持ち暮らしも向上し、来る人（観光客）も住む人も満足できる「観光による地域づくり」を意味する言葉である。

■ナ行

○認定農業者

他産業従事者並の所得目標を目指す農業経営改善計画を作成し、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長から認定を受けた農業者。

○農業法人

農業を営む法人の総称。会社法人と農事組合法人の2つのタイプがある。また農地の権利取得の有無によって、農業生産法人と一般農業法人に大別される。

○農地中間管理事業

農地の集積と集約化を推進し、意欲ある担い手に農地を貸し出すことにより、生産コストの削減を図ることを目的とする事業。

○農地の分散錯圃

農業経営者が管理している農地が、広く分散・点在している状況のこと。圃場が分散しているため、農機具の移動による作業時間のロスや、機械運搬による事故のリスクも高まる。大規模経営体のコスト増が経営上の課題となるケースが多い。

○農林水産業による創出額

農林水産業産出額に加工等による付加価値額と日本型直接支払制度交付金額等を加えた額を表す、県独自の造語。

■ハ行

○肥育牛預託貸付制度

素牛価格の高騰に対し、肥育農家の規模拡大を後押しするため、(株)大分県畜産公社が肥育牛を貸し付ける制度のこと。

○東九州メディカルバレー構想

東九州地域において血液や血管に関する医療機器産業の一層の集積と、この集積を活用した地域活性化を促進することを目的として、平成22年に宮崎県と共同で策定した構想。正式には「東九州地域医療産業拠点構想」。

■マ行

○マーケットイン

市場や購買者などの立場に立って、市場などが必要としている商品を生産・販売しようとする考え方。

○民間創業コミュニティ

民間事業者が創業支援のために賃貸オフィスなどを使って行っている取組。

■ラ行

○労働生産性

労働者1人当たりがどれくらいの付加価値を生み出しているかを示す指標。付加価値額は営業利益と人件費等の総和。

○六郷満山文化

国東半島では古くから来縄、田染、国東、武蔵、安岐、伊美の六つの郷が開けており、多くの天台宗寺院が成立していた。これらの寺院群は、学問をするための本山、修行を行うための中山、布教をするための末山に分けられ、合わせて満山と呼ばれていた。このことから国東半島の天台宗寺院を六郷満山と総称するようになり、ここに華ひらいた独特の仏教文化を六郷満山文化と呼ぶ。

○6次産業化

農林水産業者が生産物を自ら加工・販売することにより、新たな付加価値を産み出す取組のこと。農林水産物の生産（第一次産業）、加工（第二次産業）及び流通・販売（第三次産業）を一貫して行うことから6次産業化と称される。

○6次産業化サポートセンター

（公財）大分県産業創造機構内に開設した6次産業化の総合相談窓口のこと。6次産業化を目指す農林水産業者を対象として加工や販路開拓などの専門家（6次産業化プランナー）を派遣し、事業計画の策定や事業化に向けた支援を行う。

